公害弁連第48回総会議案書

2019.　3.　30 東　京

全国公害弁護団連絡会議

事務局　　熊本県中央区京町２−１２−４３

熊本中央法律事務所

TEL　０９６−３２２−２５１５
FAX　０９６−３２２−２５７３

〔総会スローガン〕

1　裁判闘争を一層強化してすべての公害裁判に勝利し、全面解決闘争を前進させよう。

2　官僚司法を打破し、国民のための司法の実現をめざそう。

3　「規制緩和」に反対し、公害・環境行政の後退や大規模公共事業による公害・環境破壊を断固阻止しよう。

4　公害被害者・障害者・労働者・国民との連帯と専門家との連携を強め、公害根絶・環境保全・新たな被害者救済制度の確立・公害被害の完全救済・恒久対策の確立・公害地域の再生・薬害被害の救済と薬害の根絶のたたかいを前進させよう。

5　福島原発事故の責任を明確にし、未曽有の被害の完全救済、地域の再生・復興に公害のたたかいの教訓を生かして取り組もう。脱原発訴訟を推し進め原発のない社会の実現をめざそう。

6　実効性ある情報公開制度を確立させ、戦略的環境アセスメント法を制定させて、公害・環境対策の前進を勝ち取ろう。

7　廃棄物の適正処理を推進し、廃棄物の処理に伴う環境汚染を防止するとともに、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムの転換を勝ち取ろう。

8　史上最大の社会災害であるアスベスト問題の解決のために、国と大企業の責任を明確にして、アスベスト被害者の全面的な救済と抜本的な対策を勝ち取ろう。

9　真に地球環境保全に役立つ温暖化対策の確立を勝ち取ろう。

10　公害・環境問題における、アジア諸国をはじめとした国際的な交流・連帯を強めよう。

11　最大の環境破壊である戦争に向けた策動に反対し、米国と一体となった集団的自衛権行使を狙った憲法改悪を断固阻止しよう。

目　　次

【一】基調報告
第一　公害・薬害の根絶と環境保護を求めて …… 1
第二　公害裁判の前進と課題
一　原発問題への取り組みと課題 …… 3
二　大気汚染公害裁判の前進と課題 …… 4
三　基地騒音裁判の前進と課題 …… 6
四　海・川を守るたたかいの前進と課題 …… 7
五　水俣病のたたかいの前進と課題 …… 7
六　地球温暖化のたたかいの前進と課題 …… 12
七　アスベスト訴訟の前進と課題 …… 15
第三　公害弁連の今後の方向と発展について …… 17

【二】各地裁判のたたかいの報告
（原発）
〔1-1〕福島原発被害弁護団の取り組み …… 福島原発被害弁護団　事務局長　弁護士　笹山　尚人　22
〔1-2〕控訴審での審理が進む「生業訴訟」
「生業を返せ、地域を返せ!」福島原発訴訟弁護団　事務局長　弁護士　馬奈木厳太郎　24
〔1-3〕福島原発被害首都圏弁護団の取り組み～この１年の動き
福島原発首都圏弁護団　共同代表　弁護士　中川　素充　26
〔1-4〕原発損害賠償（国賠）千葉訴訟の報告～実現する東京高裁の被害現地検証へ
原発被害救済千葉県弁護団　事務局長　弁護士　滝沢　信　27
〔1-5〕東京電力の ADR 和解案受諾拒否と中間指針改定の必要性 …… 原発被災者弁護団　弁護士　大森　秀昭　28
〔1-6〕浪江町支援弁護団の活動報告 …… 浪江町支援弁護団　弁護士　濱野　泰嘉　30
〔1-7〕「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」弁護団の取り組み～汚染地域の環境復元と地域社会回復を求めるたたかい
「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」弁護団　事務局長　弁護士　白井　劍　32
【特別報告１】原発賠償関西弁護団の活動について …… 原発賠償関西弁護団　事務局長　弁護士　白倉　典武　34
【特別報告２】原発避難者京都訴訟現在の状況 …… 弁護団　事務局長　弁護士　田辺　保雄　35
〔2〕九州玄海訴訟 ― 2019 年　私たちはどうたたかうか …… 弁護団　幹事長　弁護士　東島　浩幸　37
〔3〕福井の原発群の運転差止めを求めるたたかい …… 滋賀弁護士会　弁護士　井戸　謙一　39
〔4〕浜岡原発 …… 浜岡原発永久停止弁護団　弁護士　大橋　昭夫　40
〔5〕原告 3000 人を超えた川内原発訴訟
原発なくそう！九州川内訴訟弁護団　共同代表　弁護士　森　雅美　42
（アスベスト）
〔1〕大阪及び全国的なアスベスト被害救済の取り組み …… 大阪アスベスト弁護団　弁護士　伊藤　明子　44
〔2〕首都圏建設アスベスト訴訟の報告～首都圏での勝利判決をめざして
首都圏建設アスベスト訴訟弁護団　弁護士　森　孝博　48
（大気汚染）
〔1〕川崎公害裁判の報告 …… 川崎公害裁判弁護団　事務局長　弁護士　篠原　義仁　50
〔2〕西淀川大気汚染公害訴訟報告 …… 西淀川大気汚染公害訴訟弁護団　弁護士　津留崎直美　53
〔3〕東京大気のたたかい …… 東京大気汚染公害裁判弁護団　弁護士　原　希世巳　54
〔4〕みずしま財団の 2018 年度の報告 …… 公益財団法人　水島地域環境再生財団　事務局長　藤原　園子　56
〔5〕あおぞら財団 2018 年度活動報告
公益財団法人　公害地域再生センター（あおぞら財団）事務局長　藤江　徹　58

（基地騒音）
〔1〕第２次新横田基地公害訴訟　報告 …… 弁護士　小林　善亮　61
〔2〕第三次嘉手納爆音訴訟　報告 …… 弁護士　川津　知大　62
〔3〕第二次普天間基地爆音訴訟・控訴審判決を控えて …… 弁護士　赤嶺　朝子　64
（水俣病）
〔1〕ノーモア・ミナマタ第２次国賠熊本訴訟の現状 ……
ノーモア・ミナマタ第２次国賠熊本訴訟弁護団　弁護士　板井　俊介　66
〔2〕全ての水俣病患者の救済に向けて、「ノーモア・ミナマタ近畿第２次訴訟」……
ノーモア・ミナマタ近畿第２次訴訟弁護団　事務局長　弁護士　井奥　圭介　68
〔3〕ノーモア・ミナマタ第２次新潟訴訟のたたかい …… 新潟水俣病弁護団　団長　弁護士　中村　周而　69
〔4〕ノーモア・ミナマタ東京第２次国賠訴訟の現状と課題 ……
ノーモア・ミナマタ東京弁護団　団長　弁護士　尾崎　俊之　70
（リニア新幹線公害）
リニア中央新幹線訴訟の状況 …… 弁護団　共同代表　弁護士　関島　保雄　72
（薬害裁判）
薬害ヤコブ病訴訟大津訴訟　報告 …… 薬害ヤコブ病訴訟（大津訴訟）弁護団　弁護士　中島　晃　75
（産業廃棄物問題）
九州廃棄物問題研究会報告 …… 弁護士　高橋　謙一　77
（海・川問題）
〔1〕熊本県下のダム問題の動向 …… 川辺川利水訴訟弁護団　事務局長　弁護士　森　徳和　78
〔2〕「よみがえれ！有明訴訟」～現状を打開するには …… よみがえれ！有明訴訟弁護団　弁護士　國嶋　洋伸　79
【特別報告】石木ダム事件 …… 弁護団　事務局　弁護士　平山　博久　81

【三】特別報告
神戸製鋼石炭火力発電所事件 ……
神戸製鋼石炭火力公害調停弁護団・神戸製鋼石炭火力訴訟弁護団　事務局長　杉田　峻介　83
全国公害被害者総行動実行委員会の報告 …… 全国公害被害者総行動実行委員会　事務局長　中山　裕二　85
日本環境会議（JEC）の報告 …… JEC 理事長・一橋大学名誉教授　寺西　俊一　89
道路住民運動全国連絡会報告～旧来型大型公共事業からの転換を ……
道路住民運動全国連絡会（道路全国連）　事務局長　橋本　良仁　90
＜ JNEP 活動報告＞ストップ温暖化！原発・石炭から再エネ 100％の時代へ ……
公害・地球環境問題懇談会（JNEP）事務局次長　清水　瀞　92
全国基地爆音訴訟原告団連絡会議の活動 ……
全国基地爆音訴訟原告団連絡会議　事務局長（第９次横田基地公害訴訟原告団）福本　道夫　96
景観と住環境を考える全国ネットワーク　2018 年度活動報告 ……
景観と住環境を考える全国ネットワーク　代表　弁護士　日置　雅晴　98
環境アセス法の動向 …… 弁護士　藤原　猛爾　99

【四】2018 年度　組織活動 …… 101

【五】2019 年度　活動方針 …… 105

【六】公害関係資料 …… 109

【七】2018 年度　活動日誌 …… 110

【八】公害弁連歴代人事一覧 …… 111

【九】公害弁連規約 …… 116

【一】基　調　報　告

第一　公害・薬害の根絶と環境保護を求めて

第１　原発被害の責任と被害者への賠償問題

2011年3月11日に発生した東日本大震災、福島第一原発事故からすでに8年が経過した。その7年後に発生した熊本地震をはじめ、全国的に頻発する地震を経験し、多くの国民が自然災害の脅威を強く意識するようになったといってよい。

この間、政府は、県外被害者に対する借り上げ住宅の無償提供を2017年3月に廃止し、同時期に福島第一原発付近の浪江町、飯館村、富岡町の居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除、さらに、2018年3月末をもって避難指示区域の避難者への日常生活阻害慰謝料の支払いを終了する事で、原発問題の早期解決の世論誘導を図っている。そして同時に、高浜原発、川内原発に続き、本年3月には大飯原発、伊方原発も再稼働させるに至っている。

しかし、2016年にベトナムでの原発新設計画（三菱重工）が中止となり、2018年にはイギリスにおける原発計画も頓挫した（日立）。国際的には原発計画は完全に逆風が吹く情勢となった。

全国21地裁、28件が係属している避難者が被った精神的苦痛に対する損害賠償訴訟の先陣を切って下された2017年3月17日の前橋地裁判決は、国の責任を断罪した。その後、同年9月の千葉地裁判決は国の責任を否定したが、同年10月の生業訴訟の福島地裁判決、原発賠償京都訴訟（京都地裁）、福島原発首都圏訴訟（東京地裁）、福島原発被害いわき避難者訴訟（福島地裁いわき支部）で、国の原発政策の誤りと東京電力の責任がより一層明確にされ、神奈川訴訟でも国の責任が肯定された。

各地の勝訴判決の積み重ねは、原発のコスト論に直接的に影響するものといえる。

このような情勢において、私たち公害弁連が果たすべき役割は、大きな国民運動の中で、とりわけ裁判闘争によりたたかいを切り開く諸団体と信頼関係をもって連携し、より幅広く法廷外における国民運動の形成のために尽力するという点に求められている。

第２　その他のたたかい

１　アスベスト

2014年10月の大阪泉南アスベスト最高裁判決後、石綿工場における労働者の被害は訴訟上の和解による解決が進められているが、建設現場での暴露に基づく建設アスベスト訴訟は全国6地域で闘われ(福岡、大阪、京都、神奈川、東京、札幌)、2017年10月横浜地裁、同月の東京高裁判決によって7度目の国の責任断罪の判決が下されたが、さらに、2018年3月14日、国を8たび断罪する東京高裁判決、さらには同年8月31日、同年9月20日の2つの大阪高裁判決が下され、国に10連勝、一人親方等に関する責任も3連勝となり、今後、舞台は、いよいよ「一人親方」を含めた建設現場の労働者に対し、国、メーカー、及び事業者としてのゼネコンらによる基金制度創設に向けての取り組みが正念場を迎える。

２　水俣病問題

公式確認62年を迎えた水俣病問題は、熊本、近畿、東京のほか、新潟も含めて、1000名以上の原告団による訴訟が進行しているが、2017年11月29日、新潟水俣病における義務付け訴訟控訴審において、東京高裁は原告9名全てを水俣病と認める判決を下した。

しかし、熊本地裁における審理を中心としたたたかいが佳境に入ろうとしている中で、環境省が日本神経学会に対して、訴訟上の論点について意見照会をし、これに日本神経学会から、環境省の見解を追随する回答書が出され、それが証拠として提出されるという事態に至っている。

まさにたたかいは法廷の内外に拡がり、これから

正念場を迎える。

３　よみがえれ！有明訴訟

2010年の福岡高裁開門判決の確定と、その後の様々な判決の狭間で漁業者と営農者の対立が煽られている状況にある「よみがえれ！有明訴訟」は、確定した開門判決が行政によって無視され、かつ、間接強制金を支払い続けるという法治国家にとってあるまじき事態となっていたが、その後、2018年7月、福岡高裁において開門判決を事実上覆す判決が下されるに至った。最高裁でのたたかいに移ったが、これもまた世論喚起を背景にしたたたかいが求められる。

４　基地問題

基地問題については、2016年12月、第4次厚木基地騒音訴訟最高裁判決が「睡眠妨害の被害は深刻で軽視できない」旨認定しながら、一審・二審が肯定した夜間飛行の差し止めを覆し、将来分の賠償も退け、世論から批判された。しかし、第二次普天間基地爆音訴訟（福岡高裁那覇支部）、第三次嘉手納爆音訴訟（同）、岩国訴訟、第二次新横田訴訟が控訴審で結審した、今後高裁での判決が待たれる。

また、宮崎では新田原自衛隊基地の爆音を対象とした新たなたたかいが提起され注目に値する。

５　大気

かつての東京大気訴訟で勝ち取った成果を維持するため、国に医療費助成制度の創設を求め、2019年2月、全国の患者会が一丸となって、国及びトヨタをはじめとする自動車メーカー7社を相手方として、公害等調整委員会に対して、公害調停を申請した。

公害調停という土俵において、世論を動かす患者団体の運動が鍵を握っている。

第３　地球温暖化

産業革命以前（1850年以前）からの地球の平均気温の上昇を2℃を十分に下回る水準にすることを目的とし、1.5℃に抑制するよう努力するとして、今世紀後半に、温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを明記するパリ協定が、2016年11月、発効した（いわゆるCOP21）。

2018年10月にIPCC（国際気候変動に関する政府間パネル）が発表した「1.5℃特別報告書」によれば、現在の削減目標では将来の1.5℃達成は困難であるとされた。

今後とも、温暖化を招かない自然エネルギーへの転換に取り組みが重要になる。私ども公害弁連も、原発訴訟の推進と世論喚起を見据え、法廷の内外からその取り組みに携わっていきたい。

第二　公害裁判の前進と課題

一　原発問題への取り組みと課題　―原発被害訴訟の現在―

2011年3月11日に発生した、東京電力福島第一原発の事故による被害の賠償を求める集団訴訟は、全国で約30件、合計1万2000人以上の規模で係属している。

全国のこれらの裁判は、2017年3月17日の前橋地裁を皮切りに、千葉地裁、福島地裁（生業訴訟1陣）、東京地裁（小高に生きる訴訟）、京都地裁、東京地裁（首都圏訴訟）、福島地裁いわき支部（避難者訴訟1陣）、そして約1年を空けて、本年2月20日の横浜地裁（神奈川訴訟）と、これまで8つの判決が言い渡されている。

判決後、いずれの訴訟においても原告・被告双方から控訴が申立てられて、東京高裁（4件）、仙台高裁（2件）、大阪高裁（1件）で、控訴審の審理が続いているところである。神奈川訴訟については現時点では確認できていないが、おそらく同様に双方控訴になるであろう。

これらの判決の現況を、この小論で詳細に報告することは出来ないが、以下、直近の神奈川判決を中心に、概要のみを整理しておきたい。

1　国の責任

従前、前橋、福島、京都、東京の各地裁において国の国賠責任が認容され、千葉地裁だけがこれを否定していたところ（小高に生きる訴訟といわきでは、国は被告になっていない）、横浜地裁も国の責任を認めた。これで、6件のうち5件の認容判決がそろったことになる。

ただし、判断の内容は必ずしも同じではなく、今回の横浜地裁判決においても、他の判決とは異なる見解が示されている。予見可能性の判断においては、地震本部の「長期評価」（2002年）ではなく、東電が保安院に提出した貞観津波等を含めた津波評価である「平成21年報告書」をもって、予見可能性の根拠とした。とはいえ、長期評価の信頼性を疑問視したという意味ではなく、より確実な線で過失を認定したものとも解されるところであり、各弁護団による精密な分析に期待したい。

結果回避措置についても、防潮堤や各種施設の水密化など多様な対応が想定される中で、電源設備の移設に絞った判断を示し、切迫した状況の中でも早期に対応できる措置であったことを挙げている。これも、他の回避措置による回避可能性を否定したというよりも、確実な過失の認定を期するための判断とも理解できる。

前橋地裁以来の国の責任を認める判決の連続に対し、国は必死で巻き返しを図っていることが伺える。しかし、各訴訟の原告弁護団はこれに適切に対応しており、国の思惑は成功していない。本件における国の責任を認める判決の流れは、ますます確固たるものになりつつある。今後もこの動向を、一層確実なものにしていきたい。

2　東電の過失責任

先行する各判決に倣い、横浜地裁判決も民法709条ではなく原賠法3条の適用による責任を認定している。とはいえ、東電の過失を積極的に否定するというより適用法令の判断であり、行為態様の悪質性の認定という場面では、過失の態様についての原告側の主張・立証が功を奏しているというべきであろう。

3　損害認定

この間の判決を通じて、損害認定･評価の不十分さが、共通する最大の問題となってきた。いずれの判決も、賠償責任を認める「一部認容」（勝訴判決）であるが、しかし原告にとって納得のいく水準とはいえない判断が重ねられているからである。

横浜地裁判決も、先行判決の水準を一歩前進させながらも、十分なものとは言えず、後退した部分もみられる。避難区域内からの避難者について、避難区域の区分と、避難指示の期間が5年以上か否かに応じた区域割りをしたうえで、一律の損害認定をする手法によ

るところ、原陪審の指針による既払い金額に追加される認容額として、帰還困難区域が50万円、居住困難区域と解除準備区域は50万円ないし450万円、緊急時避難準備区域は70万円の支払を命じている。区域外については30万円の慰謝料を認めた。

これらの損害認定をどう評価するかについて、いくつかの問題点を指摘したい。

第1に、原陪審の指針等の性格に対する評価である。本来指針等の性質は、早期救済を目的とする最低限の一律的な賠償の「指針」である。これに対して、個別の損害立証を経たはずの裁判所による判断が、いずれもわずか数十万円から数百万円の上積みという一律評価に留まるのは、指針等の性格に対する評価を誤り。これを裁判規範のように位置付けてしまっていることを示す。

第2に、「故郷喪失」（地域社会生活の破壊）という損害の性質を、十分に理解できていないことである。この損害は、避難生活による「日常生活阻害」とは異なる、「地域生活利益」の喪失という無形の財産的損害（及びこれによる精神的苦痛）であり、従来の公害事件には見られない重大な包括的損害である。

そして第3には、指針等が定めた月額10万円の慰謝料は、この「故郷喪失損害」を含んでいないことを理解していないことである。そもそも国の機関である原陪審は、その政策的限界から、「国土（地域）の事実上の喪失」という事態を認めたくない。また中間指針や第2次追補が制定された時点では、そこまでの避難指示の長期化は視野に入っていなかったのである。

そうであれば、事態が明確になった今、指針による賠償が及んでいない損害を正しく認め、評価するのが司法的救済の任務であるが、各判決はその任務を果たしていない。

第4に、区域外避難者の損害についての、避難の相当性や損害の内容に関する非常に限定的な判断である。「20ミリシーベルト論」からの脱却と、現に数千人に及ぶ原告が「自主的」な避難を継続し、訴訟を提起している現実を見据えることが求められる。

今後、各地において後続する一審判決と、控訴審においては、このような欠陥を克服し、避難生活による損害と故郷喪失損害（地域生活利益の喪失）という2つの重大な損害を正しく評価・救済させることが課題となる。各地の訴訟における一層の連携と、主張・立証の強化を期待したい。

二　大気汚染公害裁判の前進と課題

1　新規救済制度をめぐって

⑴　この間の経緯

大気汚染のたたかいでは、この数年来、国の医療費助成制度の創設を求めて、請願署名、国会要請などの運動が取り組まれてきた。そして全国患者会は2012年から環境省との「勉強会」を21回にわたって積み重ねてきた。

環境省は救済制度創設に関わる話し合いは拒否はしないものの、SORAプロジェクト等の健康影響調査でも因果関係は明らかになっておらず、また大気汚染は近年は改善されているので制度を創設する状況にないのではないかなどとしている。しかしこれらの環境省の言い分が破綻していることは「勉強会」の議論の中でも明らかとなっており、結局のところ年間百億円と試算される財源の確保の見通しが立たないことが制度創設の最大の壁となっているとみられる。

しかしこの点、国と合わせて関係する地方自治体や関連業界（自動車、石油、運輸、コンビニ、宅配など）などの公害発生原因者が応分の財源負担をすることでこの壁を乗り越えることは十分に可能であり、毎年の公害総行動の交渉では、自工会も石油連盟も、救済制度の財源負担については「国から話があれば検討する」との回答を繰り返しており、また東京都は患者自己負担額の3分の1の助成は今後恒久的に行っていくことを患者に約束している。このような状況を踏まえて環境省の決断を迫ってきたが、環境省は態度を変えることなく、膠着状態が続いていた。

このような状況を打開するためには、あらためて被害を前面に押し立ててのたたかいを全国的な規模

で展開し、世論に訴え、環境省と関連業界の中核である自動車メーカーを包囲していく以外にはない。

かつての東京大気裁判でも、被告メーカーらは東京高裁からの和解勧告で公害被害発生の「社会的責任」を指摘され、その勧告に従って東京都の救済制度の財源負担・賠償金の支払いを認めて和解を成立させた。国の制度創設に当たっても少なくともその「社会的責任」を逃れるすべはないはずである。

⑵　公害調停申請

そこで昨年夏以降、この新たなたたかいの下支えとして環境省と自動車メーカを相手に公害調停申請が検討され、去る2月18日、公害等調整委員会に公害調停の申請がなされた。

申請人は東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪の患者、計94名と全国公害患者の会連合会で、まさしく全国の患者らと全国患者会が一丸となっての申請となった。

被申請人（相手方）は国（環境省）と自動車メーカー7社（トヨタ、日産、三菱、日野、いすゞ、UDトラックス、マツダ）。申請の趣旨は次の3点。

① 被申請人国は公害患者の医療費救済制度を創設すること。

② 被申請人メーカーらは救済制度につき相応の財源負担をすること。

③ 被申請人らは損害賠償金として1人100万円ずつを支払うこと。

申請日当日は昼休みに環境省前で集会、そして午後2時からトヨタ前で300名規模での集会を成功させ、環境省、トヨタあてに要請書の提出も行った。

⑶　今後のたたかいの課題

裁判手続きと比べて、公害調停は「双方の互譲による合意に基づき紛争の解決」を目指す手続きである。訴訟よりも柔軟な手続きであり（訴訟では制度創設を求める請求などあり得ない）、期間的にも1～2年程度で決着を目指すシステムであることなどのメリットはあるが、訴訟のような解決のための強制力はない。

公害調停の場で国とメーカーに制度創設の決断を迫って、追い詰めて行くことを目指すとともに、その決断をさせるためには運動の力、世論の力が不可欠である。たたかいの中核は世論を動かす患者の運動であり、公害調停はその運動のための重要な「下支え」と位置づけられるものである。

そして解決のカギを握るのは自動車メーカーの中でもトヨタである。東京大気裁判のたたかいでも、トヨタに決断を促すべく、東京本社前で、最大1千人規模の集会を組み、最終盤では、テントでの泊まり込みを含む座り込みを行うなどの大衆行動が取り組まれた。こうした中で、被告の中ではトヨタがイニシアチブを発揮して、和解成立に至ったことは間違いない。

今日、無公害車化、EV化を目指す世界の趨勢の中で、いまだに排ガス公害で苦しめられている患者の姿と、その責任をとろうとしないトヨタをはじめとする日本の自動車メーカーの姿を徹底的にアピールし、これを国際的にも拡散していくことで、トヨタに決断を求めていくたたかいが重要である。

前述の申請日行動を第1弾として、第2弾が4月23日、第3弾が公害総行動総括集会として6月6日に予定されているが、公害調停の取り組みと併せて、トヨタ包囲の全国的なたたかいを展開していくことが強く求められている。

2　道路公害対策を求めて

⑴　PN規制

この間欧州では、PM2.5やナノ粒子による大気汚染を改善するために、自動車から排出されるPMの個数を規制するPN規制が、2014年から実施されている。

わが国でも環境省においてこの点が検討されているが、「数量規制で行くか、重量規制を強化するか二つの考えがある」など、環境省の姿勢は後退しており、背後に自動車メーカーヒアリングでの消極姿勢が反映しているとみることができる。

この点での監視を強め、欧州並みの規制を実施させていく必要がある。

⑵　電気自動車普及

近年、欧州、中国、インドをはじめ世界各国で電気自動車等の普及を図る旺盛な取り組みがなされている。

これに対しわが国では、昨年8月経産省の「自動車新時代戦略会議」中間とりまとめが発表され、何

と「クリーンディーゼル」を含む次世代自動車の普及がうたわれ、国際的な電気自動車化の流れに抗して、我が国を最後のディーゼル車販売市場として残していくかの方向性が示されている。現にフォルクスワーゲンは、20年ぶりに今年からディーゼル車の販売を開始し、ボルボも日本でのディーゼル車販売を強化しようとしている。

こうした危険な流れに警鐘を鳴らし、我が国でも電気自動車の普及と、真の無公害車化を図る取り組みを強化する必要がある。

三　基地騒音裁判の前進と課題

1　基地問題を取り巻く事情

平成30年10月1日、危険極まりないと言われているCV22オスプレイ5機が首都圏の住宅密集地にある横田基地に配備された。配備前からオスプレイの飛行訓練が繰り返し行われており、基地周辺住民は今まで以上に騒音被害を受けることになっただけでなく、墜落の危険に悩まされることになった。オスプレイはこれまでも墜落事故を起こしており、これが一度でも住宅密集地で発生すると甚大な被害が出ることは明らかである。

実際、オスプレイではないが、平成30年に限っても6月11日には嘉手納基地所属のF−15C戦闘機が那覇市の南方80キロの海上に墜落し、12月6日には岩国基地所属の空中給油機KC−130と戦闘攻撃機FA−18が訓練中に接触して室戸岬から100キロ離れた太平洋に墜落するなど米軍機の墜落事故が発生している。

また岩国では厚木からの空母艦載機の移駐が進み、騒音被害が大きくなっている。

その一方で沖縄の普天間基地、嘉手納基地の負担は変わらず、日本政府は辺野古移転を強硬に進めるだけで、根本的な解決に向けたその他の手段を検討さえしようとしない状況である。

このように基地問題は、解決に向かうどころか、ますます米軍の自由に利用され、それを日本政府が放置するという状況となっており、残念ながら悪化していると言わざるを得ない。

2　基地騒音裁判の動き

基地騒音裁判においては、今年も第9次横田基地騒音訴訟の一審判決において、その他の基地と同じように、騒音の違法性は認め、引き続き過去の損害賠償額が引き上げられるという一定の成果があったものの、飛行差止は認められず、将来の損害賠償請求も認められないという従前の基地訴訟判決を踏襲する判断が続いている。

米軍機の飛行差止については第三者行為論により判断しないというのは裁判を受ける権利を裁判所が蔑ろにしていると言わざるを得ないし、将来の損害賠償請求を認めないというのは周辺住民に提訴の負担を負わせ続けることに他ならない。正に司法の役割を放棄する事態が続いているといえる。

そのような事態を高等裁判所で打破すべく、嘉手納・普天間・岩国・第二次新横田では控訴審をたたかい、すでにそれぞれ結審し、第9次横田ではこれから控訴審が開始されることになる。

また、最高裁において破棄されたものの自衛隊機の飛行差止や将来の損害賠償請求を勝ち取った厚木では早々に第5次訴訟が始まった。新田原では初の訴訟が第一審で進行しており、平成30年7月2日の追加提訴で原告数が181名となった。長年健康被害の立証に努めてきた小松訴訟は、いよいよ6月17日に結審を迎えることになっている。

3　今後の展望

第三者行為論を打破しなければいくら騒音被害を受けていても賠償金で解決すればよいということになりかねない。

これを打破するために、各基地訴訟の弁護団は、全国基地爆音訴訟弁護団連絡会を立ち上げ、昨年は新田原基地訴訟の弁護団が加入した。新田原基地は自衛隊基地のため、第三者行為論の適用はなく、そのような状況において飛行差止が認められるか今後の展開が注目される。

今年は、上記のように嘉手納・普天間・第二次新横田・岩国の控訴審がすでに結審し、判決が今年中に言い渡されることになっている。どこかいずれかでも更に前進する判決が出れば、他基地にもその流れは広がるため、司法がその役割を果たしたといえるような判決が期待されるところである。

四　海・川を守るたたかいの前進と課題

島国であるわたしたちの国は、海と川の水系が一体となって国土と生態系を形作っている。古来、わたしたちは、その水辺環境が生み出すめぐみを糧とし、海と川にはぐくまれながら生きてきた。

ところが、わたしたちの国土の海と川は、戦後、人の一生にもみたないわずかな間に、次々に破壊されてきた。ふるさとの海は干潟や藻場が埋立や干拓で失われ、岸辺はコンクリートで幾何学模様に固められ、川には次々にダムが建設されて、海と川が一体となった水系は寸断され、それぞれの水辺環境は破壊され続けてきた。

そうした破壊行為を主要に担ってきたのは、無駄で有害な大規模開発型公共事業である。無駄で有害な公共事業はまた、いったん走り出しら止まらない公共事業でもあった。

地球環境問題の問題群のなかで、生物多様性の保全が重要な課題であることが認識されるようになるにつれ、多種多様な生物の生息地であり、生物多様性の宝庫たる海と川の水辺環境の保全は、持続可能な社会を構築する上で不可欠であると認識されるようになった。そして、これを破壊する愚行は、いま、国際的に反省されようとしている。

この間、われわれは、川辺川ダムの政府による休止表明を勝ち取り、荒瀬ダムは紆余曲折を経て撤去工事が始まった。荒瀬ダム撤去工事開始後、自然は驚異的な復元力を発揮し、われわれに自然復元の希望を与えている。

他方、2010年12月に確定した諫早湾干拓事業潮受堤防の開門を求める福岡高裁判決は、国による徹底したサボタージュと、開門阻止派の提起した開門阻止訴訟における馴れ合い的な対応のなか、2013年12月の履行期限が経過した今日でも国の開門義務は履行されていない。しかも、昨年には福岡高裁において確定判決を実質的に覆す請求異議訴訟判決が出され、現在、上告審で戦われている。

沖縄県においては基地のない沖縄を願う再三にわたる県民の意思を踏みにじって、生物多様性の宝庫である辺野古の海を埋め立てる新たな米軍基地建設の工事が強行されている。

わたしたちの国の海と川は、いまだ破壊から保全、再生へと歴史的な転換を果たし切れていない。これまで、海と川の破壊に対するたたかいは、裁判闘争と地域の生活者、自治体、市民、自然保護団体の運動が連携をとりながら進められてきた。わたしたちは、こうした戦いを着実に前進させ、海と川を破壊するあらゆる戦線において、破壊から保全、再生への転換を実現していかなければならない。

五　水俣病のたたかいの前進と課題

1　水俣病をめぐるたたかいの概略

「水俣病は終わっていません」。2017年9月、スイス・ジュネーヴで実施された「水銀に関する水俣条約」の第1回締約国会議において、胎児性水俣患者の坂本しのぶ氏が世界に向かって訴えた。

水俣病をめぐるたたかいは、政府が、いわゆる水俣病特措法（正式名称は「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」）の申請期限を平成24年7月末で打ち切った後、新たなたたかいの土俵に移り、現在でも公害弁連傘下の訴訟のみならず、多くの訴訟が係属している。

いわゆる水俣病第三次訴訟における1996年5月22日の政府解決策を踏まえた和解を経て、2004年10月15日、最高裁判所は水俣病における国、及び、熊本県を断罪し、従来の水俣病認定基準を否定して感覚障害だけの水俣病を認めた。そして、この判決の後、続々と水俣病の認定申請を求める人が続出し、2005年10月3日ノーモア・ミナマタ（いわゆる1次）国賠訴訟が司法救済制度による解決方式の構築を求めて提起された結果、熊本、新潟、大阪、東京の各地裁において、裁判上の和解成立に向けた協議が行われ、2011年3月末には全ての裁判所における和解が成立した。

一方、政府は、訴訟を提起していない水俣病被害者らを対象とした水俣病特措法を2010年5月1日の54回目の水俣病公式発見の日を期に運用開始した。しかし、不知火海沿岸地域の健康調査が実施されない現状では、未だ多くの水俣病被害者が取り残されており、また、指定地域の問題、昭和44年12月1日以降に出生（曝露）した水俣病被害者の問題が取り残されたまま、環境省は2012年7月末を以て、同法の申請期限を打ち切った。2012年7月31日時点での水俣病特措法への申請者数は、熊本･鹿児島･新潟3県合計で65151名に上っている（内訳は、熊本県42961名、鹿児島県20082名、新潟県2108名、2012年8月30日毎日新聞）。

このため、2013年6月20日、水俣病被害者48名は、チッソ株式会社、国及び熊本県を被告として、総額2億1600万円（原告1名につき450万円（慰謝料400万円と弁護士費用50万円））の賠償を求めて、熊本地方裁判所に提訴した（ノーモア･ミナマタ第2次国賠訴訟）。

本訴訟は、チッソ、国、及び、熊本県を被告として慰謝料等450万円を請求するものであるが、訴訟を通じて目指すのは、「司法救済制度」の確立により、一時金のほか、月々の療養手当、医療費の支給を含む3点セットによる賠償を勝ち取ろうとするものである。

2018年3月14日現在、すでに熊本地裁では第12陣まで終え、熊本、東京、近畿、新潟の原告数は合計1854名に達している（熊本1491名、大阪140名、東京76名、新潟147名）。

一方で、メチル水銀中毒の症候2つ以上の組み合わせを求めるいわゆる昭和52年判断条件をめぐっては、2013年4月16日、最高裁判所が、事案ごとに全証拠を総合的に検討し、昭和52年判断条件に該当しない場合であっても水俣病と認定する余地があるとして、感覚障害しかない原告勝訴の判決を下した。その後、2013年10月25日には、国の公害健康被害補償不服審査会も上記最高裁判決を踏襲して感覚障害だけの患者を逆転認定する裁決を下したが、環境省は、2014年3月7日付けで、判断基準自体は見直さず、症状の組み合わせがない場合の総合的検討の在り方を整理するにとどめる通達を発し、被害者団体からは一斉に抗議が上がった。

2018年5月1日で公式確認から62年を迎えた水俣病問題は、未だ多くの被害者が取り残されていることが明らかになり、さらにたたかいは継続する。

2　司法救済制度の確立を求めて

⑴　司法救済制度とは何か

今日における水俣病被害者補償の議論の中心は、未認定患者のうち何らの補償も受けていない被害者（以下「未救済被害者」という）に対する補償をどう実現するかという点にある。

現在、熊本地裁、大阪地裁、東京地裁に係属中のノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求訴訟は、未救済被害者のための制度構築として「司法救済制度」の実現を目的とするものである。

司法救済制度とは、「誰を水俣病被害者と認めるか」、「水俣病被害者に対していかなる補償をするか」の判断を、行政ではなく裁判所が行う制度である。かつて、水俣病第三次訴訟では、「司法救済システム」と呼ばれ、ノーモア・ミナマタ（第1次）訴訟からは「司法救済制度」と呼ばれてきた。

この構想の出発点は、誰が被害者であるかを加害者たる行政（国・熊本県）に判断させることに対する被害者の拒絶感にある。すなわち、これまで、国、熊本県は、公害健康被害補償法（以下「公健法」という）の認定制度の下、多くの水俣病患者を患者でないとして切り捨ててきた。行政は水俣病患者に対する補償予算を可及的に少なくするため、医学的に間違った認定基準で患者を切り捨て、そのたびに司法の場で誤りを指摘され断罪されてきた。直近の最高裁による司法判断が、2013年4月16日の水俣病認定義務づけ訴訟（いわゆる溝口訴訟）最高裁判決である。にもかかわらず、従来の認定基準にこだわり、これを改めようとしない行政に対し、基準の改定を中心とした改革を求めることは当然、重要なことである。

他方で、仮に基準が緩和されるなどの改革がなされた場合も、公健法を司るのはあくまで行政（環境省）であり、患者切り捨ての実態がどれほど変わるのか疑問なしとしない。例えば、感覚障害だけの者も水俣病と認めると基準を緩和しても、行政が指定した医師の診断を絶対視し、民間の医師の診断を排除したのでは、予算の都合から「感覚障害なし」として切り捨てられる恐れが極めて高いというべきである。姫路獨協大学の宮井正彌教授が熊本県の認定審査会のデータを分析した結果、52年判断条件に合致する944名中205人しか認定されていなかったことが判明した（「熊本水俣病における認定審査会の判断についての評価」）。行政は自ら定めた狭過ぎる基準すら正しく運用せず、被害者を切り捨てていたのである。そこで、原告団は、患者か否かの判断権を司法に委ねる司法救済制度を求めているのである。

そして、司法救済制度は、期間限定ではなく、将来水俣病被害者として訴え出た者も活用できるよう、まさに恒久的な制度である必要がある。

⑵　司法救済制度の手順

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟は、原告らを水俣病被害者として認めさせ正当な補償を勝ち取るのみならず、将来にも門戸を開いた制度の確立を求めている。

同訴訟では、水俣病としての症候（感覚障害）の有無もさることながら、同症状を発症するに足るメチル水銀曝露の有無が大きな争点となる。そこで、行政がこれまでメチル水銀曝露はほとんどないとしてきた地域や年代でも水俣病を発症するに足る曝露があったことを明らかにしなければならない。

そして、これを前提に協議を行い、いかなる条件でメチル水銀曝露の推定を認めるかなどについて基本合意を裁判所で交わす。この基本合意を交わすことができれば、合意内容に沿って、症候や曝露の審査を進める。そして、原被告双方で一致した原告については、裁判上の和解を成立させ、不一致の原告については、所見ないし判決で解決を図ることとなる。このルールについても基本合意しておく必要がある。

なお、症候やメチル水銀曝露の推定については、様々な調査の結果をふまえて、基本合意の内容を改訂していくことも必要となる。

⑶　司法救済制度を確立するための課題

これまで水俣病について司法救済制度が実現しなかった背景には、①複数の被害者団体の中で、司法救済制度を求める勢力が多数派になれなかったこと、②被害の全貌が明らかでなく、予算の策定が困難だったこと、③先例に乏しく、制度のイメージを共有しにくかったこと、④訴訟の長期化により原告らが妥協を余儀なくされたことなどが考えられる。

しかし、①の点は、現在、補償を求めて活動している被害者団体では、水俣病不知火患者会が圧倒的多数（患者数7200人）を占めており、さらなる被害者の掘り起こしで原告を拡大していくことが制度確立のスピードを速めることになると考えられる。

次に、②の点は、行政が不知火海沿岸住民の健康調査を怠ってきたが故に被害の全貌がつかめず、予算の策定を自ら困難にしてきたという歴史がある。そこで、加害者らの責任で健康調査を実施させることが重要である。

さらに、③の点は、薬害スモンのほか、ハンセン病、肝炎、じん肺など、先例の積み重ねができ、当事者間及び裁判所においてイメージを共有しやすくなっている。

最後に、④の点についても、水俣病患者のためにその生涯を捧げた原田正純医師（2012年没）は、「極端な力の差があるのに、通常の上訴権を強者側にも与えることが、本来の『法の下の平等』といえるだろうか」（『マイネカルテ』西日本新聞社）として疑問を呈していた。原爆症認定訴訟において、国（厚労省）は控訴しないとの合意を勝ち取った例もあり、被告らが一審判決前の基本合意を拒否し判決になった場合、控訴を許さないたたかいが重要になる。

水俣病被害者救済については、これまで何度も判決や政治解決を重ね、それでも水俣病問題は終わっていない（馬奈木昭雄弁護士によれば「終わっていない」のではなく「終わらせない」、『水俣病裁判と原田正純医師』、花伝社、2013年）。こうした現実を直視したとき、司法救済制度こそがもっとも現実的な解決策であり、これを支持する世論を形成していくことは十分可能である。

⑷　患者掘り起こし

水俣病訴訟においては、医師団やスタッフの患者掘り起こし運動と一体となった活動が必須である。

かつて、水俣病第三次訴訟では、民医連を中心として全国の医療スタッフに呼び掛け、1000人大検診が実施された。

その後、いわゆる水俣病特措法における指定地域外の患者につき、熊本県民医連が中心となり、2009年9月20日、21日、全国から医師140名、スタッフ総勢600名を集めて実施した不知火海沿岸6市2町での1044名の大検診は93パーセントに水俣病の症状があることを浮き彫りにした。

また、特措法打ち切りを目前に控えた2012年6月24日、不知火患者会が中心となって水俣病一斉検診が実施されたが（住民健康調査実行委員会・藤野糺委員長）、そこでは、1396名中88パーセントに水俣病特有の症状である四肢抹消の感覚障害（手足の先端のほうで触覚や痛覚などの感覚が鈍る症状）が見られたと指摘されている。

そして、2014年11月22日から23日にかけて、医師120名、スタッフ250名規模で、447名の大検診を実施し、428名に水俣病の症状が認められた。

直近では、2015年10月31日から11月1日にかけて、いわゆる水俣病特措法の対象地域外である天草市河浦町宮野河内地区で住民108名を対象に健康調査を実施した結果、75%にあたる82名に四肢末梢優位の感覚障害の所見が見られたとする調査結果を発表している。

このように、多大なる医師や看護師、スタッフの協力により、今後とも、水俣病被害者の実態把握を解明する動きが継続している。

3　国（環境省）の動き

環境省は、多くの患者会の猛反発を受けながら、2012年7月31日付けで、いわゆる「水俣病特措法」の申請を打ち切った。この打ち切りは、同法第7条2項で「救済措置の開始後3年以内を目途に救済措置の対象者を確定」すると規定されていることを逆手に取り「立法府の判断は重い」（細野豪志環境相・当時）との建前論で、2013年4月末で対象者確定を終えるとして押し切ったものであるが、不知火海沿岸の住民健康調査も実施されない中で、「あたう限りの救済」が実現していないのは誰の目にも明らかであった。

その上で、政府は、2013年秋、熊本で実施された第33回「豊かな海づくり大会」（水産資源の維持培養や海域環境保全の大切さを広く国民に訴えるとともに、水産業の振興と発展を図ることを目的として、昭和56年以降、毎年全国各地を巡りながら開催されている農林水産省が中心となって行われる行事）において水俣の海の再生をアピールし、国外的には、2013年10月に熊本市において国連の水銀削減に関する水俣条約締結会議を開催して、水俣病問題解決の世論作りをアピールしようとした。

しかし、多くの水俣病被害者が取り残されている現実と新たな訴訟の継続、昭和52年判断条件を事実上否定する最高裁判決とその後も昭和52年判断条件の見直しを否定する政府に対する被害者団体からの反発により、環境省の策動は完全に破たんしている。

水俣病問題は、常に、「客観的に存在する広大かつ重篤な被害」を加害者側（政府・熊本県・チッソ）らが「小さく」見せようと躍起になった結果、いつまでも解決を見ない歴史が繰り返されてきたが、政府は、今回も歴史に学ばず大罪を繰り返したのである。

とりわけ、環境省が2014年3月7日付けで発した公健法に基づく水俣病の認定における総合的検討に関する通知は、2013年4月16日の最高裁判決において総合的検討の重要性が指摘されたことを受け、1年にわたって検討された結果であった。

しかし、同通知は、症状の組み合わせがなく感覚障害だけでも認定可能とする一方、水俣病の症状は、メチル水銀の「ばく露が停止してから長くとも1年程度まで」に発症するとし、これを超えてからの発症については、メチル水銀ばく露との因果関係がないとして切り捨てることとした。2004（平成16）年の水俣病関西訴訟最高裁判決が是認した大阪高裁判決は、魚介類の摂取を中止してから4年程度のいわゆる遅発性水俣病の存在を認めている。同判決が遅発性水俣病の発症時期を限定的にとらえている点で妥当ではないのであるが、同通知は、同最高裁判決にすら抵触するものである。

また、同通知は、中央公害対策審議会答申（1991年）を踏まえ、「昭和44年以降は水俣病が発生する可能性のあるレベルのメチル水銀ばく露が存在する状況ではなくなっている」としているが、今後認定審査を受ける者が昭和45年までの発症を証明することは、カルテの保存期間等を考慮すれば、事実上不可能であるし、さらに、2013年4月16日の水俣病義務づけ訴訟最高裁判決で勝訴した原告すら認定されない結果となり、その不当性は明らかである。

結局、同通知は、症状の要件を緩和したかのようなポーズを取りながら、因果関係の審査で厳しく絞り込むことで、水俣病患者切り捨て政策を継続する意思表明といわざるを得ない。

なお、2018年5月、環境省（特殊疾病対策室）は、日本神経学会に対し、「メチル水銀中毒症にかかる神経学的所見に関する意見照会」と題する文書を発し、これに対して、同学会が「水俣病のような神経疾患は神経内科医による診断が必要である」「メチル水銀中毒症では症状の変動はみられない」「メチル水銀曝露後長期間を経過してからの発症はあり得ない」との回答を行い、この回答書が法廷に提出されるという事件が発生した。日本神経学会あげて環境省に忖度する事態となり、このような態度に対して運動としてのたたかいが継続する。

4　熊本県の動き

熊本県は、2013年10月25日、国の公害健康被害補償不服審査会が同年4月16日の最高裁判決に沿った逆転裁決をして以降、「国の二つの機関において判断が食い違い、考え方が整理されていない」として環境省を批判し、そのような状況が続くのであれば、国から委託を受けている公健法上の水俣病認定業務を返上し、国の臨時水俣病認定審査会（以下「臨水審」という）で代行する意向を示すとともに、公健法の補償制度を検証するよう求めていた。

しかし、そもそも上記通知のもとで臨水審を開催しても、患者切り捨ての場が県から国に移行するのみで、何ら解決にはならない。

熊本県の姿勢は、報道からも「国がかたくなな姿勢を変えないのであれば、県が単独でも調査を実施し、そこで得られた事実を国に突きつけ、あるべき救済制度を提言すべきでないか。弥縫策の繰り返しにピリオドを打つためにも、県がさらに一歩踏み込み、問題解決への主体的姿勢を示して欲しい」と指摘されている（熊本日々新聞2014月1月13日朝刊）。

現時点では、熊本県は、それ以上の姿勢を見せてはいない。

5　チッソの動き

水俣病の原因企業であるチッソは、チッソ分社化と税制優遇措置を獲得するために、究極の加害者救済策である「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法」を引き出した。しかし、これは水俣病患者のみならず、水俣病問題という歴史自体を闇に葬り去ろうとするものである。除本理史教授によれば「チッソが分社化すれば被害者側は手も足も出せない状態になる。分社化は補償原資となる子会社の株式売却益がいくらになるかで補償総額が左右されかねない『応能負担の論理』であるが、この論理はPPPとは無縁。四大公害裁判後、明確になってきた日本の環境問題解決の原則とは大きく乖離する」と批判している（2009年3月4日熊本市内で開催されたシンポジウムより）。

しかし、このような批判があるにもかかわらず水俣病特措法が成立し、チッソは分社化により水俣病問題と法的に決別することが認められた。チッソの後藤舜吉会長は2010年社内報において「紛争その他水俣病の桎梏から解放される」という表現で、分社化のメリットを語っている。

その後、チッソは2010年7月6日、同法の「特定事業者」に指定され、同年12月15日、松本龍環境大臣（当時）はチッソの事業再編計画を認可した。2011年1月12日、チッソは100%子会社の「JNC株式会社」を設立し、同年2月8日付けで大阪地裁はチッソからJNC株式会社への事業譲渡を許可しており、同年3月31日までに事業譲渡が行われ、同4月1日から事業を開始した。今後は、チッソが保有するJNC株式の譲渡についての環境大臣の許可が問題となるという状況である。

この点について、環境大臣の許可の前提となる「救済の終了」の捉え方について、2017年9月30日、水俣条約の締約国会議における中川雅治環境相は「水俣病は解決していない」との認識を示している。ただ、2018年2月の選挙によって新たに市長となった高岡利治水俣市長は、「（水俣病特措法が定める）条件を満たせば、国に要望していく」と述べるなどチッソの意を受けている立場を示している。

しかし、全ての水俣病被害者への賠償義務を負うチッソが、ノーモア・ミナマタ第2次訴訟を始め、公健法上の認定申請者が多数取り残されている状態で分社化を実行することが許されないことはいうまでもない。

報道では、水俣病特措法に関連してチッソが国から借り入れた債務993億円の返済猶予を受けたとされ（熊本日日新聞2018年3月5日朝刊）、公的支援を受ける

立場としての説明責任を問う声もある。

6　水俣条約を巡る動き

2009年1月20日にアメリカ大統領に就任したオバマの政策転換により、同年2月20日、ケニアのナイロビで開催された第25回国連環境計画（UNEP）管理理事会において、2013年までに水銀規制条約を締結すること、及び、その条文の検討のために全5回の政府間交渉を実施する方針が確認された。

これを受け、2013年1月19日、ジュネーブ（スイス）での第5回会議で、水銀を用いた製品や輸出入を原則禁止し、大気や土壌への水銀排出を削減、金採掘現場での使用の削減等を謳った「水銀に関する水俣条約」につき、2013年10月、熊本市及び水俣市で採択・署名会議が開かれた。

2013年10月10日に熊本市内で開催された採択会議で水俣条約は成立し、条約の発効には50ヶ国の批准が必要とされているところ、アメリカが第1号の締結国となった後、2年ほど遅れた2016年2月2日、政府はようやく23番目の締結国となる旨の閣議決定を行った。国内的には「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の成立となる。

その後、2017年8月16日、「水銀に関する水俣条約」は発効した。35の条文と5つの附属書からなる本条約は、水銀の採掘から廃棄まで全ての段階で規制措置を定め、水銀仕様製品を2020年までに原則製造･輸出を禁止した。

これを受け、2017年9月24日、スイス・ジュネーヴで開催された水俣条約第1回締約国会議においては、今後、4年ごとに各国の水銀削減状況を報告することが確認された。

しかし、現在、発展途上国で問題となっている金採掘のための水銀使用は、その場所を特定することが困難であるほか、仮に水銀排出の技術移転に取り組んだとしても、「10年はかかるだろう」と指摘されている。

石炭火力発電所から排出されて大気中に出た水銀が海洋から魚介類を汚染し、食物連鎖によって人体に蓄積される例も多数認識されている。

また、水銀輸出問題については、同条約によっても「（水銀）輸入国の書面同意があれば輸出可能」との規程に基づき、我が国から外国への輸出は可能とされている。この点は報道においても、「環境省は、『日本の水銀が使われることで、輸出先での新たな（水銀）採掘防止につながる』という。現地で健康被害を起こし、国際市場に流れる可能性があるのに、その役割をなぜ日本が果たすのか。水俣病経験国の対応として大きな課題を残した」と批判されている（熊本日日新聞平成28年2月3日朝刊）。

＊ノーモア･ミナマタ（第1次）訴訟の顛末については、『ノーモア・ミナマタ訴訟たたかいの軌跡』（日本評論社、2012年）を参照されたい。

六　地球温暖化のたたかいの前進と課題

脱炭素社会に向けた世界の動きと日本の課題

頻発する異常気象

2018年は世界中で異常高温が頻発した。日本では、7月23日に 熊谷市で日本歴代最高となる41.1℃を観測し、7月の月平均気温の最高値を47地点で更新した。アメリカのカルフォルニア州のデスバレー国立公園の7月の月平均気温は、観測された月平均気温としては世界で最も高い42.3℃を記録した。カルフォルニアでは干ばつと熱波で、100か所以上で山火事が発生し、多数の死者を出した。

また、日本は記録的な大雨に襲われた。8月7日、8日には西日本を豪雨が襲い、広島県、岡山県などで多数の死者が出た。気象庁は、平成30年6月28日から7月8日に発生した豪雨について「平成30年7月豪雨」と名付け、「地球温暖化に伴う気温の上昇と水蒸気量の増加の影響」があったとしている。

異常気象は2019年に入っても頻発しており、1月には北米が記録的な寒波に襲われ、中西部ミネソタ州で

は体感温度が氷点下53.9度の猛烈な寒さを記録した。世界気象機関（WMO）のターラス事務局長は「北極地方で大量の氷や雪が融解していることが北半球の気象パターンに影響している」とし、一連の異常気象と地球温暖化の関連を指摘している。

パリ協定と世界の動き

2015年にパリで開催されたCOP21は、世界全体の平均気温の上昇を2℃十分に下回るレベルに維持することを目的とし、21世紀中に温室効果ガスの人為的排出と人為的吸収をバランス（均衡）させる（温室効果ガス排出の実質ゼロ）とするパリ協定に合意した。さらに、1.5℃への抑制を努力目標として掲げた。

「人為的排出と人為的吸収をバランス（均衡）させる」とは、人間活動に起因する温室効果ガスの排出を、すべて人為的に除去することを意味している。人為的な吸収は、森林などの面積を増やして吸収量を増大させるか、石炭火力発電などのCO_2多排出源から排出されるCO_2を回収し、これを地下などに貯留する「炭素回収・貯留（CCS）」などしかなく、その吸収量は微々たる量しか期待できない。「温室効果ガス排出の実質ゼロ」を実現するためには、徹底的に省エネを進めるとともに、エネルギー源を化石燃料から再生可能エネルギーに転換するしかない。

1.5℃特別報告書

2018年10月、IPCCは「1.5℃特別報告書」を発表した。

「1.5℃特別報告書」は以下のことを明らかにした。

- 工業化以前に比べて、人間活動によって約1℃世界の平均気温は上昇した。
- 現在の変化率で平均気温の上昇が続けば、高い確率で、2030年から2052年の間に1.5℃の上昇に到達する。

2℃の上昇と比べて1.5℃の平均気温の上昇では、以下のような影響の違いがあるとする。

- 1.5℃に抑えることによって、海水温の上昇、並びにそれに関連する海洋酸性度の上昇及び海洋酸素濃度水準の低下を低減させ、海洋生物多様性、漁業資源、及び生態系、並びにこれらがもたらす人間への機能とサービスに対するリスクが減少する。
- 健康、生計、食料安全保障、水供給、人間の安全保障、及び経済成長に対する気候関連のリスクは、1.5℃の地球温暖化において増加し、2℃においてはさらに増加する。

そして、平均気温の上昇を1.5℃以下に抑えることは不可能ではないが、あらゆる分野での急速かつ広範囲な変革が必要となるとし、1.5℃に抑えるためには、2030年までに、CO_2排出量を2010年比で約45％減少させ、2050年前後に正味ゼロにすることが必要だとする。そして、現在の削減目標では、たとえ2030年以降の排出削減の規模と野心的、挑戦的な引き上げによって補完されたとしても、地球温暖化を1.5℃に抑制することはできないとする。

急速に進む脱炭素社会に向けた動き

パリ協定が合意されてから、脱化石燃料の動きが急速に進んでいる。

脱石炭火力発電

世界の国々は急速に脱石炭火力の方向に進んでいる。すでに多くの国が、石炭火力発電を全廃を宣言している。

2017年11月のCOP23で結成された、石炭火力発電の段階的廃止を目指すとする「脱石炭に向けたグローバル連合」は、発足時には27の国・地方自治体・企業であったが、1年後のCOP24では、80の国・地方自治体・企業に拡大した。

ダイベストメント（投資撤退）

化石燃料への投資から撤退するダイベストメントの動きも急速に広がっている。ダイベストメントを宣言している年金基金、保険会社、銀行、企業は、すでに1000機関に達し、その資産総額は900兆円（8兆米ドル）に達するといわれている。この資産総額は、日本のGDPの1.6倍になる。

こうした動きは、気候変動の悪影響への懸念だけでなく、投資先の企業が気候変動にいかに対処しているかを投資の基準と考える投資機関（家）が増えていること、すなわち化石燃料への投資が、脱炭素社会への移行に伴う金融リスクであることが認識されてきているからである。

ガソリン車・ディーゼル車の販売禁止

さらに、自動車の脱化石燃料の動きも加速している。フランスとイギリスは。2040年までにガソリン車、ディーゼル車の新車販売を全廃するとしている。インドや中国でもこうした動きが広がっている。

中国は第2位のアメリカの1.7倍、第3位の日本の5.5倍という世界最大の自動車の販売市場であり、インドも世界第4位の市場である。中国やインドなどのこうした動きは、世界の自動車産業の企業戦略に大きな影響を与えざるを得ない。

拡大する再生可能エネルギーの普及

再生可能エネルギーも急速に拡大している。2016年末までに「風力発電＋太陽光発電」の累積導入量は約8億kWに達し、原子力発電の累積導入量の約2倍になっている。

EUは2030年に総発電量の少なくとも45％を再生可能エネルギーで賄うとし、ドイツは2025年までに総発電量の40−45％、2030年までに55−60％、2050年には総発電量の80％を再生可能エネルギーで賄うとしている。中国はすでに風力発電でも、太陽光発電でも、世界第1位の導入量になっている。

こうした再生可能エネルギーの急速な普及の背景には、再生可能エネルギーの発電コストの急速な低下がある。太陽光発電、風力発電などのコストは、化石燃料の発電コストと十分な競争力をもってきている。

COP24と今後の課題

2018年12月にポーランド・カトヴィツェで開催されたCOP24は、パリ協定の運用ルールに合意した。パリ協定の運用ルールが合意されたことにより、パリ協定は予定されていた2020年から実施が可能になった。

しかし、現在、各締約国が提出している削減目標や対策では、1.5℃はおろか2℃にも足りず、2100年までに3℃程度の平均気温の上昇が見込まれている。1.5℃特別報告書が警告するように、2030年までの排出削減が決定的に重要であることからすれば、早急に各締約国の削減目標の大幅な引き上げが必要である。

日本の課題

日本の2030年の削減目標は、2030年度に1990年比では18％程度の削減でしかない。EUなどの1990年被40％削減などの目標と比べてもあまりに低く、この削減目標自体、パリ協定の目的に逆行していると言わざるを得ない。日本政府がまずなすべきことは、現在の日本の2030年の削減目標を大幅に引き上げることである。

また、パリ協定に逆行している第5次ネルギー基本計画を抜本的に見直す必要がある。第5次エネルギー基本計画は石炭火力と原発をベースロード電源と位置付け、2030年の石炭火力の比率を26％としている。日本は、2030年に向けて、石炭火力を増やそうとしている特異な国になっている。

日本は、現在の温室効果ガスの排出量が世界第5位で、これまでの累積排出量も世界第6位である。日本は、気候変動の主要な原因国、すなわち加害国であることを忘れてはならない。

グレタ・トゥンベルクさんのスピーチ

最後に、世界の政財界の指導者らが集まる世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）最終日の2019年1月25日、ストックホルム近郊セーデルテリエの高校に通う16歳のグレタ・トゥンベルクさんが行ったスピーチを紹介したい。

- ダボス会議のような場では、人々は成功事例を語りたがるが、彼らの経済的な成功は、考えられないほどの代償を伴った。
- 実際、今までの地球温暖化への取り組みは失敗している。これを止めるには今ある社会のほとんどを変えなければいけない。
- 世の中には白黒はっきりさせられないことが多いと言われるが、それはウソだ。ただ、やるか、やらないかだ。
- 大人は子供に希望を与える責任があるというが、そんなものはいらない。大人に希望なんか感じて欲しくない。私は大人にパニックになってほしい。私が毎日感じてる恐怖を感じてほしい。だって今まさに私たちの家（地球）は火事の最中なんだから。

私たちは、地球温暖化の影響の下に生きなければならない、こうした若者の声に真摯に耳を傾ける必要がある。

七　アスベスト訴訟の前進と課題

1　建設アスベスト訴訟をはじめとする裁判の前進と課題

⑴　建設アスベスト訴訟の全国的なたたかい

全国6地域で闘われている建設アスベスト訴訟は、2012年12月5日の首都圏建設アスベスト訴訟（東京1陣）・東裁判決以後、2017年10月27日の首都圏建設アスベスト訴訟（神奈川1陣）・東京高裁判決まで、7度目にわたって国の責任を認める判決が勝ち取られ、建材企業責任も2地裁、1高裁で認められていた。

しかし、一人親方や零細事業主に対する国の責任についてはこれを否定する判決が続き、建材企業責任の関係でも、各被害者の石綿関連疾患の原因となった建材企業の特定問題や、共同不法行為論をめぐって争いが続いていた。

2018年は、こうした重要な争点、課題を克服する判決が東京高裁と大阪高裁で勝ち取られるなど大きく前進した。まず、2018年3月14日の東京高裁判決（東京1陣訴訟）は、最重要課題である国の一人親方等に対する責任を初めて認めた。そして、同年8月31日と9月20日の2つの大阪高裁判決（京都1陣訴訟と大阪1陣訴訟）は、国の一人親方等に対する責任を認めるとともに、シェアと確率計算等を使って主要原因（責任）建材・企業を特定し、合計13社の共同不法行為責任を認めた。

これで国に対しては10連勝、一人親方等に対する責任に関しても3連勝となり、国責任においても建材企業責任においても、被害者救済の流れが一層確実なものになった。

ところが、司法判断の流れがほぼ定着した状況になったにもかかわらず、国は、不当にも訴訟の早期解決にも救済制度創設にも背を向ける姿勢を取り続け、建材企業らも解決に向けて動き出そうとしていない。異常な事態と言わざるを得ない。

首都圏と関西の4つの訴訟が最高裁に係属することになり、2019年は、秋にも予想される福岡高裁判決を確実に勝利するとともに最高裁闘争の本格化が求められ、引き続き政治や行政に対する制度要求のたたかいを前進させることも求められている。

⑵　泉南型国賠による和解救済

2014年10月の泉南アスベスト国賠訴訟の最高裁判決によって国の責任（1958年から1971年までの間、局所排気装置設置の義務づけを怠った違法）が確定し、同じ状況にあった石綿工場における労働者のアスベスト被害については、国が早期に訴訟上の和解に応じることを約束した。

その後、弁護団、原告・支援者、全国的な被害者団体などの働きかけによって、厚労省は、2017年10月から、いわゆる泉南型国賠の対象可能性のある元労働者・遺族ら2244名にリーフレットを個別送付し、その結果、2018年11月末時点での提訴者数は被害者単位で603名（うち和解済323名）、和解総額54億円に拡大した。もっとも、提訴者数は通知対象者の3割弱に止まっており、まだまだ多くの被害者が埋もれており、一人残さず掘り起こし、救済する取り組みが必要である。

なお、地元泉南では、「泉南石綿の碑」に続いて2019年4月には「アトリエ泉南石綿の館」がオープンするなど、わが国の石綿被害の原点である泉南から、アスベスト惨禍を後世に伝え、救済･根絶を全国･世界へ発信する取り組みが続いている。

⑶　アスベスト被害救済訴訟の概況

厚労省個別通知を契機に、泉南型国賠だけでなく企業責任を問うケースも増えているが、曝露立証が困難な石綿肺がん事例や時効問題、CT画像問題などの他、予見可能性に関する特異な判断を示して企業責任を否定する不当判決など克服すべき課題もある。

この他、私立学校教員の中皮腫労災不認定を取り消した判決（2018年4月11日名古屋高裁判決）など、行政訴訟でも救済が図られた事例がある一方、石綿肺がんの労災不認定問題（2012年認定基準の合理性を争った2018年1月30日横浜地裁判決、2018年11月21日東京高裁判決は原告敗訴）、公立学校教員の中皮腫公災不認定問題（2018年8月29日東京高裁で原告逆転敗訴）、阪神・淡路大震災のがれき処理で中皮腫を発症した明石市職員の公災不認定問題（2018年1月15日に神戸地裁に提訴）など、行政による認定基準の恣意的運用が救済を大きく阻んでいる実態

を見直させる取り組みを強める必要もある。

2　全てのアスベスト被害の救済と根絶に向けた全国的なたたかいを

2018年1月には東京高裁・地裁で再び石綿飛散事故が発生し（東京高裁では2015年12月にも石綿飛散事故が発生）、同年10月には最高裁大法廷でアスベストが検出され、市民見学会が中止になった。各地で解体・改修、除去工事現場での石綿飛散事故は後を絶たず、ずさんな対応が繰り返されている。新たな石綿ばく露による将来の被害発生が懸念される。

建物の解体・改修、除去時の石綿飛散は、建築作業従事者の職業ばく露の問題であると同時に、環境ばく露の問題でもある。建設アスベスト訴訟の解決と全てのアスベスト被害の救済・根絶は連続しており、そのためにも同訴訟の早期解決が急務である。

世界疾病負荷（GDB）のデータベースに基づくWHOの最新の推計によれば、2016年の石綿ばく露推計死亡数は世界で約23万名、日本では約1万8900名と報告されている。日本の石綿使用量からすれば、今後も被害者が増加することは確実である。2018年8月には免疫チェックポイント阻害薬であるオプジーボの悪性胸膜中皮腫への適用拡大が承認された。肺がん・中皮腫はもちろん、不治の病とされる石綿肺やびまん性胸膜肥厚についても診断・治療法の研究が望まれる。

今後も、アスベスト被害の全面的な救済と万全な防止対策を求めて、知恵と力を結集した大運動が必要である。

第三　公害弁連の今後の方向と発展について

――公害被害者の早期救済と公害根絶、地域再生への取り組みの強化を――

1　行政や司法の後退を許さず公害被害者の早期救済を

福島第一原発事故から8年が経った。「汚染されたふるさとを元どおりに戻してほしい。生業と日常の生活を返してほしい」という原発被害者たちの切なる願いは踏みにじられてきた。福島県の大部分は山林である。汚染された広大な山林は事実上放置されたままであり、農地の除染も不充分である。住宅地においても高線量の土壌汚染が残っている。それにもかかわらず、政府は帰還強要政策を推し進めてきた。当然のことながら避難指示が解除されても帰還者の割合はごく低いままである。コミュニティーの再生にはほど遠いといわねばならない。一昨年3月には「住宅支援」の打ち切りが強行され、昨年3月には原発避難者の精神的苦痛に対する慰謝料の支払いが打ち切られた。避難指示のない地域からの避難者は現に原発事故の被害者でありながら、当初から切り捨てられている。避難者も帰還者も滞在者も、それぞれに原発事故によるさまざまな被害を強いられている。ところが、政府は被害を直視するのでなく、避難指示解除と帰還強要政策、賠償等の打ち切り、そして東京オリンピックを利用した復興キャンペーンにより、「被害者切り捨て・原発事故幕引き政策」を推し進めている。加害者である東京電力は、裁判の係属を理由に集団ADRに対する賠償を拒絶する暴挙にでている。

建設アスベスト被害もまた、被害規模の大きな事件である。労災認定された数だけでも、この10年間で1万件を超え、今後も2万件を超える被害発生さえ予測されている。暗数が大きいと言われており、実際の被害の拡がりは認定件数をはるかに超えるはずである。これもまた、けっして過去の事件ではなく現在進行形の被害である。各地で、解体・改修等の工事現場で、石綿飛散事故はあとを絶たず、ずさんな対応がくり返されている。被害者は年々増加している。建設アスベスト被害は、最大の労働災害であると同時に、ユーザーである一般市民に深刻な被害をもたらす公害でもある。被害救済の制度づくりが急がれるところである。

行政の横暴というべき姿勢がめだつ。行政は住民の声をきこうとせず、ただ上からごり押ししている。安倍自公政権になってその姿勢はますます顕著になっている。その最たるものが、沖縄の辺野古基地建設問題である。さらに、有明の諫早湾干拓事業の問題がそうであり、水俣病も大気汚染もリニア中央新幹線もそうである。行政の横暴のために自然が破壊され、住民の生活が破壊される事態が進行しているのである。

沖縄の辺野古基地建設の是非を問う沖縄県民投票が、2019年2月24日に県下全市町村で実施された。投票率は五割をこえ、有効投票総数60万1888票の71.74%にあたる43万4237票が建設反対であった。県民の意思は明確に示された。ところが、政府は辺野古移設が唯一の解決策とくり返し、建設を強行している。一方で、県民に「寄り添う」などと耳障りのよい言葉をならべながら、ブルドーザーで民意を踏みにじっていく。そして、欠陥機であるオスプレーによる事故をはじめ、航空機事故や落下物の事故があいかわらず頻発して住民の生活は脅かされている。

「よみがえれ！有明」訴訟では、諫早湾潮受け堤防の開門判決が2010年12月に確定したにもかかわらず、国は8年余にわたって確定判決に従わず責任逃れをつづけてきた。司法は、確定判決を無視する行政のありようにメスを入れようとせず、逆に、「開門せずに基金で解決する」和解を進めようとしてきた。さらに2018年7月には福岡高裁が、開門確定判決の執行力を取り消す判決をだした。司法が行政に屈して、確定判決まで覆してしまったのである。

水俣病は、1956年5月の公式確認から63年が経過しようとしている。不知火海一円で早い時期に国や県が徹底した健康調査を実施していれば、多年にわたって訴訟で争われる事態にはならなかったはずである。行政はいまなお本格的な調査を怠り続けている。行政が被害の全貌解明に背を向け続けてきたことが現在の事

態を招いた元凶である。そのために大勢の被害者が救済を求めて裁判をたたかわざるをえない。

大気汚染公害では、わが国の現状は世界の公害規制から大きく後退してしまっている。現に、わが国では排ガス公害で苦しめられている患者が存在し、増加する傾向にある。東京都、川崎市を除いて医療費の助成制度がない。患者は充分な医療をうけることさえできない。世界の趨勢は無公害車やEV化をめざす方向に転換しつつある。わが国は世界の趨勢に遅れており、むしろ逆行しているというほかない。

安倍自公政権になって完全復活した大型公共事業のなかでも、とくに注視すべきはリニア中央新幹線である。大手ゼネコン4社の談合が発覚して逮捕者が出たのは一昨年のこと。工事費は当初予定より倍増するとみられ、消費電力は現在の新幹線の3倍から5倍に増加するといわれている。乗客の安全性を無視し、環境破壊を推し進めるリニア中央新幹線の工事実施計画の認可取り消しを求める行政訴訟が2016年5月に提訴され東京地裁で進行中である。

全国公害弁護団連絡会議（公害弁連）の今年の総会は第48回総会である。創立以来47年が経過したことになる。これまで、公害弁連と各地の公害弁護団は、多くの研究者や支援団体の協力をえて、被害住民の苦悩に満ちたたたかいを支援してたたかってきた。さまざまな困難に直面しつつも成果をあげてきた。そして着実に前進をつづけてきた。

これからも、公害被害者の救済と公害根絶をめざして、被害者の要求を堅持し、専門家・支援者らと連携した不断のたたかいをいっそう充実させ発展させていく必要がある。

2　福島第一原発の被害救済と脱原発に向けての取り組み

福島第一原発事故被害者による集団訴訟は、全国各地の裁判所に約30件が提起され、訴訟をたたかう被害者の総数は1万2000人をこえるといわれる。

これまでに8つの判決が出されている（2019年3月11日現在）。前橋地裁、千葉地裁、福島地裁、東京地裁、京都地裁、東京地裁、福島地裁いわき支部、横浜地裁である。これらの事件は高裁に舞台を移し、仙台高裁に2件、東京高裁に5件、大阪高裁に1件が係属している。3月30日公害弁連総会の時点では、このほかに千葉地裁（第2陣）、愛媛地裁でも判決がだされ、10の判決を数えるにいたっているはずである。

8つの判決のうち、国が被告になっているものは6件。千葉地裁だけは国の責任を否定したが、ほかの5件ではいずれも国の規制権限不行使の国家賠償法上の違法が認められ国の法的責任が明確になっている。

しかし、国は懸命に巻き返しをはかっている。主張を練りなおし、立証を強化している。国の攻撃目標の第一は前橋地裁判決である。東京高裁で前橋地裁判決を覆し、流れを逆転させようというのが国の狙いである。前橋地裁が根拠とした地震調査研究推進本部「長期評価」の見解の信頼性を否定し、予見可能性を否定しようとする。さらに、結果回避可能性も否定する。そのために多数の学者意見書を投入してきた。法廷では、国が長時間にわたる弁論をおこない、パワーポイントを駆使するなどしてきた。なんとしても、国の巻き返しを許してはならない。断固として国の企図をくじかねばならない。そのために、高裁をたたかう弁護団が連携を強めている。全国の力の結集がいっそう必要である。

これまでの判決は、いずれも損害認定が不充分であり、被害に見合った水準になっていない。各地地裁で後続する訴訟と高裁段階での訴訟において、これまでの判決のレベルを乗り越えて、被害にみあった賠償額の認定をかちとる努力が続けられている。

この数年のあいだの特徴は原発訴訟をめぐる横の連携・協力が急速に進んできたことである。全国の各地原告団の連携と各地弁護団の連携が精力的にすすめられてきた。原発被害者訴訟原告団連絡会議（全訴連）と全国原発被害弁護団連絡会（全弁連）が結成されて継続的に活動が展開されている。日本環境会議（JEC）にJEC原賠研が発足し、学者・研究者による支援も強力にすすめられている。支援も原発支援ネットや東京・首都圏支援連絡会の支援者の組織化もすすみ、公害総行動実行委員会が全面的にバックアップして、東京電力や経済産業省などとの交渉も取り組まれてきた。院内集会の開催も回数を重ねてきた。今後は、これらの流れをさらに発展させるとともに、国会議員等への働きかけを強めていく必要がある。

一方、脱原発訴訟では、2つの弁護団が公害弁連に加入している。玄海･川内の各訴訟である。「原発なくそう！九州玄海訴訟」は1万人を超える多数の原告が玄海原発の全機の稼働停止を求めてたたかっている。2018年

3月20日佐賀地裁は仮処分申請を却下する決定をした。即時抗告審が福岡高裁に係属し、本案訴訟が佐賀地裁でたたかわれている。「原発なくそう！九州川内訴訟」は原告数が3000人を超えた。

今後は、原発差し止め・脱原発のたたかいと福島原発事故被害訴訟との連携をつよめ、世論にいっそうアピールする努力を追求する必要がある。さらに、ばく露歴ある人々の全面的で継続的な健康調査の必要や「汚染土の再利用」問題など、世論にアピールすべき問題はすくなくない。公害弁連はいっそう役割を果たさねばならない。

3　アスベスト被害救済の取り組み

建設アスベスト訴訟は、札幌、東京、横浜、京都、大阪、福岡の6地域の訴訟団によりたたかわれてる。2018年は各地のたたかいが訴訟上の大きな前進を勝ち取った年であった。3月には東京一陣訴訟の東京高裁判決が国の責任を認めるとともに、一人親方も国との関係で救済対象とした。8月には京都一陣訴訟の大阪高裁判決が国の責任とともに建材企業の責任も断罪し、一人親方を救済対象とした。9月の大阪一陣訴訟の大阪高裁判決もまた、国と建材企業の責任を認め、一人親方を救済対象とした。

国の責任は不動のものとなり、建材企業の責任を認める流れも定着してきた。一人親方は、建設現場で労働者と同じ石綿ばく露実態がある。しかし、法律上労働者ではないからと救済を拒絶されてきた。これに対する司法救済の門戸が開かれたことの意義は大きい。

建設アスベスト訴訟は、一人親方をふくめたすべての建設作業従事者について「建設作業従事者にかかる石綿被害者補償基金制度」の創設と万全な被害防止策を最終目標としている。2018年における訴訟上の前進は、この最終目標に向けて、一人親方を含めたすべての建設作業従事者の救済の展望を切り開いた。

司法判断は、国に対して10連勝、企業に対して5勝となった。それでも国は動こうとしない。今後は、九州一陣訴訟・福岡高裁、そして北海道一陣・札幌高裁、さらには最高裁でのたたかいで国を追いつめ、その姿勢を転換させていくことが期待される。

4　行政の横暴を許さないたたかい

行政は一度決めた公共事業は、たとえ地域住民が反対してもごり押ししてきた。とくに安倍自公政権下で、絶対に誤りを認めない頑なな姿勢がめだつ。

国営諫早干拓事業が動き出したのは1985年。1989年11月に着工となった。1997年には諫早湾の潮受け堤防が閉め切られた。通称「ギロチン」と呼ばれるその映像は多くの人々に自然破壊の象徴として衝撃をもってうけとめられた。有明海に異変がおきるようになり、深刻な不漁が続いた。諫早湾近傍の漁民らが提訴した「よみがえれ！有明」訴訟は、佐賀地裁の勝訴につづき福岡高裁でも勝訴した。開門を命じるこの勝訴高裁判決は、2010年12月に確定した。ところが、国は確定判決を無視し続けた。そして、開門反対派に差し止め訴訟や仮処分を提起させたりして、なりふりかまわず開門義務の履行をサボタージュしつづけた。そして、国は請求異議訴訟を提起し、佐賀地裁では原告側が簡単に勝訴したものの、控訴審の福岡高裁は開門履行請求権を放棄する「基金案」を和解指針として押し付けこれに固執しつづけた。そして福岡高裁は、2018年7月、確定判決の執行力を取り消す不当判決を出した。共同漁業権は期限を過ぎて消滅しているという形式論であった。法律家であればだれもがおかしいと思う、実態から乖離したへ理屈で漁民たちを負けさせたというほかない。大事なことは、潮受け堤防閉め切りによって破壊されてしまった環境を取り戻し、有明海とともに生きてきた沿岸漁民の生活をいかにまもるかである。不当な福岡高裁判決をのりこえて展望をきりひらくために、当該弁護団の奮闘とともに、これを支える力の結集が必要である。

基地公害訴訟では、差し止めを認めず、将来請求も認めず、過去の損害賠償だけを認めるというのが多くの司法判断である。下級審では自衛隊機の飛行差し止めや将来の損害賠償を認めるなどの前進を勝ち取ってきた。しかし、この判決を最高裁が破棄してしまったのは3年前のこと。最高裁が学者の批判をうけながらも解決への道筋を阻んでいるのである。米軍機の飛行差し止めを第三者行為論により判断しないというのは裁判所がその使命をみずから放棄するに等しい。くり返し騒音の違法性が認められ、損害賠償が認められてきている。国がどれほど違法行為をくり返しても、裁判所がそれをくり返し認めても、ただ「金を払えばよい」

ということになる。損害賠償だけを認める判決がだされるたびに、理不尽な状況であることがますます明白になる。この状況を打破するために、各基地訴訟の弁護団は、全国基地爆音訴訟弁護団連絡会に結集している。昨年は新田原基地訴訟の弁護団が加入した。新田原基地は自衛隊基地なので第三者行為論の適用はない。訴訟の今後の展開が注目される。嘉手納、普天間、第二次新横田、岩国の各訴訟では控訴審がすでに結審し今年中に判決が言い渡される予定である。各高裁の判断が注目されるところである。

リニア中央新幹線訴訟は、原告783名がJR東海と国を被告に東京地裁でたたかっている訴訟である。国土交通大臣は2014年10月17日JR東海に対するリニア中央新幹線の東京―名古屋間の工事実施計画を認可した。その取り消しを求めて2016年5月20日に提起された行政訴訟である。国のほうは、原告適格を争って門前払い判決を求めたうえで、実体審理についても「広範な裁量論」を持ち出して争っている。原告適格のハードルを乗り越えて、新幹線の安全性欠如、環境破壊などのリニア中央新幹線の抱える本質的な問題にどこまで迫れるのか、これらに真摯に向き合う姿勢を裁判所から引き出すことができるのかの勝負であり、そのためには、法廷のなかだけではなく、法廷の外で社会的関心を喚起できるかが重要である。

有明、基地、リニアの各訴訟をはじめ、行政の横暴を許さないたたかいを今後も粘り強くたたかっていく必要がある。

5　裁判の成果をふまえて被害救済や公害地域再生の取り組みを

四大公害訴訟以来の水俣病や大気汚染のたたかいは、これまで多くの勝利判決や勝利和解を勝ち取ってきた。しかし、今なお大勢の被害者が耐えがたい被害に苦しんでる。すべての被害者の救済と地域再生をめざすたたかいが続いている。

第2次ノーモア・ミナマタ国賠訴訟は、熊本・大阪・東京と新潟の各地域で係属している。公健法の認定基準として地域や年齢の制限をする不当な差別や、水俣病の診断基準を不当に狭めようとする行政の主張が現在もなお法廷で展開されている。1986年の熊本水俣病第二次訴訟高裁判決以来、くり返し司法で否定されてきたその議論を、水俣病公式確認から60年以上を経過した現在でも国は持ち出してくるのである。国が途中で打ち切ってしまった特措法については、救済が認められた公健法の認定区域外の被害者らについても、国は、水俣病と認定したわけではないと強弁して、徹底的に争う姿勢を続けている。「地域外」とされる原告らの多い第2次ノーモア・ミナマタ訴訟としては、全国の原告団・弁護団・支援者がいっそう緊密に連携・協力しあって、国・県・加害企業に立ち向かっていくことが肝要である。

大気汚染公害の訴訟は、10年余り前の東京高裁の勝利和解をもってすべて終了した。しかし、現在、大気汚染公害を原因とする喘息等の公害患者に対し、医療費補助の救済制度があるのは川崎市と東京都にとどまる。そこで、この数年、全国公害患者の会連合会は、国による医療費救済制度の創設をめざして、国会請願署名運動、自治体決議、そして環境省との「勉強会」などに取り組んできた。しかし、環境省は態度を変えることなく膠着状態がつづいてきた。この状況を打開するために2019年2月18日、公害等調整委員会に公害調停の申請がなされた。全国各地の公害患者と全国患者会が一丸となって、国（環境省）と自動車メーカー7社を相手としておこなった申請である。公害調停の場で、公害患者の医療救済制度の創設をする決断を国とメーカーに迫ることになる。その決断を勝ち取るために、運動の力、世論の力が不可欠であり、継続した努力が必要である。

6　地球環境問題

2015年にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締結国会議（COP21）において、気候変動枠組条約、京都議定書に続く3番目の国際条約としてパリ協定が成立した。パリ協定では、工業化以前からの平均気温の上昇を2℃未満とし、今世紀後半に世界全体の温室効果ガスの人為的な排出と人為的な吸収を均衡させる（実質排出ゼロ）ことが合意された。さらに、1.5℃への抑制を努力目標として掲げた。2017年には、ドイツのボンで開催されたCOP23において、パリ協定の運用ルールの合意に向けた話し合いがおこなわれた。2018年10月、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）は「1.5℃特別報告書」を発表した。2℃の上昇に比べて、1.5℃上昇に抑えることに成功すれば、海水温の上昇、ならびにこれに関連する海洋酸性度の上昇および海洋

酸素濃度水準の低下を低減させ、海洋生物多様性、漁業資源、生態系に対するリスク、そしてこれらがもたらす人間に対するリスクが減少するなどとされている。1.5℃上昇に抑制するためには、2030年までにCO_2排出量を2010年比で約45%減少させ、2050年前後に正味ゼロにすることが必要とされる。そして、現在の削減目標では、地球温暖化を1.5℃の抑制することはできないとされている。

日本では、安倍自公政権に削減目標を守らせることはもちろん、さらによりいっそうのCO_2削減を実施させる運動を強化する必要がある。そのためには、エネルギー政策を転換させ、再生可能エネルギーを一段と増加させなければならない。公害弁連も、公害・地球問題懇談会の一員として、地球温暖化防止の運動にいっそう取り組んでいく必要がある。

7　公害弁連のたたかいの経験をふまえて新たな取り組みを

公害弁連は、四大公害裁判の高揚のなかで、1972年に産声をあげた。多くの公害弁護団が参加して、被害者・弁護団・支援者らの団結の力で被害者救済と公害根絶、さらには環境再生をめざしてたたかってきた。現在も、四大公害訴訟以来の水俣病、大気汚染の取り組みがつづけられている一方で、大型公共事業の差し止めや基地騒音公害、アスベスト訴訟、そして原発賠償訴訟、原発再稼働差し止め訴訟が公害弁連に加入してきている。とくに、原発賠償訴訟や原発差し止め訴訟は、公害弁連に加入していない弁護団も多い。ひきつづき各弁護団に対する加入要請を進めていきたい。弁護団相互の連携、原告団相互の連携、そして支援の連携がはかられてきている状況のなかで、連携の強化のために公害弁連も力を尽くしていきたい。アスベスト訴訟についても、原告団・弁護団・支援者を中心に、基金制度の創設に向けて判決や運動が積み重ねられており、この流れを推し進めていくために公害弁連も役割を果たしたい。

公害弁連はこれまで、公害被害者らで構成する公害被害者総行動実行委員会はもちろんのこと、公害事件で多くの協力をえてきた学者、研究者を中心に構成する日本環境会議、日本科学者会議、公害被害者を支えてきた日本民主機関連合会、公害弁連も参加している公害・地球問題懇談会、労働組合、婦人団体、農民団体とも連携して活動を展開してきた。また、今後も積極的に、日本環境法律家連盟、薬害弁連、じん肺・アスベスト弁連等とも協力して、公害環境訴訟、薬害訴訟の勝利をめざして努力していきたい。さらに、公害弁連は、あらたな弁護団に加入を要請し、幅広い事件の弁護団を結集して、これまでの経験を活かして、被害者救済と公害根絶のためにいっそうの努力をしていかねばならない。

最後に公害弁連自身の組織強化についても述べる。全国各地の深刻かつ広範な被害の拡がりと、それに対応する各地のたたかいの拡がり、発展をみるとき、公害弁連の組織の強化は喫緊の課題というべきである。活動を支える財政の拡大をはかるとともに、とりわけ事務局次長を充実させて、事務局体制の拡大強化をはかっていかねばならない。

【二】各地裁判のたたかいの報告

（原　発）

《原発避難者訴訟》

〔1-1〕福島原発被害弁護団の取り組み

福島原発被害弁護団　事務局長
弁護士　　笹　山　尚　人

1　福島原発被害弁護団の活動

当弁護団は、「あやまれ、つぐなえ、なくせ放射能公害」をスローガンに、被害の原状回復措置を求めて、政府や東京電力を相手に被害者とともにたたかう弁護団である。2011年10月16日、東京及び福島県いわき市で活動する弁護士を中心に結成。現在、80名の弁護団員が実働している。

被害者の集団としての力と運動を梃子に、福島原発被害によって受けた被害者の被害の原状回復を目指し、原状そのものの回復が難しい場合は、それに比して遜色のない生活の再建、再出発をすることが可能な賠償を国や東電に求めていく。具体的には、東電に対する集団請求、福島第一原発周辺地域から避難を余儀なくされた避難者が原告の「避難者訴訟」、いわき市民約1600名を原告とした「いわき市民訴訟」、南相馬市から避難を余儀なくされた避難者（その後南相馬市に帰還した者を含む）を原告とする「南相馬訴訟」、その他いくつかの個別事例についての訴訟及びADR（原子力損害賠償紛争解決センターによる紛争仲裁）申立を遂行中である（詳しくは、ホームページhttp://www.kanzen-baisho.com/をご覧いただきたい）。

2　避難者訴訟の取り組み

⑴　双葉町、楢葉町などからの避難者39名が原告団となって2012年12月3日、集団訴訟を福島地裁いわき支部に提訴した。この避難者訴訟には、その後南相馬市や川俣町山木屋地区、富岡町の住民などが大挙して参加し、2018年3月12日の第9次提訴まで追加提訴が続き、現在は、合計756名の原告団となっている。

⑵　この訴訟は、2013年10月2日の第1回口頭弁論以来審理を重ね、第1次及び第2次提訴分原告までを第1陣として分離、2018年3月22日に判決を迎えた。私たちはこの判決を「不当判決」と評価し、仙台高裁に控訴。現在まで仙台高裁で2回の控訴審期日が行われた。

他方、第3次提訴から第6次提訴分までを第2陣としているが、この第2陣は、2017年12月6日から立証に入り、現在も本人尋問を継続中である。さらに、第7次・第8次提訴分は、第3陣訴訟としているが、現在のところ2018年4月の第1回の口頭弁論期日以降、5回の弁論を重ね、現在は主張整理中である。

3　いわき市民訴訟と南相馬訴訟

⑴　他方、当弁護団は、福島県いわき市拠点において相談活動を行っていたため、いわき市に居住し続けるいわき市民の要求にも対応してきた。いわ

き市は、福島第一原発の南側に位置し、最も近いところで同原発から30キロあまりに位置する。政策形成訴訟として、安心して住み続けることができるいわき市の確立をめざし、いわき市民が集団で生命、健康への心痛を被害として訴える「いわき市民訴訟」が、2013年3月11日に提訴された。同訴訟は、2回の追加提訴を経て、現在、合計1574名の原告団である。この訴訟は、2013年9月19日に第1回口頭弁論を開き、2019年1月からついに立証段階に入り、まず4名の原告本人尋問が行われた。原告本人尋問は全部で30名程度の規模で行う予定で、その他学者の証人尋問なども行い、2020年秋の結審と21年3月までの判決を目指している。

⑵　また、2015年9月15日には、弁護団は、あらたに南相馬市における避難者の賠償請求訴訟を提起した。

原告となったのは、南相馬市原町区に居住する47世帯151人の住民である。この原告団には、今は避難区域の指定が解除された原発から20キロ圏外にいる住民もおり、それらの住民は大部分が帰還している。そのような原告については、ふるさと変容慰謝料として、一律1000万円を請求することとした。また、避難慰謝料も、東電が、避難指示解除から相当期間として設定している2013年8月を終期としている。2018年10月に南相馬市の検証を行い、桜井元市長の証人尋問を行い、現在原告の本人尋問を行っている。2019年夏前後の判決を目指している。

⑶　そのほかに、2つの集団ADR事件がある。

当弁護団では、川俣町小綱木地区の住民が、同地区の約95%が申立人となってADR申立を行って取り組み、2015年10月の12名の本人尋問、2016年5月の現地調査を行なった。2018年2月、センターは、申立人一人に対して20万円を支払うとの和解案を提示したものの、東電がこれを拒否。そのため、同年12月にセンターが事件の打ち切り処置を行った。また、川俣町山木屋地区住民の農地の被害については、2015年11月に集団のADR申立を行って遂行中である。

4　避難者訴訟第1陣判決とそれを巡って

⑴　2018年3月22日、福島地裁いわき支部は、第1陣原告団の避難者訴訟判決は、主に緊急時避難準備区域の原告には各70万円、その他の地域の原告には各150万円の賠償を命じる内容であった。

また、判決は、ふるさと喪失慰謝料と避難慰謝料とを区分けする判断をせず、また、原告らにいかなる法益侵害が発生するのかについても判断しなかった。国の定めた賠償基準である中間指針について、その妥当性や限界性についても全く検討しなかった。財物について再取得価格による賠償をあっさり否定した。また、「遅くとも2008年4月ころには、同年の津波試算における想定津波と同程度の津波が到来する可能性を認識していたが、この想定津波が到来する可能性は極めて低く、現実的な可能性はないと認識していたとしても著しく合理性を欠くとまでは認められない」として、東電の重過失も否定した。

このようにこの判決は、避難終了の有無や時期を問わず、ふるさと喪失だけではなくふるさと変容の被害をも認め、ふるさと喪失に関する当方の主張事実をすべて認定して実質的にはふるさと喪失・変容の被害があることを認めているという積極面はありつつも、全体に原告らの実感と願いにかなう判断ではなかった。私たちが、旗出しとして、「不当判決」との旗を出した所以である。

避難者訴訟では、2016年に7月22日、9月30日、11月10日と3回の検証を行った。また、原告1世帯につき1人を原則とする本人尋問を重ね、2016年8月からは受命裁判官方式による2つの法廷での同時進行での原告本人尋問を実施し、1期日に9名ないし10名の本人尋問を実現した。香川県に避難している原告に対してビデオリンク方式を用いての本人尋問を行うことや、障害のため本人から被害を供述することが困難な原告について介助者の証人尋問を行う形でも被害立証を十分に行うよう努めてきた。また、2017年3月には、ふるさと喪失に関する専門家証人として除本理史教授の専門家証人の尋問も実現した。

これほどの重厚な立証、もちろん「ふるさと喪失」に関する主張を十分に行ったにもかかわらず、この程度の認定と賠償にとどまったことについては、

大いに失望した。

⑵　避難者訴訟第１陣判決は、全国の原発被害賠償請求集団訴訟では、７例目になる判断であった。これらの判断は、いずれも中間指針によっては救われない被害を認めるものではあるものの、しかし、中間指針の根本的な見直しを迫るところまで至っていない。近時２月20日、８例目となる神奈川訴訟判決が下されたが、この判決もまた、責任論について国の過失を認めるが、賠償額は中間指針に基づくそれに多少を付加する程度のものである。国の責任を認める流れは定着しつつあると思われるが、被害救済の観点からは程遠いという状況である。

⑶　当弁護団は、控訴審においては、被害の現場の現状が、「復興」とされる地域でなんら復興はなされておらず、故郷の喪失がより顕著になってきている実態を明らかにして、ふるさと喪失の被害を時間的なスケールで巨大なものになってきている状況を明らかにする立証を行いたいと考えている。現在弁護団では、早ければ４月に立証段階に入ることを想定したスケジュールを立てている。

５　今後に向けて

⑴　今後に向けて必要なこととして感じるのは２つ。１つは、今後の訴訟活動の全国的なスケールアップ、である。

責任論において国の巻き返しを許さず、逆にすべての損害判断で国、東電に重過失があったとの判断を得られるようにしていく必要がある。しかしそれ以上に必要なのは損害論の重厚な主張立証、それに向けて全国の弁護団相互の連携協力である。損害についてこれだけ賠償が十分認められない判断が続いている以上、その理論、主張、立証について、全国の弁護団は大いに交流し、連携していく必要があるのではないか。

またいま一つには、世論の高揚である。2019年１月19日には原告団全国連絡会、全国支援ネットワークがそれぞれ総会と記念学習会を行ない、３月には国会での院内集会も予定している。

当弁護団担当のいわき市民訴訟の原告団は、公正判決署名を集める活動に早くも踏み出している。また、避難者訴訟の原告団にとっては、ほとんどの原告が仙台に居住していないので、控訴審に参加すること自体が大きな運動になる。

こうした動きにも連携した活動が必要である。

⑵　ただし、弁護団としては、上記のとおり、既に「てんやわんや」状態といえる。なにせ担当訴訟のうち、避難者訴訟第３陣を除き、すべての訴訟が立証段階に入っているのだ。この立証活動をやり遂げるだけでも、実は大変な作業である。

しかし、今年は、勝負の年になると思われる。なんとか駆け抜けていきたい。

〔1-2〕控訴審での審理が進む「生業訴訟」

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟弁護団　事務局長
弁護士　　馬奈木　厳太郎（東京合同法律事務所）

１　生業訴訟とは

2017年10月10日、福島地裁において、「生業を返せ、地域を返せ!」福島訴訟（生業訴訟）の判決が言い渡されました。全国の集団訴訟のなかで３件目の判決。国、東電双方の法的責任を認めたのは前橋地裁に続き２例

目。国の指針を超える賠償を命じたのは、前橋地裁、千葉地裁に続き3例目でした。

生業訴訟は、被害者約4000名が、国と東電を被告として、事故の責任を追及するとともに、原状回復と損害賠償を求めた裁判です。原告は、事故当時、福島県と隣接県に居住していた方々で、居住地にとどまっている方（滞在者）と、居住地から避難した方（避難者）が、1つの原告団を構成しています。

2　一審判決の意義

一審判決は、国の責任について、地震調査研究推進本部が2002年に発表した地震活動に関する「長期評価」は、「規制権限の行使を義務付ける程度に客観的かつ合理的根拠を有する知見」であって、その信頼性を疑うべき事情は存しないとして、それに基づき試算していれば、敷地高を超える15.7メートルの津波を予見できたと指摘。そのうえで、国が津波に対する安全性確保を東電に命じていれば「全交流電源喪失による事故は回避できた」と結論づけ、規制権限不行使は「著しく合理性を欠く」と国の責任を断罪しました。東電についても、同様に予見可能な津波対策を怠ったとして過失が存すると断じました。

また、判決は、国の指針に基づく賠償の対象地域を拡大し、賠償金についても上積みを認めるなど、救済対象を広げる判断を示しました。

一審判決は、国と東電の法的責任を認めた点に大きな意義があります。これまで国と東電は「津波は想定外だった」と主張してきました。判決はこれを明確に否定しました。原子力を扱う以上、危険を予見したのならば、万全の対策を講じなければならないという、当たり前のことではあるのですが、大変貴重な判断です。

また、「万全の対策を講じなければならない」という判決の趣旨は、再稼働を進める今の国の姿勢にも一石を投じるものです。というのも、新規制基準は、避難計画など住民の安全確保を含んでおらず、万全な対策を講じていないからです。安全性より経済的利益を優先させる姿勢に警鐘を鳴らす判決です。

被害・損害については、国の指針の不十分さを明確にし、国や東電が主張してきた「年間20ミリシーベルト以下では被害はない」とする“20ミリシーベルト受忍論”を退けました。地域については、福島県のみならず、茨城県の一部にも拡大しました。

何より強調されるべきなのは、生業訴訟では、原告に共通する損害を一律に請求し、「代表立証」（原告個別の立証に代えて代表者の立証で証明すること）の形を採ることにしましたが、これにより原告ではない方も新たに原告となれば、今回の判決と同様の救済を受けうる点です。原告にとどまらない、あらゆる被害者の救済に一歩踏み出した判決だといえます。

3　控訴審でのたたかい

一審判決は、私たちの主張がすべて認められたわけではありません。より高い水準の判決を勝ち取るべく、控訴審での取り組みは始まっています。

仙台高裁での審理は、昨年10月から始まりましたが、今年5月には高裁が現地での進行協議期日という形を取って浪江町や富岡町に入ります。また、高裁での本人尋問も15名について決まり、本年2月から尋問が始まりました。

控訴審での審理は、今年一年で終結する見込みですし、短期決戦となります。

法廷の中でも外でも、一審段階にも増して大きな取り組みとすべく全力を尽くしていきます。

〔1-3〕福島原発被害首都圏弁護団の取り組み

～この１年の動き～

福島原発首都圏弁護団　共同代表
弁護士　　中　川　素　充

第１　はじめに

当弁護団は、「線引きは許さない!」「すべての被害者の被害救済と生活再建を!」をスローガンに避難区域の内外を問わず、福島原発事故の被害者に対する謝罪と被害回復（生活再建に適った完全賠償、原状回復）を目的として、活動をしている。103 世帯 286 人を原告として、国と東京電力とを被告として、東京地裁及び東京高裁にて訴訟を行っている。原告の大半がこれまでなかなか被害の声をあげられなかった避難指示区域の外から避難した人たち（区域外避難者）や滞在者である。

第２　東京地裁 2018 年３月 16 日判決後の動き

１　控訴審対策について

2018 年 3 月 16 日、第一陣（1 次、2 次訴訟）の原告 17 世帯 47 名について、東京地裁民事第 50 部（水野有子裁判長、浦上薫史裁判官、仲吉統裁判官）において判決が言い渡されたことは、昨年の報告どおりである。

この判決については、国・東電の加害責任を認めたものの、損害論については、前進したとはいえ、依然として、慰謝料の水準などは低廉であった。

そこで、原告らは、2018 年 3 月 29 日、全員控訴をした。しかし、その後、第一審の書面や記録の閲覧制限（当方の申立）について、裁判所からかなり細かい特定の作業を求められ、その対応に時間を要した。そして、2019 年中旬になって、ようやく、閲覧制限の問題が解決し、最近記録が高裁に送られたものと思われる。これから高裁で訴訟救助に関するやりとりをすることになる。

現在、当弁護団は、控訴理由書の提出に向けて、作業を進めている。

我々の東京地裁判決のみならず、他の判決においても、損害が区域内の原告よりも低く扱われてしまうことの大きな要因は、低線量被ばくについての裁判所の理解が十分でないことにある。東京地裁判決は、LNT モデルは科学的に有力な見解で、国際的に放射線防護の基準となっているなどとして避難行動の合理性を認める根拠としたことや避難か滞在かの選択を迫られる地位に立たされたことを「強制」としたことは評価できる。しかし、低線量被ばくの健康リスクに関して様々な疫学論文が出ていることを踏まえた主張・立証をしたにもかかわらず、判決は、低線量被ばくの健康リスクについて真正面から判断しなかった。また、土壌汚染の影響についても、これを認めつつも、内部被ばくの危険性が抽象的であることなどを理由に、さらなる踏み込んだ判断を回避した。

そこで、我々としては、こうした低線量被ばくの問題について、判決をきちんと分析し、その問題点を徹底的に指摘するとともに、例えば、低線量被ばくに関する様々な疫学論文等を統計的に解析することを専門家に依頼することなどを検討している。

控訴審については、これからのたたかいとなる。

２　第二陣について

控訴審対策と並行して、第二陣の訴訟が現在、東京地裁で進行している。責任論については、第一陣の主張立証を踏まえ、さらに先行する他の訴訟の控訴審をはじめ各地の訴訟の成果、刑事裁判で明らかになったことなどを補充して、国・東電の加害責任を揺るぎないものにしていく方針である。損害論について、第二陣訴訟は、区域外の滞在者（郡山市、福島市、伊達市、田村市、栃木県北部）の原告集団があるのが特徴的である。そのため、これまでの被害・損害論（控訴審も含む）の主張・立証のみならず、（母子避難など世帯分離のケースでない）滞在者の被害

の特徴や各地域の特性などを踏まえた主張・立証を行っていくこととなる。

第二陣については、来年には個別立証に入って、再来年度中に判決を獲得したいと現時点では考えている。

第３　さいごに

福島原発事故から８年が経過した。しかし、原発事故をめぐる問題は、中途半端なまま何ら解決していない。そして、この状態がさらなる被害の拡大につながっている。

原発事故被害者の被害回復に携わる者として、被害回復を謳いながら、こんな現状であることについて、忸怩たる思いがある。

当弁護団は、弁護士集団としては少数である。しかし、避難区域の内外を問わず、生活再建に適った完全賠償、原状回復の実現に向けて、結集しているという自負がある。今後もこの原点を胸に刻み、訴訟活動をはじめ様々な活動に精力的に取り組んでいく所存である。

〔1-4〕原発損害賠償（国賠）千葉訴訟の報告

～実現する東京高裁の被害現地検証へ～

原発被害救済千葉県弁護団　事務局長
弁護士　　滝　沢　　信

福島第一原発事故から８年になろうとする現在も、避難している方々が未だ約５万人もおられるという厳然たる事実を前にし、改めて原発事故というものの途方もない恐ろしさを思わずにはいられません。やはり、原子力発電所の過酷事故は、万が一にも起こしてはならないものであることを、刑事民事を問わず事故処理のすべての原点にしなければならないと強く思います。

史上最大の公害と政府自身が認めた、その「万が一にも起こしてはならない原発事故」は誰の責任で起きたか、そのことを曖昧にしては、すべての原点が成り立たないのだということも言うまでもありません。

現在、各地で原発被害者約 12000 人が原告となって闘っている損害賠償集団訴訟も、まさにその原点すなわち責任の所在を司法に問うものに外なりません。

これまで、東電はもとより国の責任を問う国賠訴訟の地裁判決が６つの地方裁判所で言い渡されており、周知のように、そのうち、2017 年９月の千葉地裁の一陣訴訟だけが、国の責任を否定しました。前橋、福島、京都、東京の各地裁に続いて去る２月 20 日の横浜地裁判決も、国の規制権限の著しい怠りが原発事故を招いたと明確に認定しました（但し予見可能性の判断論理は独自なものでしたが）。

そして、この原稿を書いている 2019 年２月末の時点では、千葉訴訟２陣判決（原告６世帯 19 名）があと２週間後に迫っています。果たして、同じ争点で一陣では国を擁護してしまった千葉地裁が、２陣訴訟では、どのような判断を下すのか、私たち弁護団や原告それに支援をして下さる全国すべての人々が固唾を飲んで３月 14 日の判決の日を迎えようとしています。

私たち千葉原発弁護団からは、取り敢えず、集団訴訟千葉第一陣（原告 17 世帯 45 名）の控訴審の現状と見通しについてご報告いたします。

控訴審は、東京高等裁判所民事 22 部（白井幸夫裁判長）に係属し、これまで昨年７月、11 月、今年２月と３回の口頭弁論が行われ、この間、101 号法廷の傍聴席を埋めた原告、弁護団、支援の関係者及び一般市民が見つめる中、原告本人と弁護団員が意見陳述し、一審千葉

地裁の非常識さを詳細に主張して来ました。何しろ、原審の千葉地裁は、福島第一原発敷地を超える津波到来の予見可能性を認めながら、それでも原発事故が「防げなかった可能性がある」との不可思議極まる理由付けで結果回避可能性を認めず国の規制権限行使の責任を否定したのですから。「防げない可能性がある」のなら「防げた可能性もある」筈で、このような理由だけで責任が否定さるなら、およそ国の法的責任を認める余地がなくなってしまうでしょう。法律家ならずとも驚くべき判決と呆れるばかりです。

原告の本人の法廷陳述は、その訥々とした口調の中で、仕事も家族も仲間たちも、自らの人生の全てがあった人々の歴史や自然との深い関わりを詳細に語り、その掛け替えのない「ふるさと」に未だに帰還できない無念さを涙ながらに語るもので、高裁の裁判官も頷きながら聴いていました。同時に、私たちが裁判所に求めたのは、裁判官が、福島の被害現場に赴き、事故後8年経過した今も続く、史上最大の公害である原発事故の惨禍の深刻さを肌で感じてほしいという当然の要求でした。原審千葉地裁では、この検証申立てを頑なに拒み、現地を見ずにあの不当判決を出したのです。というよりも、現地を見ないで机上の考察に頼ったことが、あのような非常識な判決に至った大きな原因でもあると言わざるを得ません。

この「現地を見てほしい」との原告や弁護団、支援の方々の声は、東京高裁の裁判官を動かし、ついに、2月15日の第3回口頭弁論で、裁判長が「被害を見ることは重要で、6月後半に裁判所が現地に行くことにする」と宣言しました。今後は、東京高裁で、6月の現地検証（手続は進行協議）を経て、7月19日の口頭弁論で原告（控訴人）本人尋問を実施、その後場合によっては責任論の専門家証人を聴いて、今年末か来年早々に結審というスケジュールとなっています。

私たち千葉弁護団は、一審で拒否された現地検証を成功させ、今度こそ、国を断罪する逆転勝利判決を目指します。皆様のご支援を引き続きよろしくお願いいたします。

繰り返しになりますが、千葉地裁では、来る3月14日午後2時から2陣訴訟の判決言渡しがあります。その結論がどうあれ、この2陣訴訟も控訴審へと段階が移ることは必至です。

私は今、昨年7月の一陣訴訟控訴審第一回公判後の裁判終了後の報告集会での、公害裁判の大先輩弁護士、豊田誠先生の発言を思い出しています。豊田先生は、「千葉以外の地裁で国の責任を認める流れが定着したとしても、各地の高裁もそれに従って国を断罪すると思うのは危険である、高裁はそんなに甘くはない」と指摘されました。この指摘は、私たち全国の弁護団が、これからの高裁審理にもっともっと気を引き締めて100%立証し尽くすことの重要性を戒めエールを送られたのです。本当にその通りです。

これから裁判は尚も続きます。全国の同じ裁判を闘う原告、弁護団、支援者と力を合わせて、千葉1陣、2陣ともに頑張る決意です。

〔1-5〕東京電力のADR和解案受諾拒否と中間指針改定の必要性

原発被災者弁護団
弁護士　大　森　秀　昭

1　和解案の受諾拒否によるADR打切り案件

原子力損害賠償紛争解決センターの2019年1月の活動状況報告によれば、東京電力が和解案を拒否したために和解仲介手続が打切りとなった件数は、2018年の1年間で40件（東電社員又はその家族からの申立案件

を除く）である。また、2019年1月以降も東京電力の和解案受諾拒否による打切り案件が発生し続けている。その内、センターが事案の概要を公表しているのは8案件であり、同案件で示された和解案の骨子は以下のとおりである（当弁護団が受任している案件は、⑵、⑷、⑺、⑻）。

⑴　浪江町集団申立案件（申立人15000余名）

①　申立人全員に対して、平成24年3月から平成26年2月まで月額5万円の慰謝料（避難生活の長期化に伴う精神的苦痛、将来への不安等）の増額

②　75歳以上の申立人に対して、月額3万円の慰謝料の増額（①に加算）

⑵　飯舘村蕨平行政区集団申立案件（申立人約90名）

本件事故時から旧警戒区域指定時までの間の放射線被ばく、健康被害の不安や恐怖の精神的損害として、妊婦、子どもについて1人100万円、それ以外の者に1人50万円の慰謝料の増額

⑶　飯舘村前田・八和木行政区集団申立案件（申立人約30名）

本件事故時から旧警戒区域指定時までの間の放射線被ばく、健康被害の不安や恐怖の精神的損害として、子どもについて1人60万円、それ以外の者に1人10～30万円の慰謝料の増額

⑷　飯舘村比曽行政区集団申立案件（申立人約180名）

本件事故時から旧警戒区域指定時までの間の放射線被ばく、健康被害の不安や恐怖の精神的損害として妊婦、子どもについて1人80万円、それ以外の者に1人40万円の慰謝料の増額

⑸　飯舘村集団申立案件（申立人約142名）

本件事故時から旧警戒区域指定時までの間の放射線被ばく、健康被害の不安や恐怖の精神的損害として、140名につき1人15万円、帰還困難区域に指定された長泥行政区に留まり続けた2名につき1人50万円の慰謝料の増額

⑹　川俣町小綱木地区集団申立案件（申立人562名）

平成23年3月11日から同年5月末日までに自主的避難等対象区域に居住していた申立人に、1人当たり20万円の慰謝料の増額

⑺　福島市渡利地区集団申立案件（自主的避難等対象区域476名）

特定避難勧奨地点の設定が検討されるほど高線量であった2地点から概ね半径500m以内に平成23年3月11日から同年12月末日までの期間に居住していた申立人476名について、1人あたり10万円の慰謝料増額

⑻　旧緊急時避難準備区域の住民の申立案件

南相馬市原町区に居住していた申立人夫婦について、申立人夫が事故時に既に一定の医療が必要な状況にあったことを理由として、平成26年4月分以降の避難費用、精神的損害として648万9419円の賠償を認めた。

2　東京電力の和解案受諾拒否理由と中間指針等の問題点

東京電力が和解案の受諾を拒否している集団申立ADR事件の申立人数は、上記事件を含めて約2万4000人を超えている。多くの被災者がセンターの和解案提示後に賠償を受けられない状態に置かれているのである。

東京電力は、これらの集団申立事件で、センターが一定の地区の住民らに共通する被害実態を認めて一律の賠償額を認容する和解案を提示していることに対して、和解案が中間指針に乖離するなどと主張して和解案の受諾を拒否している。この東京電力の対応は、中間指針の内容の不明確性や、中間指針策定後の被害の実情が中間指針に盛り込まれていないことが大きな原因になっていると考えられる。また、東京電力の和解案受諾拒否を理由とする和解仲介手続の打切は、センターの和解案に法的拘束力がないことが、円滑かつ迅速な賠償というセンターの機能の実現の大きな障害となっていることを示すものである。

3　審査会に対する要望事項

2017年9月13日に行われた第46回原子力損害賠償紛争審査会では、審査会に対する要望事項として、「被害者の生活や事業の再建につながるよう、被災地の実情に応じた『指針』の適時・的確な見直しを行うこと。」「ADRセンターによる和解の仲介について、多くの被害者に共通する損害は、類型化による『指針』への反映によって賠償がなされるべきであり、審査会における審議を通し、賠償の対象となる損害の範囲を『指針』として明確に示すこと。」等の要望が寄せられている。2018年1月13日に行われた第47回の同審査会においても、「避難指示解除後の「相当期間」について、避難指示解除後の実態をよく踏まえたうえで、適切な期間を示すこと。」、「住民が被った精神的苦痛のうち、コミュニティの崩壊並びに、従来の平穏な生活環境及び自然環境の喪失等によるものを賠償すべき損害として中間指針に明示すること。」等の意見が寄せられている。その後に行われた審査会においても同様の要望、意見が提出されている。

4　中間指針改訂の必要性

以上に指摘した東京電力の和解案受諾拒否とセンターの機能不全の実態からすれば、中間指針の見直しが早期に行われる必要があると考える。

そもそも、中間指針が定められたのは2011年8月であり原発事故から5ヶ月後である。その後第1次から第4次にわたり追補が策定されたが、指針の基本的な見直しには至っておらず、2013年12月の4次追補が策定されてから5年以上もの間、新たな指針が策定されていない。上記の被災者らの要望は、かかる審査会、センターの対応に対して提出されたものであり、これまでに策定された指針のみでは賠償問題の解決が不十分であることを指摘するものといえる。

中間指針は、「中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることはあり得る。」「本指針で示す損害額の算定方法が他の合理的な算定方法の採用を排除するものではない。」としている。この中間指針の内容からすれば、被害の長期化、多様化等に応じた中間指針の見直しは可能であり、予め想定されていたものと解される。

中間指針及び東京電力の賠償基準を不服として、全国で約1万2000人以上の原告が30件余りの国及び東京電力を被告とする集団訴訟を提訴している。その訴訟において2017年3月から現在までに8つの地裁判決が言い渡されているが、いずれの判決においても中間指針、東京電力の賠償基準を超える賠償を認めている。

この集団訴訟の判決の内容を踏まえ、被害の実情を踏まえた新たな指針が早急に策定されるべきである。

〔1-6〕浪江町支援弁護団の活動報告

浪江町支援弁護団
弁護士　濱　野　泰　嘉

1　はじめに

2018年11月27日、浪江町民49世帯109名は、福島地方裁判所に、国と東京電力に対し福島第一原発事故による損害賠償を求める「浪江原発訴訟」を提起した。

その日は、浪江町原発ADR集団申立事件（浪江町集団ADR）を町民の先頭に立って闘ってきた、馬場有前町長の5回目の月命日だった。

2　浪江町民の被害状況

浪江町は、福島第一原発の北から北西へと位置し、双葉郡8町村のなかで人口・面積ともに最大の自治体だった。そして、この原発事故の影響を最も受けた自治体のひとつといえる。

原発隣接自治体で、東電との間で通報連絡協定を結んでいたにもかかわらず、浪江町には、原発事故時に情報提供がなく、避難援助もなかった。浪江町は、情報提供のない中で避難指示を出さざるを得ず、町民も混乱の中での避難を強いられ、その結果、行政区ごとのまとまった集団避難を行うこともできず、避難先は分散し各地に及んだ。町民約2万1000人は46都道府県に避難し、浪江町の小学校に通っていた児童527人は235人が県外に、292人が県内20か所の小学校に転校した。

避難の過程で、大家族は核家族に分けられ、単身世帯が倍増し、家族の離散が生じた。高齢者は早期帰還を望み、子育て世代は帰還に躊躇し、家族間・世代間の分断も生じた。ある日、突然、生活基盤である住居が、職場が、田畑が、学校が、病院が奪われ、家族、友人、同僚、そして地域から、物理的にも、精神的にも引き裂かれたのである。

加えて、浪江町、特に当初多くの町民が避難した津島地区は放射線量が高かったこともあり、被ばくにより将来健康被害が生じるのではないかという不安や恐怖を抱えながらの生活を余儀なくされた。

3　浪江町集団ADR

浪江町は、このような町民の過酷な避難状況に接し、迅速かつ一律の救済に向けた取り組みが必要であると考えた。そして、迅速な解決には裁判よりも原発ADRが有効であると考え、町自身が町民の代理人となり、町民に共通する被害実態を代弁し、被害回復の先頭に立とうと決意し、2013年5月に、原発ADRの集団申立を行った。最終的には、町民の7割以上である約1万5700人が参加する大規模集団ADRになった。

浪江町集団ADRでは、特に、被害実態に即した慰謝料の判断・増額を求めるために、町民約1万人のアンケート調査をまとめた「浪江町被害実態調査報告書」を作成し提出した。また、早い段階から、仲介委員に対し現地調査を求め、2014年1月30日に仮設住宅と浪江町全域での現地調査を実施した。さらに、福島と東京で口頭審理を実施し、町長や町民に自らの被害を語ってもらった。あわせて、日本映画大学の学生たちが仮設住宅に住む高齢者の日常生活を追った映像も放映した。

そして、仲介委員は、同年3月20日、和解案を提示した。和解案は、①申立人全員に慰謝料月額5万円の増額、②75歳以上の高齢者にはさらに慰謝料月額3万円の増額を認めるもので、浪江町・町民が求める一律救済に応えるものだった。

しかし、浪江町・町民は早期に解決するならばと受け入れを表明したものの、東京電力は不合理な拒否を続けたため和解に至らず、その結果、2018年4月に浪江町集団ADRは打ち切りとなった。

東京電力は、和解案を尊重すると約束し、それまで自社社員の事案を除き和解案を受諾していたにもかかわらず、浪江町集団ADRの和解案については拒否を貫き、浪江町・町民の早期解決の期待を裏切ったのである。

4　浪江原発訴訟

浪江町は、ADRの打ち切りを受け、町民に今後の取り組みについて意向調査を行ったところ、約2200世帯、概ね5000人以上の町民から「裁判をしたい」との回答を得た。浪江町集団ADRの3分の1の人数ではあるものの、それだけ多くの町民が強制避難に苦しめられ、将来への不安を抱き、裁判をやってでも納得できる賠償を求めたいと考えていることがわかった。「原発事故はまだ終わっていない」と改めて感じた。

その後、5月に町民説明会（5か所）、7月に訴訟説明会（5か所）、8月から9月に原告団準備会（3回）、10月に訴訟説明会（1か所）を開き、多くの町民と裁判について意見を交わした。そして、11月18日に原告団を正式に立ち上げた後、冒頭のとおり11月27日に「浪江原発訴訟」を提起した。

請求内容は、浪江町集団ADRを踏襲して慰謝料請求に限定し、①避難慰謝料の増額、②コミュニティ破壊慰謝料、③被ばく不安慰謝料、そして、④東電が「和解案尊重」を約束するも和解案を拒否した慰謝料（期待権侵害）である。

2019年5月には、第1回口頭弁論期日が開かれる予定で、追加提訴も予定している。

引き続き、浪江町民とともに、原発事故被害者の被害回復に向けて精力的に活動していきたい。

〔1-7〕「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」弁護団の取り組み

～汚染地域の環境復元と地域社会回復を求めるたたかい～

「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」弁護団　事務局長
弁護士　　白　井　　劍

1　原発被害者に共通の思い「ふるさとを返せ」

福島第一原発事故から８年が経過しました。東日本の広範な地域が汚染され多数の被害者が生まれました。事故前の居住地、現在の居住地は人それぞれに違っていても、被害を受けた人々の思いは同じだと思います。生まれ育ったふるさとを事故前の状態に戻して返してほしい。安全な居住環境を返してほしい。安心して生活していた当たり前の日常を返してほしい。その思いは、すべての被害者に共通だろうと思います。

2　浪江町津島地区（帰還困難区域）

日本テレビ系列の長寿番組「ザ！鉄腕！ダッシュ」をごぞんじでしょうか。番組に登場する「ダッシュ村」は福島原発事故以前、福島県双葉郡の浪江町津島地区にロケ地がありました。テレビ局が目を付けるだけあって、自然豊かで人情味厚い桃源郷のような地域です。

浪江町は羽をひろげた蝶々に似た形状です。蝶々の左の羽が津島地区にあたります。浪江町の西北側です。原発事故直後にプルームが北西方向に流れ、地域全体が高濃度放射能に汚染されました。2013 年 4 月帰還困難区域（空間放射線量年間 50 m Sv 以上）に指定され、立ち入りが厳しく制限されています。現在でも高い線量が計測されます。

津島地区は周囲を５つの山に囲まれた自然豊かな地域です。その自然の恵みを住民たちは享受していました。地域のコミュニティーは強い絆で結ばれていました。何世代にもわたって営々と続けられてきたその生活が原発事故によって突然に断ち切られてしまいました。

3　様変わりしたふるさと

立入許可をもらって自宅に帰るたびに原告たちが目にするものは、ふるさとの様変わりした姿です。家屋はわずかの期間に荒廃してしまいました。家の中も庭もネズミ、ハクビシン、サル、イノシシ、タヌキなどに荒らされ、足の踏み場もないほどです。田は柳が生い茂り雑木林のようです。畑も牧草地も荒れ野となりました。

無形の郷土芸能などもふるさとの大事な構成要素です。部落の祭りや神楽、踊りなどの伝承芸能です。長い歳月をかけて紡いできた文化、伝統、歴史が原発事故のために危殆に瀕しています。

4　事故直後の高線量被ばく

津島地区は、その中心部が福島第一原発からは約 30km 離れています。情報がなかったので住民たちは事故直後も普段どおり生活していました。そこに原発近辺の地域から 8000 名と言われる人々が避難してきました。津島地区の人口の５～６倍にあたります。住民たちは、避難してきた人々を受け容れて世話をし、地区内を駆けずり回っていました。

国も東電も津島地区住民に情報を隠していました。その結果、住民たちはこの数日のうちに高線量の放射線に被ばくしてしまいました。この初期被ばくのために住民のだれもが健康不安をかかえています。とくに子どもたちの健康不安は深刻です。

5　浪江町津島地区の住民の約半数が提訴

「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」は、原告の全員が、事故前、津島地区に居住していた人たちです。2015（平成 27）年 9 月 29 日に提訴して始まりました。全国各地の約 30 の訴訟のなかでもっとも後発の訴訟のひとつです。

津島地区の住民は約 1300 名。そのうち約半数の 679

(228 世帯) が提訴しています (2015 年 9 月 29 日第 1 次、2016 年 1 月 14 日第 2 次、5 月 20 日第 3 次、9 月 23 日第 4 次、2017 年 1 月 20 日第 5 次、5 月 12 日第 6 次、2018 年 11 月 30 日第 7 次の各提訴)。

裁判所は福島地方裁判所郡山支部。被告は国と東京電力です。国の国家賠償法上の責任、東京電力の不法行為責任を追及します。

6　訴訟のメインは津島地区の環境復元

訴訟は、環境復元請求と被害回復請求の二本立てです。被害回復は環境復元を前提にしています。あくまでも津島地区の環境復元が請求の主眼です。

「生まれ育ったふるさとを事故前の状態に戻して返してほしい。安全な居住環境を返してほしい。安心して生活していた当たり前の日常を返してほしい」という原告たちの思いをストレートに形にして、この要求を中心にした訴訟を組み立てています。

環境復元請求は確認請求と給付請求の 2 項目を立てています。確認請求は、津島地区全域について原発事故以前の状態（毎時 0.046 マイクロシーベルト）に戻るまで放射線量を低下させる義務が被告らにあることの確認を求めています。給付請求は、津島地区全域について 2020 年 3 月 12 日までに放射線量を年間 1 ミリシーベルト（毎時 0.23 マイクロシーベルト）まで低下させることを求めています。年間 1 ミリシーベルトは平常時の一般公衆が被ばくする限度量として ICRP（国際放射線防護委員会）が定めた基準です。

7　訴訟の進行状況

2018 年 9 月 27・28 日、裁判所による現地進行協議が実施されました。事実上の「検証」です。裁判所の合議体が津島地区に 2 日連続ではいり、熱心に被害状況の把握につとめました。

11 月の弁論期日を経て、2019 年 1 月からは人証調べにはいりました。1 月期日は責任論の専門家証人として佐藤暁先生の尋問がおこなわれました。3 月期日には損害論の専門家証人として環境社会学者の関礼子先生の尋問がおこなわれました。専門家証人は、ほかに独協医大の木村真三先生を予定しています。1 月と 3 月の期日では平行して原告本人尋問もおこなわれました。今後、5 月以降、2 か月に 1 度のペースで、木曜と金曜の連続開廷となります。原告 30 世帯余りの本人尋問を予定しています。

8　先の見えないまま放置される津島地区

地域環境の復元とコミュニティーの回復が急務です。ところが、津島地区は除染計画からはずされてきました。もちろん現在の除染のあり方を肯定するのではありません。除染とは、じつは「移染」でしかありません。しかし、その除染の努力さえせずに津島を放置した国や東電に対して住民は憤っています。今後の復興・再生の道筋はまったく見えてこないのです。住民たちが諦めるのを待っているのだろうと思います。

政府は「特定復興再生拠点区域」を定めて、「先行して整備するエリア」と位置付け、規制を解除していく方針です。2017 年 9 月には浪江町が復興再生拠点を定めて計画を策定しました。しかし、除染されるのは全体面積の 1.8%に過ぎません。ごくごくわずかの面積に絞り込まれてしまっています。

福島県は総面積の 7 割が森林です。津島地区では 8 割を超えます。かつて原告たちはそれぞれに裏山の水源から引いた水を生活に使っていました。裏山は山菜やキノコの宝庫でした。「裏山も生活圏」。山林を含む地域全体が生活圏そのものです。山林を汚染されたまま放置するとすれば、それは地域全体を廃村にして切り捨てる政策にほかなりません。

9　「廃村・棄民政策」は許さない

このまま手を拱いていては明治時代の谷中村と同様、ふるさとが「廃村」になり、自分たちは「棄民」にされてしまう。廃村・棄民政策は絶対に許さない。津島地区の住民たちの半数が訴訟に立ち上がったのは、そのような思いからでした。

国は、福島原発事故の汚染地域の環境を復元せず放置しておきながら、幕引きをはかろうとしています。廃炉を推進するのではなく、逆に再稼働を推進しています。こんなことが許されてよいわけはありません。

「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」原告団・弁護団は、東電と国の責任を明らかにし、その責任で地域環境を復元することを徹底して求め、ふるさとを自分たちの手に取り戻す決意です。

【特別報告 1】
原発賠償関西弁護団の活動について

原発賠償関西弁護団　事務局長
弁護士　　白　倉　典　武

1　関西訴訟の概要

関西訴訟は、福島第一原発事故によって関西に避難することを余儀なくされた者らが原告となって、国と東京電力に対して損害賠償を求めて大阪地裁に提起した事件です。

第一次訴訟は2013年9月17日に、27世帯80人の原告によって提起されました。その後、四次訴訟まで提起され、現在、原告は、87世帯240人です。事故当時、中間指針にいう避難指示等対象区域に居住していた原告は13世帯26人、中間指針追補にいう「自主的避難」等対象区域に居住していた原告は61世帯180人、その他の地域に居住していた原告は13世帯34人です。その他地域とは、福島県県南地域のほか、宮城県、茨木県及び千葉県です。このように、関西訴訟は、事故当時、避難指示等対象区域外に居住していた原告が多く、福島県外に居住していた原告が相当数いるという特徴があります。また、避難指示等対象区域外からの原告については、特に放射線に対する感受性が強い子どもの被ばくを避けるために、母親が子どもを連れて避難し、父親は仕事を続けて家計を維持するために元居住地に残るという、いわゆる母子避難が多いことも特徴です。

2　訴訟救助について

原発賠償関西訴訟の第1回期日は、一次訴訟の提訴から約1年が経過した2014年9月18日に行われました。このように第1回期日までに時間を要したのは、原告全員について訴訟救助の申立を行い、その結論が出るまでに時間を要したからです。訴訟救助の審理において、福島第一原発事故による避難生活の実情を訴えることにより、第1次から4次訴訟における原告の個性の違いからそれぞれ基準が少しずつ異なりますが、概ね世帯年収800万円までの原告世帯について訴訟救助を得ることができました。

3　審理の状況

原発賠償関西訴訟の期日は、現在までに21回行われましたが、上記のとおり提訴から第1回期日までに1年を要したことから、審理開始当初から他地裁の審理より遅れて審理が進んでいます。また、関西訴訟では、全87世帯について、慰謝料のほかに財産的損害について個別積み上げを行っていることから、個別立証のために、全世帯について原告本人尋問を行う可能性が高く、全国の事件のなかでもしんがりをつとめることになりそうです。

4　近畿における連携について

近畿では、大阪地裁に提訴している関西訴訟のほか、既に地裁判決がなされ、現在、大阪高裁において審理が行われている京都地裁事件と、神戸地裁に提起されたひょうご訴訟があります。

この近畿3訴訟では、訴え提起の当初から、三つの弁護団が協力して活動をしてきました。また、京都、大阪及び神戸は地理的にも近いこともあり、原告や支援者も相互に行き来をしており、それぞれの裁判の傍聴も行っています。

近畿3訴訟では、連携を深めることが不可欠であると考え、2014年10月12日に第1回の近畿訴訟団交流会を行いました。近畿訴訟団交流会は、その後も継続して行われており、2019年1月20日には第7回交流会が行われました。この交流会では近畿の3訴訟団だけではなく、他地域の原告らにも積極的に参加を呼びかけて交流を図っています。

5　今後の課題

既に、先行する他の事件で、国の責任を認めた上で、自主賠償基準や中間指針を超える賠償が続いています。国の法的責任を認める流れは変わらないものと考えています。他方、損害論については課題が多く、特に、関西訴訟の原告の多数を占める区域外の避難者及び滞在者に対する賠償の水準は極めて不十分です。関西訴訟としては、特に、区域外原告の賠償水準を引き上げることが大きな課題です。

さらに、福島第一原発事故の被害は過去のものではなく現在も継続しており、また、放射能の被害は今後も長く続きます。したがって、被害者の完全な回復をはかるため、被害者の生活基盤や医療体制の整備など、国の法的責任に基づいた政策を実現するため、全国の訴訟団、支援者と連携していきたいと考えています。

【特別報告 2】
原発避難者京都訴訟現在の状況

弁護団　事務局長
弁護士　　田　辺　保　雄

1　原発避難者京都訴訟の当事者

京都訴訟は、いわゆる自主避難者（実態は避難指示を受けなかっただけの「区域外避難者」である）を主体とした集団訴訟である。

平成 25 年 9 月に第一陣が提訴し、その後、二度の追加提訴を経て、地裁判決時には 57 世帯、174 名が原告となった。

原告の殆どは避難指示を受けずに京都府下へ避難した者及びその家族等である。

また原告の避難元は、福島県外（宮城県、茨城県、栃木県、千葉県）が含まれる。また福島県内でも中間指針追補で賠償の対象外とされた会津地方、県南地域からの避難者も原告となった。

被告としたのは、東京電力及び国である。

なお、関西地域には、避難指示の出されなかった地域からの避難者が多数、存在することから、同種集団訴訟は、大阪地方裁判所及び神戸地方裁判所にも係属している。

2　請求内容

原告は、損害の一部請求をしており、原則一人当たりの請求額は 550 万円である。

請求する損害の中には、一律にコミュニティ侵害の慰謝料（内容的にはいわゆる「ふるさと喪失慰謝料」）2000 万円が含まれている。

なお、請求する損害は、健康被害を除くすべての損害であり、いわゆる包括一律請求方式や慰謝料のみの請求するという方式は採らなかった。原告らは、各人、個別費目を積み上げる方式で請求内訳を明らかにした。

3　主張した責任原因

東電に対しては、原賠法 3 条による無過失責任とともに民法 709 条責任を問うた。

また国に対しては規制権限不行使の違法による国賠法 1 条に基づく責任を主張した。

4　判決内容（京都地裁平成30年3月15日判決）

（判決概要）

原告数174名のうち認容された原告は110名、請求額8億5000万円に対し、認容された額は1億1000万円であった。

（責任）

東電のみならず、国にも責任が認められた。

（因果関係）

自主的避難等対象区域からの避難は、原則として、避難の相当性が認められた。

自主的避難等対象区域からの避難について、避難の相当性が認められるのは、平成24年4月1日までに避難したことが必要とされた。また、同居していた妊婦又は子どもが平成24年4月1日までに避難しており、その避難から2年以内に、同居のために避難した妊婦の配偶者や子どもの両親が避難した場合も避難の相当性を認めた。

自主的避難等対象区域の区域外からの避難は、自主的避難等対象区域からの避難と同等又は準じる場合に避難の相当性が認められた。その結果、福島県会津美里町、福島県白河市、福島県金山町、千葉県松戸市、茨城県北茨城市、栃木県大田原市、千葉県柏市からの避難者について避難の相当性が認められた。

（損害）

本判決は、自主的避難等対象区域からの避難者に対しては一人当たり30万円、妊婦・子どもについては一人当たり60万円を認めた。

また、自主的避難等対象区域からの避難者と同等とはいえず、それに準じる場合には、一人当たり15万円、妊婦・子どもについては一人当たり30万円を認められた。

また、損害の範囲は、避難時から2年間に生じたものに限定された。

5　控訴審の現状

⑴　控訴審の状況

死亡原告や取り下げた原告を除き、現在も171名の避難者らが大阪高等裁判所で控訴審当事者として訴訟を継続している。

平成30年12月に第1回期日が行われ、現在、2019年6月の第3回期日まで指定されているが、現在は、それぞれが主張を補充している段階である。

⑵　国の対応

控訴審では、国から責任論に関する膨大な主張と資料が提出されている。

また、第1回期日では、国がこの訴訟で初めて自らプレゼンを実施するに至っている。

国の主張には、従前からの立場の修正があると考えられる。すなわち、従前は、長期評価の信用性のみを重視していた。これに対し、現在、国は、長期評価が未成熟であったため、国としてはこれを確率的安全評価で取り扱うものとしていたという主張を主軸にしているようである。

また、具体的な結果回避措置を講じられたどうかについても疑問を呈しているようであり、原告らに対し、結果回避措置の前提となる津波の諸条件を明らかにするよう求釈明を申し立てている。

⑶　原告団・弁護団の課題

責任論について国の必死さが伝わってくる。したがって、原告団・弁護団は引き続き、責任論を確実にするための訴訟活動を、他弁護団との連携の中で、充実させていくことに注力しなければならない。その意味で、東電元経営陣に対する刑事訴訟の記録は大変、重要であろう。

また、避難の相当性は、区域外避難者がそのほとんどである京都訴訟では非常に大きなテーマである。「公衆被ばくの線量限度」の持つ重い意義を裁判所に伝えるために補充的な立証が必要だと考えている。生物学的・医学的観点のみならず、法律的な観点についても追加の主張・立証を検討している。

損害論は、避難者の被害実態を裁判所に正確に把握させることが必要である。さらに被害実態を基礎として、それを法的に評価すべき視点を設定することも必要であると考えている。

〔2〕九州玄海訴訟 ― 2019 年　私たちはどうたたかうか―

弁護団　幹事長
弁護士　　東　島　浩　幸

1　はじめに

「原発なくそう！九州玄海訴訟」は九州電力玄海原子力発電所１～４号機すべての稼働停止を求める訴訟である。（本訴は佐賀地裁、仮処分は福岡高裁（即時抗告審）に係属中）。

昨年は、関西電力大飯原発福井訴訟の差止認容福井地裁判決（樋口判決）が名古屋高裁金沢支部判決で覆り、四国電力伊方原発差止仮処分の広島高裁の認容決定が異議審で覆るなど、司法判断では「原発をやめろ」との住民の声に反する司法判断が目立って増えている。九州玄海訴訟関連でも、2018 年 3 月 20 日、佐賀地裁は、仮処分について住民の申請を却下する決定をした。

しかし、政府による原発再稼働推進と社会経済的に原発が終焉を迎えざるを得ない状況とに大きな落差があり、そこにこそ、司法判断においても原発差止を勝ち取る勝機があると考えている。

以下、多少敷衍する。

2　原発を巡る現在の情勢について

国内の原発 54 機のうち、現在 9 機が再稼働している。それは原子力ムラの勢力を中心とする政府による原発再稼働推進政策の反映である。そのため、第 5 次エネルギー政策において 2030 年においての原発比率 20 ～ 22%、電力自由化・発送電分離の不徹底、核燃料サイクル計画への不合理な固執、自然再生エネの導入への消極性、子どもの甲状腺がんと原発との因果関係の否定などと連動している。それはフクシマの被害の隠ぺいと拡大（①避難指示の解除、②賠償等の打ち切り、③復興キャンペーン〈東京オリンピックの利用〉）と裏腹の関係にある。

しかし、国民世論は各種世論調査において、原発再稼働反対が多数を占めており、原発は危険であるとの認識が 8 割を超えている。

経済的には、原発のコストは高く、再生可能エネルギーの発電単価が急激に下がり、「原発は儲からない産業」「再生可能エネルギーは儲かる産業」となっている。それゆえ、トルコ・イギリスなど我が国のトップ企業が進めてきた原発輸出計画（アベノミクスの成長戦略の柱）はどれも頓挫している（いわゆる「総崩れ」状態）。

さらに原発周辺の地方自治体では、過酷事故時の実効的避難の困難性・不可能性への不満が強く、再稼働等への同意権獲得の意見も 6 割を占めるに至っている。

これらのなかで、経済界でも、原発再稼働の主流がいる一方で、城南信用金庫の吉原氏など地域派、再生エネ等の新たなビジネスとの関連での脱原発派もいる（脱炭素の世界的潮流に乗り遅れないとの考えも含む）。保守政界でも、原発新設すらもくろむ経産省に対し、河野太郎を大臣とする外務省（ベースロード電源の発想自体への反対）や小泉元首相などの原自連の「原発ゼロ・自然再生エネルギー基本法案」の動きもある。

一方、司法判決では、上記のように負け判決（決定）が多くなっているが、原発再稼働反対の国民世論の動向にはほとんど影響していない。これは、司法の状況は必ずしも良くないとしても、裁判闘争それ自体、例えば原発事故後の様々な被害や原発推進が国民に大きな負担を強いること等を裁判の場で明らかにして、それを運動につなげて原発再稼働反対の運動と世論の形成に大きく寄与しているからである。原発再稼働反対の世論の盛り上がりは司法のこれからにも連動してくることは間違いない。私たちの目的は司法での負け判決に一喜一憂することなく、過去には原発推進論者だった小泉元総理でさえ言うようになったように、政府に原発ゼロを決定させるところまで運動を高め強めて行くことである。

以上から、運動の成果もあって、原発ゼロへの基礎的条件がそろう方向で動いているといえる。

3　今年、私たちは何をすべきか？
―裁判所を本気にさせる―

法廷内での取り組みと法廷外の運動を関連させて、次のことをすべきであると考える。

⑴　脱原発の世論に依拠し、それが多数であることをはっきりさせる取り組みをさらに進めよう。その中では、世論としての現時点での弱点（再生可能エネルギーには安定性がないとか徐々に脱原発へとの意見が多い点）を正面から克服する取り組みをしていこう。

⑵　フクシマの被害者に寄り添い、依拠し、その被害の甚大さ・不可逆性を伝える取り組みを進めよう。被害者・避難者の講演会等も視点や観点を様々にしながら、オリンピックを一つのてこに“フクシマをなかったことにする”原発推進側の不合理を徹底的に明らかにしよう。また、訴訟では、従来どおりに、フクシマの被害者を含めて新規原告による意見陳述を毎回裁判所に届けること、及び、避難指示解除後も復旧できていないことを含めてもう一度整理することとしている。

⑶　住民を守る立場の地方自治体に依拠し、地方自治体への話し合い・公開質問の取り組みを強化しよう。2017年秋の佐賀県の全自治体めぐり（マップ作り）、再稼働へ向けたプロセスへの積極的参加、働きかけ、県民説明会への参加、質問、意見表明、県民第3者委員会の委員への訪問・働きかけ等をしてきた。2018年11月以降の新たな佐賀県内20自治体及び長崎県・福岡県の30キロ圏内の4自治体へのアンケート及び首長等との話込み活動をしたところである。その成果を早急にまとめ、さらにステップアップさせよう。なお、2017年には私たちと直接面談した首長は3であったが、今回は11に増えており、継続していくことの重要性を感じている。

⑷　未来を語ることに依拠する―経済界も巻き込もう！―「原発危ない」という観点だけでなく、原発なしで安全で経済的にも豊かな社会を築けるのだということを広める取り組みを強化しよう。

⑸　原発の安全性、危険性での科学論については常識ある市民が理解できる科学論（自然科学の専門家しか理解できない科学論ではないという意味）で闘おう。地震動、火山事象、水蒸気爆発などの過酷事故対策、実効的避難の不可能性などのいずれもそのような観点で、裁判所に行政・自然科学の専門家任せではない判断を迫ろう。

⑹　以上を通じて、司法判断で連発している住民を負けさせる論理＝社会通念論を打ち破ろう。「社会通念」論とは、原発訴訟の中で最近の司法判断が多用する論理であり、新規制基準やその下位ガイドに反していても、住民の常識から乖離した社会通念を持ち出して原発を容認する論理である。例えば、火山の破局的噴火による火砕流の到達の危険についても、レベル7の破局的噴火を法は想定していないとか、1万年に一度の破局的噴火は社会通念上問題にしていないなどとする論理である。

裁判所による恣意的な社会通念論を使用させない、破局的被害をもたらす危険のある原発の判断基準をきちんと提示していくことも極めて重要となっているところである。

4　なお、九州玄海訴訟では、3月25日に福岡高裁での仮処分即時抗告審で第1回審尋が開かれる予定となっており、弁護団では、常識ある市民が理解できるプレゼンをすべく準備を進めているところである。

〔3〕福井の原発群の運転差止めを求めるたたかい

滋賀弁護士会
弁護士　井　戸　謙　一

1　福井県の若狭地方では、4機の原発（大飯3号機、4号機、高浜3号機、4号機）が運転を続けている。運転開始後40年を超えた3機の原発（高浜1､2号機、美浜3号機）は原子力規制委員会の設置変更許可を得て、再稼働の準備を整えつつある。これらの事業者は、いずれも関西電力株式会社である。15機が運転していた時期より減ったとはいえ、住民の不安は尽きない。

2　若狭地方の原発群に対しては、次の各訴訟が闘われている。

⑴　大津地裁　高浜1～4号、大飯3、4号、美浜3号運転差止請求事件
⑵　京都地裁　大飯1～4号運転差止等請求事件
⑶　大阪地裁　大飯3、4号運転停止命令義務付け請求（行政訴訟）
⑷　名古屋地裁　高浜1、2号運転期間延長認可等取消請求（行政訴訟）
⑸　名古屋地裁　美浜3号運転期間延長認可等取消請求（行政訴訟）
⑹　大阪地裁　大飯3、4号機運転禁止仮処分申立事件

3　このうち、上記⑷⑸事件は、40年超の原発の運転期間延長認可を問題にしているもので、この種の訴訟は、全国でもこれだけである。炉規法改正当時は、極めて例外的であると説明された運転期間延長認可であるが、今のところ、認可申請はすべて認められ、原則と例外が逆転しており、原子力規制委員会は、本来の役割を果たしていない。上記⑷⑸で勝訴すれば、事業者は、運転開始後40年が近づいた原発の廃炉を次々と決断するようになるだろうから、これらの訴訟の持つ意義は大きい。また、上記⑹事件は、争点を島崎邦彦東大名誉教授（元原子力規制委員会委員長代理）が提起した問題、すなわち、垂直の活断層の活動によって起こる地震の規模の推定に入倉・三宅式を使うと過小評価になるという問題に絞って議論を展開しており、島崎氏自身が裁判所の面前で、そのお考えを説明された。大阪地裁がどのような判断をするか、注目される。

4　若狭地方の原発群については、①2014年5月1日福井地裁が大飯3、4号機の運転差止請求を認容し、②2015年4月14日福井地裁が高浜3、4号機の運転禁止仮処分申立を認容し、③2016年3月9日大津地裁が高浜3、4号機の運転禁止仮処分申立を認容する等の成果を挙げてきたが、①判決は、2018年7月4日名古屋高裁金沢支部が、②決定は、2015年12月24日福井地裁が、③決定は、2017年3月28日大阪高裁が、それぞれ取り消した。現在継続している上記2の⑴～⑹の訴訟のうち、⑴～⑸はいずれも本案訴訟であり、まだ判決の時期は見通せていないが、⑹の仮処分事件は既に審理は終結しており、いつ決定が出ても不思議ではない状態にある。

5　原発訴訟の動向を全国的にみると、2014年から2017年までの間は、原告住民の申立てを認める判決・決定が毎年のように出ていたが、2018年は、原告住民の勝訴は全くなく、すべて敗訴で終わった。最近の判決・決定の特徴は、安易に「社会通念論」を使って､原発の運転を容認する点にある。従前の裁判所は、原発の運転差止の可否について、「規制基準の内容が合理的か」､「当該原発が規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断が合理的か」という枠組みで判断していた。これに対し、原告住民側は、規制基準の内容や適合判断が合理性を欠くことを、多くの学者の方々のご協力を得ながら主張、立証してきた。そして、裁判所もそのことを否定できなくなっ

たのである。そうであれば、裁判所は、素直に原発の運転を差し止めるという結論を出せばよかった。ところが、裁判所は、社会通念論を持ち出し、基準が不合理であっても、あるいは、基準に適合していなくても、そのようなリスクは問題にしないのが社会通念である等として、結論として、原告住民側の請求を退けている。そもそも「社会通念」とは何か。裁判所は、それをどのような方法で認識するのか、結局は、原発の運転可否判断についての裁判所の恣意を許すマジックワードに過ぎないのではないか等、社会通念論が抱える問題は多岐にわたる。自らが定立した判断枠組みをかなぐり捨ててでも原発の運転差止めの結論を回避しようとする裁判所の姿勢には深い落胆を覚えるが、逆にいえば、それだけ原告住民側が事業者や裁判所を追い詰めていることの現われでもあるとも評価できよう。

6　最近、(1)(2)(4)(5)事件では、原発敷地地盤の問題が争点化している。関西電力は、若狭地方の地盤は固い岩盤であるとして、地震動の増幅の程度を低く見積もって基準地震動を策定している。これに対し、原告側が、専門家に、関西電力による原発敷地地盤の調査方法、調査結果の評価内容、地震波の速度の計算手法等について意見を聴取したところ、調査方法が杜撰であり、調査結果の評価が恣意的であり、採用した計算手法にも問題があることがわかった。例を一つ上げよう。地下の地盤構造を直接把握するための反射法地震探査については、関西電力は、新規制基準において地盤の三次元的把握が求められているにもかかわらず、二次元探査しかしていない。三次元探査は、石油探査等の現場では1990年代から普通に使われている手法であり、二次元探査とは解像度が全く異なる。敢えて詳細で正確な情報を入手することを避けているようである。その上、二次元探査の結果について「特異な構造は認められない」と評価しているが、これを見て頂いた物理探査学会の複数の専門家は、反射波列が並行でなく、うねり、切断があり、回折波が存在することを指摘し、関西電力の上記評価について、口を揃えて強く批判された。地盤構造の恣意的な把握は、それを前提に策定された基準地震動の合理性を強く疑わせる。

関西電力は追い詰められている。訴訟は、佳境に入りつつある。

〔4〕浜岡原発

浜岡原発永久停止弁護団
弁護士　大　橋　昭　夫

世界一危険な原発とされる浜岡原発は、3、4号機について、現在、原子力規制委員会の審査を受けており、まだ再稼働の時期は明らかになっていません。

静岡地方裁判所浜松支部で、中部電力と国を被告として係争中の裁判は、第10次訴訟まで提起され、原告数は716名になり、既に25回の口頭弁論が開催されました。弁護団の方針は、じっくりと原告の主張を固め、少なくとも原子力規制委員会の判断がなされるまでは、急いで裁判所の結論を求めないということに決定しています。

その理由としては、浜岡原発が停止していることと、最近の裁判例は、自ら判断しなければならない原発の安全性の程度、レベルを、結果的に、裁判所は、原子力規制委員会の結論に委ねているからです。

裁判所が福島第1原発事故の教訓を忘れ、司法消極主義に走ることは問題ですが、これは又、私たちの運動が相対的に弱まっていることの反映でもあり、原告団、弁護団とも、地域にもっともっと原発の危険性を

訴えていかなければと考えています。

裁判所は、毎回の口頭弁論期日において、被告中部電力側に浜岡原発の現状を述べさせ、原子力規制委員会の審査状況も聞いています。

原子力規制委員会は、浜岡原発の周辺活断層は29本と特定し、この内の3本の断層が、基準地震動に関係するとして、耐震設計の目安になる基準地震動策定で、その前提となる内陸地殻内地震の地震動評価を始めています。

勿論、原子力規制委員会は、この断層を活断層と認定しているわけではありませんが、このことは、浜岡原発では、プレート型地震だけでなく、活断層型地震もありうることを示すもので、極めて重要です。

最近の市民団体の調査によると、浜岡原発3、4号機から600メートル離れた地点に断層が地上にあらわれている箇所があり、これは活断層の可能性が高く、この部分を延長すると、原子炉建屋まで行くのではないかということです。

浜岡原発の敷地内には、H断層と呼ばれる断層が9本、東西方向に走っており、従来、これが活断層であるか否か、原子力規制委員会で議論されていました。

弁護団は、H断層が活断層である可能性が高いとの主張を既にしていますが、市民団体の調査の結果もありますから、今後、周辺にある断層の問題についても主張する予定です。

さらに、弁護団が最近重視していることは、避難計画の問題です。

浜岡原発が過酷事故を起こした場合、周辺の住民が安全に避難することが必要ですが、静岡県においては、実効性のある避難計画が未だありません。

静岡県は、浜岡原発の避難対象区域の人口が約94万人と、他の原発に比べて多く、南海トラフ地震を考えると、周辺の県も被災することが考えられ、北陸等の遠方に避難しなければなりません。

浜岡原発の立地する御前崎市は、浜松市に、住民をバスで避難させることになっていますが、そのバスの調達でさえ、どのようにするのか具体的に決まっておらず、避難受入先の浜松市にしても、浜岡原発に近く、現実的には受け入れなどできるはずはありません。

原発の再稼働と避難計画は、何よりも大切な住民の安全を守るために表裏一体のもので切り離すことはできません。

適切な避難計画がなければ、浜岡原発の再稼働などはありえないはずです。

IAEAの深層防護の考えは、原発の安全基準の1つとして、その中に適切な避難計画を盛りこんでいますが、わが国の規制は原発を立地する段階で避難計画の実行可能性をチェックしないばかりか、立地後も敷地外の避難計画の実効性について事業者に対し何らの規制をしていません。

弁護団としては、住民の生命・健康を守るために避難計画が重要で、しかも、それは実行可能性があり、効果のあるものでなければならないと訴えています。

被告中部電力は、裁判の中で、余裕をもった耐震設計をしており、さらに配管、電路類サポートについても改造工事を実施しており、地震対策は十分であり、その他津波に対しても22メートルの防波壁を構築し、建屋には水密扉を設置しているので浸水することはないと述べています。

最近の口頭弁論期日では中部電力はこれらのことを、書面によるばかりでなく、口頭で要旨を何度となく、くり返し述べ、裁判官を説得しています。

弁護団は、名古屋高裁金沢支部2018年7月14日判決のように「原子力発電所の有する危険性が社会通念上無視しうる程度にまで管理、統制されているかが検討されるべきだ。」とし、つまるところ「社会通念」は原子力規制委員会の委員の判断でよいとする思考に大きな危機感を有しています。

この判決は、さらに踏み込み、「わが国のとるべき道として、原子力発電そのものを廃止禁止することは大いに可能であろうが、その当否を巡る判断は、もはや司法の枠を超え、国民世論として幅広く議論され、それを背景とした立法府や行政府による政治的な判断に委ねるべき事柄である。」とまで述べていますが、裁判官の思考停止には驚くばかりです。

これらの考えは、裁判所は自分の頭で考えるのではなく、行政や立法に追随し、それでよしとするもので、つまるところ原子力規制委員会の判断を尊重すればよいとする自らの思考停止を容認する考え方であります。

これが原発裁判を担当するすべての裁判官の考え方でないことを期待しますが、判決の動向をみると、必ずしもそのようにもいえません。

しかし、裁判官は世論の動向をよくみており、内閣の構成が変われば、その姿勢はすぐに変わるものと思います。

その意味で言いふるされた教訓ですが、法廷のたた

かいと共に法廷外の「原発なくせ」というたたかいが重要になります。

原告団、弁護団、支援団体の３者が手を取り合って、最後までたたかう所存です。

〔5〕原告 3000 人を超えた川内原発訴訟

原発なくそう！九州川内訴訟弁護団　共同代表
弁護士　森　雅　美

1　2011 年３月の福島第一原発事故から８年が過ぎ、2012 年５月の川内原発訴訟の提訴から７年になろうとしています。弁論は 25 回目を迎えます。

原告側の主張に対する九電・国の反論は一応なされ、今、原告側の再反論、特に国に反論に対する再反論の書面を準備しているところです。

2　これまで基準地震動、火山対策、避難計画の問題性を中心に主張を展開してきました。東北沖地震以後の熊本地震、胆振地震等により、地震等に関する基準が不十分であることを改めて認識させることになりました。予想もつかない場所で、予想もつかない規模の地震が起こりうることが示され、新規制基準では原発の安全性はとうてい担保できないことが現実のものとなっています。

3　九電は、玄海原発の再稼働を実行しました。

福島第一原発事故による損害賠償訴訟においては、九電のみならず、国の責任を認める判決が続いていますが、稼働差し止め訴訟における裁判所の判断は、福島の事故を忘れたかのような動きが続いています。高い見識を有する専門家が規制基準を作り、基準に合致するとして判断し稼働しているから安全だという社会通念があるというのがほとんどの判断の前提にあります。

しかし、この社会通念とはなんでしょうか。

4　世論調査では、現在でも原発稼働に反対、疑問を呈する声が６割を超えています。福島第一原発での廃炉工事は遅々として進まず、事故原因の究明も中途のままです。

事故による損害額は時の経過とともに莫大な額に増加しています。しかもそれが国民全体の負担にされつつあります。

他方、原発の安全神話は、徐々に復活しつつあるのも事実です。

5　しかし、原発に未来がないことは徐々に明らかになってきました。

福島第一原発事故を契機に、世界的に安全基準が高まり、建設のための費用は著しい増加傾向にあります。原発の危険性を理由とする反対の声の高まりとともに採算がとれないと判断した各国は次々に原発建設計画を中止、そのため、原発の輸出を重要な政策に掲げてきた日本政府の政策は破綻しつつあります。

東芝が経営危機に立たされ、日立はイギリスでの建設を断念せざるを得ず、地震国トルコでも、また台湾、ベトナム、インド、エストニアなどの国々でも原発の建設は失敗に終わっています。これはとりもなおさず、世界が原発の縮小に大きく舵を切ったことを意味しています。

6　自然エネルギーによる発電の割合は急速に伸び、

そのコストは急速に下がっています。逆に、原発のコストは上がり自然エネルギー発電より高コストであることはもはや自明の理となり、万一事故が再び起こった場合、そのコストはさらに高くなります。

九電は昨年から太陽光発電の出力抑制を実施し始めました。一旦稼働し始めた原発は簡単には停止できない、自然エネルギー発電分の送電を止めるのが容易だという理由からです。しかもこれは国の政策で実施されているのです。世界が原発から自然エネルギーへの大転換を図り始めたというのに、このようなわが国の現実に怒りを禁じ得ません。

7 次に予定している第12次提訴において、原告数は3000人を超えます。玄海原発訴訟の1万人には及ばないものの、目標としていた3000人に達したということは大きな力です。原発反対の声に衰えはないのですが、確かに福島第一原発事故は「風化」しつつあるのも現実です。しかし、この3000人の力を源にして今後も原発反対の人たちを結集し、原発0（ゼロ）の世界を実現していかねばなりません。

（アスベスト）

〔1〕大阪及び全国的なアスベスト被害救済の取り組み

大阪アスベスト弁護団
弁護士　伊　藤　明　子

1　関西建設アスベスト〔大阪・京都〕訴訟

⑴　建設アスベスト訴訟の意義と目標

アスベスト疾患に関する行政認定（労災認定、石綿救済法認定）の約半数は建築作業従事者に集中している。建設アスベスト被害は、労災認定だけでも毎年数百件、この10年間の行政認定件数は1万件を超え、今後も2万人を超える被害発生さえ予測されている。わが国最大の労働災害であるとともに、最悪のユーザー被害（欠陥商品被害＝公害）でもある。

かくも被害が拡大した根本的な原因は、建材企業と国にある。すなわち、ニチアスやA&Aマテリアル（旧浅野スレート、旧朝日石綿）、太平洋セメント、ノザワなどの建材企業は、意図的にアスベストの危険性を隠しながら、長期に亘って大量の石綿建材を製造・販売し続けた。一方、国は、建築作業従事者の命や健康を守るための規制は行わないまま、建築基準法で不燃材・耐火構造に指定するなど、建材企業と一体となって石綿建材の普及促進を図った。もとより労働者に対する安全配慮義務を怠った使用者（ゼネコンなど）にも責任があるが、現場特定の困難等からその法的責任を追及できるケースは極めて限定される。また、建築現場では、労働者と同じ石綿ばく露実態がありながら、労働者性が認められない被害者（いわゆる「一人親方」）も多い。

建設アスベスト訴訟は、こうした一人親方の救済も含めた「建設作業従事者にかかる石綿被害者補償基金制度」の創設と万全な被害防止策を最終的な目標としている。建材企業と国の法的責任を明確にすることは、全てのアスベスト被害の救済にとっても、今後のアスベスト対策（最重要課題は建物解体改修時の飛散防止）にとっても、決定的に重要である。

⑵　2018年の大きな前進―大阪高裁ダブル勝訴判決

ア　東京1陣訴訟・東京高裁判決

2018年3月14日の東京1陣訴訟・東京高裁判決（大段亨裁判長）は、一人親方等に対する国の責任を初めて認める画期的な判決を言い渡した（詳細は「首都圏建設アスベスト訴訟の報告」に譲る）。初提訴から丸10年、神奈川1陣訴訟・東京高裁判決（2017年10月27日・永野厚郎裁判長）まで7連続で国に勝訴しながらも超えられなかった壁を、裁判所と厳しく対峙しながら乗り越えた貴重な成果である。

一方、同判決は、建材企業の責任を一切認めず、この点では事実面・理論面ともに極めて不当な判決でもあった。

イ　京都1陣訴訟・大阪高裁判決

2016年1月に初めて建材企業の責任を認める判決が出された京都1陣訴訟は、大阪高裁第4民事部（田川直之裁判長）に係属し、2018年8月31日に判決を迎えた。東京1陣訴訟・東京高裁判決が克服した一人親方等に対する国責任を引き続き認めるかが最大の争点であったところ、同判決もこれを認め、かつ、企業責任についても原判決を維持した。その結果、被害者全員を救済する全面勝利判決となった。

国の責任については、各地判決の中で違法時期が最も早く（吹付作業に関する規制の違法時期は1972年以降、屋内作業に関する規制の違法時期は1974年以降）、屋内作業対策として、防じんマスク着用及び警告表示・掲示に加えて、集じん機付電動工具に関する違法も認めた。また、屋外作業対策についても原判決を維持して違法を認めた（違

法時期は2002年以降、違法事由は屋内作業対策と同様)。

また、建材企業ら計10社につき、国と同じ違法時期から警告表示を怠った注意義務違反があるとし、民法719条1項後段の類推適用による共同不法行為責任を認めた。同判決は、被害者が長期間に亘って多数の建築現場で多種類の石綿建材からの粉じんにばく露していることから、病気発症の原因となった石綿建材や建材企業を特定することが極めて困難であるという本件特有の因果関係立証の困難性と手持ち資料を提出しない建材企業の応訴態度を指摘して、マーケットシェアと確率論を駆使した原告らの立証方法の正当性を認めた。過去の公害訴訟や薬害訴訟、じん肺訴訟における共同不法行為に関する裁判例等を踏まえて、事案の特質に応じて損害の公平な分担を図ったものである。また、民法719条1項後段類推適用の要件として、石綿建材の「到達の相当程度以上の可能性」があれば足りるとしており、企業責任問題の到達点となる司法判断を示した。

ウ　大阪1陣訴訟・大阪高裁判決

大阪1陣訴訟は、大阪高裁第4民事部（江口とし子裁判長）に係属し、控訴審では京都1陣訴訟の3週間後である2018年9月20日に判決を迎えた。2012年5月の神奈川1陣・横浜地裁判決（建設アスベスト訴訟における全国初の判決であり、国責任、企業責任ともに排斥された）と同じ裁判長であったことから、この間の司法判断の積み重ねや双方の主張立証経過をどの程度踏まえた判断が示されるかが注目されたが、果たして、一人親方等に対する国責任も、建材企業らに対する責任（計8社）も認める判決であった。

同判決が認めた防じんマスク着用等に関する国責任は1975年以降であり、違法時期が遅すぎる点では不十分であるものの、白石綿も含む全ての石綿建材の製造使用を禁止することが遅れた国の責任を高裁で初めて認めた点は特筆に値する。しかも、原判決では1995年以降とされていた違法時期を1991年末まで遡らせた。また、建築現場において大量の石綿被害が発生した原因として、石綿建材を普及させた国の住宅政策を指摘し、これに製造使用禁止という抜本的な対策が十数年遅れた違法も指摘して、国の責任割合を従来の3分の1から2分の1に大幅に引き上げた。

建材企業の責任割合についても、ばく露期間や他の原因企業の存在による寄与割合減額を行うものの、民法719条1項後段類推適用により基本的には全部責任を前提とし、大部分の被害者について基準慰謝料額の4割の責任を認めている。

実質的に被害救済を大きく前進させる画期的な判断である一方、国責任・企業責任とも違法始期が遅いことや、建材企業の警告表示義務が改修・解体時まで及ばないとされた点など、克服すべき課題が明確にされた。

⑶　全面解決へ向けたたたかいの最終局面
―まずは最高裁勝利を

国に10連勝、建材企業に5勝となった大阪高裁ダブル勝訴判決は、従来の地裁判決、高裁判決をさらに大きく前進させる、建設アスベスト訴訟の重要な到達点を築くものとなった。もはや国の責任は不動のものとなり、シェアと確率論を用いて建材企業の責任を認める流れも確実になった。とりわけ東京1陣訴訟・東京高裁判決に続いて、2つの大阪高裁判決が一人親方等の救済の流れを確実なものにしたことは、全ての建築作業従事者の救済に向けて大きな展望を切り開いたと言える。判決後の全面解決を求める運動では初めて野党共同ヒアリングが実現し、「建設石綿被害者補償基金制度」（仮称）の創設へ向けた賛同議員も拡大している（本年2月現在衆参議員706人中408人/57.7%)。

2008年5月に東京・横浜で提起された建設アスベスト訴訟は、全国6地域（北海道、東京、横浜、京都、大阪、九州）でそれぞれ1陣訴訟･2陣訴訟が係属し、原告総数は約800名､被害者総数は約700名にのぼる。そのうち、提訴後に約200名が亡くなっており、1日も早い解決が望まれる。

すでに神奈川1陣訴訟は最高裁第1小法廷に係属し、本年3月末までには東京、京都、大阪の各1陣訴訟も最高裁に係属することから、今年中に最高裁での本格的な検討が始まることが予想される。最高裁闘争を全国的に統一的、攻勢的に進め、さらに九州1陣訴訟・福岡高裁（本年5月7日結審）北海道1陣・札幌高裁（今秋結審予定）を確実に勝ちきることが、当面の最重要課題である。

2　大阪・泉南アスベスト国賠訴訟のその後

⑴　泉南型国賠による和解救済

2014年10月の泉南アスベスト国賠訴訟の最高裁判決によって国の責任（1958年から1971年までの間、局所排気装置設置の義務づけを怠った違法）が確定し、同じ状況にあった石綿工場における労働者のアスベスト被害については、国が早期に訴訟上の和解に応じることを約束した。

しかし、その周知は公務所でのポスター掲示等しかなされず、最高裁判決後の提訴者は2017年8月末時点で179名、和解した人は84名（被害者単位）に止まっていた。当弁護団で、地元の原告・支援者、全国的な被害者団体などと共に、厚労省本省や各地の労働局等に対して、国が作成しているリーフレットを労災認定や管理区分決定を受けた被害者に個別送付するよう再三要請した結果、厚労省は、いわゆる泉南型国賠の対象可能性のある元労働者・遺族にリーフレットを個別送付することを決定した。国が国賠訴訟を促す文書を被害者に送るのは極めて異例であり、画期的な成果である。泉南最高裁判決から3年を迎えた2017年10月以降、対象者2244名に個別通知がなされた効果により、全国各地で急速に救済が進み、2018年11月末時点での提訴者数は被害者単位で603名（うち和解済323名）、和解総額54億円に拡大した。もっとも、提訴者数は通知対象者の3割弱に止まっており、まだまだ多くの被害者が埋もれていると考えられる。

この間、石綿製品の製造作業（石綿紡織工場や石綿建材製造工場）従事者や出入りのモーター点検業務、運送業者や守衛などの和解だけでなく、石綿製品の切断･加工等の作業（自動車整備工や研究職､パッキン取付など）についてもいくつか和解が成立した。局所排気装置の設置により石綿粉じんばく露を相当程度防げたといえるケースについて国の規制権限不行使の違法が認められるのは当然であり、泉南最高裁判決の正しい解釈により、実質的に救済範囲が広がったと評価できる。一方、特に肺がん・中皮腫の遅延損害金の起算点問題や（確定診断日か行政認定日か)、企業賠償金の充当方法等、これまで十分意識していなかった論点が浮かび上がってきた。後者については、当弁護団において、最高裁判決事例やこの間の和解例との公平を図るべきである旨を主張した結果、原告主張による充当方法によることが確立された。また、遺族による労災記録の不開示問題（死者の個人情報か否か）については、取消訴訟と並行して、提訴前照会制度による情報収集など新しい取り組みが始まっている。

ちなみに、泉南地域では3陣訴訟として2018年12月時点で被害者60名が提訴し､46名が和解済である。1陣26名・2陣33名と合わせて裁判で救済される被害者は100名を超える。引き続き地元の原告・支援者とも連携して3陣訴訟の被害者を掘り起こし、最後の1人まで救済を図る所存である。

⑵　泉南石綿の碑と石綿の館

泉南アスベスト国賠訴訟の「原告団」と地元の支援団体「泉南地域の石綿被害と市民の会」は、2015年6月、新たに「泉南アスベストの会」を結成して、3陣訴訟の被害者掘り起こしや建設アスベスト訴訟の支援をはじめ、全国的な公害・じん肺・石綿被害者団体、韓国等との交流、石綿救済法見直しに関する要請など引き続き精力的に活動している。

2018年2月、泉南アスベスト国賠訴訟の8年半のたたかい、100年の被害とは何であったかを描き切った原一男監督『ニッポン国vs泉南石綿村』が完成した。泉南での先行上映を皮切りに、同年3月以降、全国約30カ所で劇場公開され、海外10数カ所でも上映された。泉南アスベストの会の元原告らは複数会場に駆けつけて原監督と対談し、観客に被害者の肉声を伝えた。本年2月にはDVDが発売開始となった。

最高裁判決から丸5年を迎える今年は、「泉南石綿の碑」に隣接する梶本医院の跡地に「アトリエ泉南石綿の館」がオープンする。1953年に泉南地域で医院を開くと同時に石綿の危険性を訴え、海外から石綿関係の原書を取り寄せて、厚労省やメーカー、研究者などに意見書を送り続けた異色の梶本政治医師は、亡くなるまで40年間、「イシワタキチガイ」と言われつつ警鐘を鳴らし続けた。泉南のたたかいを支援してきた梶本医師の長男が、今般、自宅の一部を資料館として提供する。

泉南アスベスト国賠訴訟では1971年以降就労の労働者や家族・近隣曝露の被害者に対する国の責任が否定された。これらの救済は、建設アスベスト訴訟の解決や石綿救済法の抜本的改正の中で見直されるべき大きな政治的課題でもある。わが国の石綿被害

の原点である泉南から、アスベスト惨禍を後世に伝え、救済・根絶を全国・世界へ広げる取り組みが連綿と続いている。

3　アスベスト被害救済訴訟の概況

2018年も企業責任を前提とした訴訟上和解がいくつか報道されたが、多くは守秘義務条項があるため詳細は不明である。上記2(1)の厚労省個別通知を契機に、泉南型国賠だけでなく企業責任が問えることが判明したと推測されるケースも散見される。判決に至るケースは少なく、訴訟外の交渉において解決しているケース、代理人が就く以前に企業が一定の補償をしているケースが相当数あることが予想される。企業責任を認める傾向は今後も続くと考えられるが、曝露立証が困難な石綿肺がん事例や時効問題、CT画像問題などの他、予見可能性に関する特異な判断を示して企業責任を否定した不当判決など、克服すべき課題もある。

この他、びまん性胸膜肥厚と誤嚥による死亡との因果関係を認めて労災不認定を取り消した判決（2017年7月19日大阪地裁判決）、私立学校教員の中皮腫労災不認定を取り消した判決（2018年4月11日名古屋高裁判決）など、行政訴訟でも救済が図られた事例がある一方、石綿肺がんの労災不認定問題（2012年認定基準の合理性を争った2018年1月30日横浜地裁判決、2018年11月21日東京高裁判決は原告敗訴）、公立学校教員の中皮腫公災不認定問題（2018年8月29日東京高裁で原告逆転敗訴）、阪神・淡路大震災のがれき処理で中皮腫を発症した明石市職員の公災不認定問題（2018年1月15日に神戸地裁に提訴）など、行政による認定基準の恣意的運用が救済を大きく阻んでいる実態を見直させる取り組みを強める必要がある。

4　全てのアスベスト被害の救済と根絶に向けた全国的なたたかいを

2018年1月には東京高裁・地裁で再び石綿飛散事故が発生し（東京高裁では2015年12月にも石綿飛散事故が発生）、同年10月には最高裁大法廷でアスベストが検出され、市民見学会が中止になった。各地で解体・改修、除去工事現場での石綿飛散事故は後を絶たず、ずさんな対応が繰り返されている。新たな石綿ばく露による将来の被害発生が懸念される。

建物の解体・改修、除去時の石綿飛散は、建築作業従事者の職業ばく露の問題であると同時に、環境ばく露の問題でもある。建設アスベスト訴訟の解決と全てのアスベスト被害の救済・根絶は連続しており、そのためにも同訴訟の早期解決が急務である。

世界疾病負荷（GDB）のデータベースに基づくWHOの最新の推計によれば、2016年の石綿ばく露推計死亡数は世界で約23万名、日本では約1万8900名と報告されている。現時点においても、労災認定にすら至らない数多くの暗数の存在が推認され、日本の石綿使用量からすれば、今後も被害者が増加することは確実である。2018年8月には免疫チェックポイント阻害薬であるオプジーボの悪性胸膜中皮腫への適用拡大が承認された。肺がん・中皮腫はもちろん、不治の病とされる石綿肺やびまん性胸膜肥厚についても診断・治療法の研究が望まれる。

2017年には、長年、じん肺・アスベスト問題の救済に心血を注いでこられた海老原勇医師、山下登司夫弁護士が急逝され、泉南の運動を率いて下さった半田秀男名誉教授も他界された。私たちは、志半ばで斃れた多くの原告・被害者はもちろん、一緒に闘ってきた先達や仲間の遺志を心に刻みつつ、今後も多くの方々の知恵と力を結集して、アスベスト被害の全面的な救済と万全な防止対策を求める大運動を展開していきたい。

〔2〕首都圏建設アスベスト訴訟の報告

～首都圏での勝利判決をめざして～

首都圏建設アスベスト訴訟弁護団
弁護士　森　孝博

1　建設アスベスト訴訟の概要

建設アスベスト訴訟は、石綿被害が建築業に集中的に現われているという状況のなかで、元建築作業従事者とその遺族が、「謝れ、償え、なくせアスベスト被害」を合言葉に立ち上がり、石綿建材の製造・販売メーカーと国の責任を追及し、甚大な被害を救済させるため、全国各地で提起して闘っている。現在、4 最高裁、3 高裁、5 地裁に係属し、被災者原告数は合計 703 名である。

【全国建設アスベスト訴訟の概要】

①首都圏建設アスベスト東京第 1 陣訴訟
（2012 年 12 月 5 日東京地裁判決、2018 年 3 月 14 日東京高裁第 10 民事部判決、最高裁に係属）

②首都圏建設アスベスト神奈川第 1 陣訴訟
（2012 年 5 月 25 日横浜地裁判決、2017 年 10 月 27 日東京高裁第 5 民事部判決、最高裁に係属）

③関西建設アスベスト京都第 1 陣訴訟
（2016 年 1 月 29 日京都地裁判決、2018 年 8 月 31 日大阪高裁第 4 民事部判決、最高裁に係属）

④関西建設アスベスト大阪第 1 陣訴訟
（2016 年 1 月 22 日大阪地裁判決、2018 年 9 月 20 日大阪高裁第 3 民事部判決、最高裁に係属）

⑤九州建設アスベスト第 1 陣訴訟
（2014 年 11 月 7 日福岡地裁判決、福岡高裁第 5 民事部に係属）

⑥北海道建設アスベスト第 1 陣訴訟
（2017 年 2 月 14 日札幌地裁判決、札幌高裁第 2 民事部に係属）

⑦首都圏建設アスベスト東京第 2 陣訴訟
（東京地裁に係属）

⑧首都圏建設アスベスト神奈川第 2 陣訴訟
（2017 年 10 月 24 日横浜地裁判決、東京高裁に係属）

⑨関西建設アスベスト大阪第 2 陣訴訟
（大阪地裁に係属）

⑩関西建設アスベスト京都第 2 陣訴訟
（京都地裁に係属）

⑪北海道建設アスベスト第 2 陣訴訟
（札幌地裁に係属）

⑫九州建設アスベスト第 2 陣訴訟（福岡地裁に係属）

2　建設アスベスト訴訟の到達点

⑴　国の責任

このような全国各地での裁判のたたかいのなかで、2017 年 10 月以降、4 つの高裁判決が言い渡され、下記表のとおり、いずれの高裁判決も国の責任（規制権限不行使の違法）を認めた。現在、国は建設アスベスト訴訟において 10 連敗であり、もはや国の責任を認める司法の判断は揺るぎないものとなっている。

【各高裁判決の比較】

		東京高裁 5 民判決 17.10.27	東京高裁 10 民判決 18.3.14	大阪高裁 4 民判決 18.8.31	大阪高裁 3 民判決 18.9.20
国	【規制権限不行使】				
	①防じんマスクの着用	○	○	○	○
	②警告表示（安衛法 57 条）	○	○	○	○
	③建築現場の掲示	○	○	○	○
	④集じん機付電動工具	×	×	○	×
	⑤製造禁止	×	×	×	○
	【違法性が問われる時期】				
	①吹付け作業の危険性	—	1972 年	1972 年	—
	②①以外の屋内作業の危険性	1981 年	1975 年	1974 年	1975 年
	③屋外作業の危険性	×	×	2002 年	—
	④間接曝露の危険性	1995 年	2004 年	2004 年	2006 年
	【5%以下の違法】				
	①吹付け作業	×	—	○	—
	②①以外の全ての作業	×	○	○	○
	【一人親方】	×	○	○	○
企業	【過　失】				
	①警告表示義務違反	○	—	○	○
	上記義務違反の始期	1975 年	—	1974 年	1975 年
	解体工に対する警告義務	×	×	×	×
	②石綿不使用義務違反	×	×	×	×
	【因果関係】				
	①共同不法行為（719 条）	○	×	○	○
	②個別責任（709 条）	○	×	○	—

しかも、東京高裁10民判決で、石綿粉じん作業に従事する労働者だけでなく、一人親方や中小事業主（以下、まとめて「一人親方等」という。）との関係でも国の責任が認められ、続く大阪高裁4民判決、大阪高裁3民判決でも一人親方等に対する国の責任が認められた。また、基本的には国の違法事由、違法期間が拡大され、一層厳しく断罪されている。あらゆる違法事由（防じんマスク、警告表示・掲示、集じん機付電動工具、製造禁止）が認められ、石綿工場での違法事由（局所排気装置）を含めると、国が行ってきた石綿粉じん曝露防止対策の怠慢さが明らかにされている。とりわけ、①大阪高裁4民判決が集じん機付電動工具の使用義務付けを怠った国の責任を認めたこと、②大阪高裁3民判決が、一審判決をさらに前進させて1991（平成3）年時点以降の製造禁止の規制権限不行使の違法を認めたこと、国が賠償責任を負うべき範囲も損害の2分の1と拡大したこと、も極めて重大である。

⑵　企業の責任

2012年12月5日の東京地裁判決では、メーカーらの注意義務違反は認めたものの、疾患の原因となった石綿建材および製造・販売企業の特定ができず、加害行為と被害発生の因果関係が認められないことを理由に、メーカーらの賠償責任を認めなかった。その後、福岡地裁、大阪地裁、札幌地裁でも同様にメーカーらの責任を否定する判決が続いていた。

しかし、2016年1月29日の京都地裁判決で、初めてシェア10%以上の企業9社の共同不法行為責任（警告表示義務違反）の成立が認められ、2017年10月24日の横浜地裁判決（神奈川第2陣訴訟）でも企業の責任が認められた。

そして、高裁レベルにおいては、上記表のとおり、東京高裁5民判決、大阪高裁4民判決、大阪高裁3民判決と、3つの高裁判決で企業の責任が認められた。

このように、国の責任とともに建設アスベスト被害に対する企業の責任も認める司法判断が確立しつつある。

3　建設アスベスト訴訟の首都圏での勝利に向けて

⑴　本年5月で2008年の首都圏建設アスベスト訴訟の提訴から丸11年となるが、建設アスベスト訴訟の原告703名（患者単位）のうち502名（72%）が解決を見ずにお亡くなりになった。生存している原告はわずか28%であり、原告らの「生命あるうちの解決を」の声は極めて切実である。

そして、現在、建設アスベスト訴訟は最大の山場を迎えている。神奈川第1陣訴訟、東京第1陣訴訟、京都第1陣訴訟、大阪第1陣訴訟が最高裁に係属し、本年5月に九州第1陣訴訟が福岡高裁で、本年秋には北海道第1陣訴訟が札幌高裁で結審を迎える予定である。東京第2陣訴訟も本年秋に東京地裁で結審となる予定である。かつてない規模の最高裁闘争を構築するとともに、続く福岡高裁、札幌高裁、東京地裁の判決で、この間の高裁判決で築いた到達点をさらに前進させて、一日も早い全面解決を実現したい。

⑵　泉南国賠訴訟最高裁判決、建設アスベスト訴訟の各地裁判決、そして4つの高裁判決により、建設アスベスト被害における国とメーカーの法的責任は一層明確となった。また、東京高裁と大阪高裁で、一人親方等に対する国の責任とメーカーの共同不法行為責任が認められ、大きな勇気と確信がもたらされた。このような、建設アスベスト訴訟の流れに確信をもち、これらの判決を武器に、さらなる大きな運動を構築していけば、「建設石綿被害者補償基金」制度の創設をはじめ全面解決に向けて大きな前進を勝ち取ることができると確信している。これから出される判決も武器にさらなる大きな運動を構築し、建設アスベスト問題をこれまで以上に「政治問題化」し、「建設石綿被害者補償基金制度」を創設させ、建設アスベスト問題の全面解決を勝ち取るつもりである。

皆さまには、これまで以上のご支援をよろしくお願いいたします。

（大気汚染）

〔1〕川崎公害裁判の報告

川崎公害裁判弁護団　事務局長
弁護士　　篠　原　義　仁

例年の報告と少し目線を変えて、「環境再生とまちづくり」の課題を掲げて、1996年12月25日の加害企業（固定発生源）との間の和解、99年5月20日の国・道路公団（道路公害・移動発生源）との間の和解に基礎をおいて進められてきた、①「公害・環境、健康、まちづりフェスタ」と②「公害・環境、まちづくり」絵画、作文コンクールの取り組みについて報告する。

1　「公害・環境、健康、まちづりフェスタ」

⑴　このフェスタは、99年6月の環境月間の時期に、すなわち、国和解直後に第1回企画が開催された。正式の和解成立日は、同年5月20日であったが、その年の始めから、和解協議が精力的に行われるなかで、「和解成立は必至」という読みのもとに、新年早々から準備が進められ、環境月間（旧環境週間）に照準をあて、日曜日全一日（午前8時から展示等の準備を始め、午前11時開始、午後3時半終了）の企画として実行された。

当初は、川崎南部地域（川崎区、幸区）の大気汚染公害での取り組みを中心として、これに川崎北部の緑と自然を破壊して進む、マンション立地を中心とする大規模開発計画に反対する市民運動（但し、まだその一部）が合流してその開催にこぎつけた。また、被害者運動の支援の中核を担った医療生協、保険医協会との相互乗り入れ企画ということで「健康」の課題が、さらに、まちづくりの視点から、そして、何よりも大規模展示の実働部隊という役割から川崎労連や建設・建築関係の組合関係者も参加した。

会場は、かなり高額な会場利用料が必要とされたが、川崎で一番目立つところで公害・環境問題の訴えを行おうということで、JR川崎駅東口地下街「アゼリア」の公共空間を利用して開催された。

この企画は、地下街「アゼリア」で前記諸団体の合流した企画であったが、6月は公害・環境問題をメインテーマにして、11月には、メインテーマを2つにして、公害・環境問題に加えて、「勤労感謝の日」があるということで、労働問題（労災、職業病を含む）をもその柱とした（年2回開催）。

⑵　一方、川崎の中北部での大規模開発、乱開発は、国や地方自治体の「住宅政策」の後押しもあり、東横線、田園都市線、小田急線という都心直結の交通網の発展のなかで、緑と自然を守りたいという古くからの居住住民の意向に反して急激に進行した。横浜よりも更に東京に近接する（多摩川ひとつ越えれば東京）、川崎という地域特性をふまえて大規模開発業者による環境破壊は進行した。
こうしたなかで、環境と公害を合言葉にして、ともすれば、別々の行動を取りがちだった川崎の市民運動が相互乗り入れ的に大同団結しようということで、そして、北部地域の市民運動関係者がより結集しやすい場所として、2006年5月の第12回フェスタ（6月の全国公害被害者総行動との関係で、近年は5月下旬の日程で開催）からは、JR南武線溝口駅と東急田園都市線溝の口駅が連結する、溝口駅前で、JR駅の改札口前のスペースはもちろん、前記連絡通路であるJR自由通路、田園都市線に通じるペデストリアンデッキを使って開催することとした（全一日開催で、ビラまきのレベルを越えて大がかりな展示や舞台を作っての文化行事も実施するということで、所轄警察の使用許可も取った）。

展示コーナーとしては、公害コーナー、緑・自然破壊に抗する市民運動コーナー、「環境まちづくり」絵画・作文展示コーナー、憲法・平和コーナー（但し、この頃はまだ小規模参加）、昔の遊び伝承コーナー（ベーゴマ、ケン玉、お手玉など）、働く青年のコーナー（職業訓練校の大工見習の労働者による家庭用品工作・販売コーナー）、保育・教育関係コーナー、医療関係団体の手による健康コーナー（健診、歯科、医療相談）、各種相談（法律、労働、年金、社会保障）コーナーなどが、パネル展示、ビラ配布がテントを設置などして企画された。

もうひとつのメインとして、ペデリストリアンデッキの一画に手作りの舞台を設置して、地元の文化関係の団体、個人に呼びかけて、歌唱、演奏、各種舞踏（フラダンス、フラメンコ、マジック）などの各種実演が行われた（ちなみに、ブレークダンスの「世界一」の仲間も川崎から誕生し、このグループも応援参加）。

⑶ 2006年に会場を移した、公害環境フェスタは2018年5月28日に第24回目の開催を行った（2006年以降は、年1回開催）。

2018年企画では、年々、その参加団体も増え（ちなみに、東京に本部を置く公害地球懇もここ数年参加で、常連化）、60団体300人規模での取組みとなった。

一番盛況なのは、展示コーナーで、①小・中学生の作文、絵画コーナー、②患者会コーナー、③映像コーナー（近年からの企画）、④平和コーナー（改憲策動がつづくなか、参加団体の増加、企画内容の充実ぶりが目立つ）、⑤原発関連コーナー（東日本大震災による福島原発事故が最大のコーナーで、企画も充実、発展）、⑥自然環境団体コーナー（緑と自然破壊の大規模開発反対に取り組む市民団体コーナー。以前は川崎北部中心であったが、武蔵小杉の一連の大規模開発に呼応して川崎中部でも取り組み開始）。⑦川崎労連関係コーナー（川崎労連関係のコーナーで労働問題、とりわけ非正規雇用関係問題）、⑧川連コーナー（川崎の建築組合関係のコーナー）、⑨医療関連コーナー（健康測定、医療相談）、⑩各種相談コーナー（法律、年金相談等で前述の通り）、⑪環境、再生・まちづくりコーナー（公害原告団・弁護団・支援が国交省等と進めている環境改善対策の前進に関わってのコーナー）、⑫文化行事関係（舞台での文化行事に加え近年は、テントを張ってのうたごえコーナーも開設）、⑬風船アートコーナー、などがそれぞれの区画を設けて実施された。

2018年で特筆される企画、行動は、安倍内閣の下で改憲策動がつづくなかで、単なる憲法・平和コーナーでの展示、宣伝（ビラまき、「憲法を守れ」の表示入りの風船を配布）だけでなく、何かより前に打って出て市民に大きくアピールする企画はないかということでその討議が深められた。

結論的には、市内各地の「9条の会」が行っている宣伝行動を、もっともっと大規模化しようということで、実行委員会で新規に長大の横幕を作り、また、参加者の掲示用のプラスターも大量に作るとともに、各団体が日常的に掲げている憲法関連の横幕を持ちより、「30分間」の限定で自由通路、ペデストリアンデッキに全参加者（これに昼休みのみの時間限定で近隣の「9条の会」に参加呼びかけ）が、自らの企画を中断し、全員一斉に集中してスタンディングし、市民アピールすることを確認した。

「戦争こそ最大の破壊破壊」ということについて合意ずみの、実行委員会の参加団体の全員の確認の下に、昼休みの30分間、「『安倍政治を許さない！9条改憲NO！』スタンディング共同行動」が、一般通行人の通行を確保しつつも、JR溝口駅と田園都市線溝の口駅の通路を埋め尽くすかの様相を呈して、実行された。

2018年の企画は、「憲法と公害」が結びついた行動となった。

なお、2019年は、5月19日にフェスタを開催することとして、その準備が進んでいる。

2 「環境・まちづくり」絵画・作文コンクール

⑴ 2018年2月に第15回企画が実施された。

2006年6月6日の第31回全国公害被害者総行動デー・総決起集会（日比谷公会堂）で、2人の小学生が川崎の子どもが書いた、第1回と第3回の最優秀受賞作品（作文）を読み、また、舞台後方のスクリーンには最優秀、優秀の小・中学生の絵画、

ポスターが映し出され、参加者に多くの感動を与え、川崎の取り組みが周知された。

その企画が、何と15年（年1回企画）つづいている。しかし、教育現場では公害環境問題への関心が、原発問題はともかくとして全体的に薄れがちで、地域に根づいた公害環境問題より、ゴミ問題（ポイ捨て）、地球温暖化への関心に傾斜し、あるいは、授業内容はゴミ問題（何と小学生レベルで多くの子どもが3Rについて言及）が中心で、過去の4大公害裁判はもとより、大気汚染裁判などその後の公害裁判に触れられていない実態があるなかで、また、昨今の教師の「過重労働」の実態のなかでこうした自主企画への参加は尻込みされ、学校当局側も教育委員会等自らが提起した絵画、作文への義務づけ的出品の外には、自主企画には抑制的にという方向性を強めているのではないか、ということも指摘されるなかで、絵画、作文コンクールへの参加、応募が減少しつつある。こうした傾向に歯止めをかけ、応募作品の増加をめざす手立てとして、従前の作品応募要請活動に加え、民主的教育活動に関わってきた、もしくは関わっている教師、元教師との連携をさらに深め、また、「日の丸・君が代」問題や教科書問題で、学校当局等への継続的申入行動を行っている市民運動団体・女性団体の連携を密にする必要性が強調されている。こうした課題の克服を念頭におきつつ、2019年2月にも第16回企画の実施が予定されている。

⑵　このコンクールは、裁判和解がかちとった「まちづくり基金」を原資として（前記公害環境フェスタも同様）、川崎公害病患者と家族の会が主催し、川崎市、川崎市教育委員会、川崎文化会議が後援し、マスコミ関係でも、朝日、読売、毎日、東京、神奈川、産経新聞も後援するに至っている。

2018年は、2月16日から2月18日までの間、中原市民ギャラリーで開催（展示）され、この外、5月の公害環境フェスタでも展示された。

また、表彰式は2月19日（金）の午後にユニオンビルを借りて実施され、家族も含め、50人が参加し、成功裡のうちに終了した。

ちなみに最優秀・優秀作品に対する表彰状は、個人個人の絵画、作文内容に即して具体的なコメントを付して作成され、文字通り世界に一つしかない表彰状となっていて、本人及び家族の感動は大きく、指導した教師の間でも、心のこもった教育的な配慮のある表彰状として高く評価されている。

2018年企画に即していうと、応募数は作文で75点（中学生の応募なし）、絵画で小学生が34点、中学生が61点で合計405点であった。

ちなみに、企画当初は、応募数は1000点を超えたが、ここ数年は減少傾向にあり、どのようにテコ入れし、応募数を拡大、確保するかが課題となっている。

前述した取り組みとも関連するが、主催者の方で連携のとれる教師（元教師がほとんど）にも聞きとりを密にして、この企画の参加の意義を訴え、応募作品の増加をはかってゆくことが緊要となっている。

⑶　審査委員会の構成は、本間慎フェリス女学院大学元学長が全体の審査委員長（初代の審査委員長は柴田徳衛東京経済大学名誉教授）で、絵画の部の審査委員は、小池汪さん（社団法人日本写真協会。長く「視点」の審査委員をつとめ、この外各種審査委員を歴任）、宮下優一さん（川崎美術協会事務局長）、山川靖夫さん（かわさき平和美術展事務局長）の川崎在住の3人を中心として、患者会からは、丹操会長、藤田富子常任幹事、弁護団からは事務局長の篠原が参加している。

一方、作文の部では、本間慎さんに加え，小森田秋夫さん（神奈川大学教授、東京大学名誉教授）、尾崎寛直さん（東京経済大学准教授）、仁木義雄さん（川崎医療生協医師、川崎公害根絶市民連絡会元会長）を中心として、弁護団から篠原が参加している。

なお、作文の部では、従前は土井大助さん（日本詩人会議、故人）も、そして、除本理史さん（前東京経済大学教授で現大阪市立大学教授。大阪転勤にともない，審査委員を退任）も審査委員をつとめた。

⑷　2019年企画は、現在、絵画、作文の審査が終了して、最優秀、優秀、入賞者も確定し、2月17日（日）が表彰式、2月17日から20日まで、中原市民ギャラリーで展示が予定されている。

これら絵画、作部の作品集は、毎年500部作成され、応募に応じた各学校に一定数を無償配布し、この外、低額の金額を設定して有償配布されている。

なお、この絵画・作文コンクールの長年にわたる成功は、元中学校教師（数学）で「川崎から公害をなくす会」元事務局長の平林茂さんの奮闘なしには語れない。誤解を恐れずに言えば、審査委員はともかくとして平林さんの存在なくしては、この企画の継続、成功はおぼつかない。たたかいの成功、活動の継続にはこうした陰の力、縁の下の力持ちが存在していることを銘記したい。

〔2〕西淀川大気汚染公害訴訟報告

西淀川大気汚染公害訴訟弁護団
弁護士　津　留　崎　直　美

1　はじめに

西淀川公害訴訟は、1995年3月に被告企業との間で和解し、その成果の1つである公害地域再生センター（あおぞら財団）を設立した後、1998年7月に被告国・旧阪神高速道路公団（阪神高速道路株式会社）との和解により、裁判を終了した。

その後、西淀川患者会は、公害健康補償法を守り、公害経験を語り伝えることと同時に、あおぞら財団と共に、道路公害根絶と地域再生の取り組みをしてきた。

西淀川弁護団の各団員は、個々的にあおぞら財団の運営や活動に参加しているが、弁護団としては、国・公団との和解により設置された「道路連絡会」に、その一員として、継続的に参加している。

西淀川区の大気汚染は以前のような危機的な状況ではないものの、引き続き汚染が続いており、道路公害の根絶は「道路連絡会」での重要なテーマである。
また、5車線が交差する歌島橋交差点で横断歩道が撤去され、地下道になったことへの対応や沿道整備が西淀川区独自の課題となっている。

なお、2015年10月からは、国交省との間で、自由な意見交換を目的とした双方の実務者による「道路連絡会ワーキング」を、年1回の「道路連絡会」の他に行うようになった。

2　第21回西淀川道路連絡会について

2018年3月27日、原告団・あおぞら財団関係者、弁護団37名の参加で、国土交通省近畿整備局、阪神高速道路株式会社との第21回西淀川道路連絡会が行われた。その内容は以下のとおりである。

⑴　森脇患者会があいさつで、「大気はきれいになったというものの、NO_2の環境基準値の下限値（旧環境基準値）を目指して成果が出るような対策をとってほしい。また、まちづくりの視点をもって対策をとってほしい。」との注文を述べた後、患者さん2人から、裁判の原点である過去の苦しんだ体験と今後も続く被害を訴えた。

⑵　国交省、阪神高速道路株式会社から、西淀川区の大気汚染状況、国道43号線の大型交通量、淀川大橋の補修工事に伴う渋滞調査結果、ロードプライシングの広報内容、歌島交差点の改善等について報告があった。

大気汚染状況についての報告では、NO_2（平成28年度）では、区内の測定点8ケ所全てが環境基準の上限内（0.06以下）で、5か所が下限値（0.04ppm）を下回っていたとのことであり、また、PM2.5でも年平均値、24時間値とも低下傾向で初

めて環境基準値を下回る局もあったとのことであった。

また、国道43号線の大型車交通量は減少傾向にあるとの報告もあった。

⑶　原告団からは、①国道43号線の大幅な大型車削減（削減目標の設定、環境ロードプライシングの拡充、車線削減や大型車走行レーンの指定、大型車削減に向けた総合調査の実施）、②歩行者・自転車に優しい沿道対策・環境対策、③PM2.5の環境基準の早期達成に向けた対策、④歌島橋交差点についての提案、⑤国道43号線沿道環境を考える実務者ワーキングの継続などを提案した。

⑷　次いで、討議に移り、原告側から、大気汚染の改善はみられるというものの、測定値は気象条件などの影響も受けやすいので引き続き注意深く監視を続ける必要がある。（現に翌平成30年度は上昇した）また、それに甘んじることなく、より改善を目指すべきであるとして、次のような意見が出された。

「大気汚染指標の状況が改善しているのは良いことだが、単体規制が効いているのは間違いなく、交通量が減っていないのであるから、もっとロードプライシングの拡充で、より改善するべきだ。」

「ロードプライシングの拡充はひどい大気汚染を緊急的にどうするかといった点で意味があるが、根本は大型車の削減が必要であり、人の健康が害されないような状態をどうやって実現するかであって、そのために努力をしてほしい。」

「PM2.5の環境基準はWHOに比べて高いので、もっと低くするよう努力するべきだ。」

また、原告らから歌島交差点問題については、依然として横断歩道の復活を要望しつつも、当面ある地下道の改善についても多数の要望が出された。

これらの点については、今後、国交省とのワーキング会議を通じる等して検討を進めることを要望した。

3　第22回道路連絡会に向けて

第21回道路連絡会後のワーキング会議では、①環境ロードプライシングの拡充（国道43号線から5号湾岸線への転換、3号神戸線から5号湾岸線への転換、バス会社へのアプローチ）、②歌島橋交差点を自転車で地上横断できるようにすること、③大気測定局の役割等を知らせるサインの設置を議論しており、本年3月20日に予定されている第22回の西淀川道路連絡会では、原告側から国交省・阪神高速道路株式会社に、それらの施策を求める予定である。

〔3〕東京大気のたたかい

東京大気汚染公害裁判弁護団
弁護士　　原　希　世　巳

1　「東京都ぜん息医療費助成制度」をめぐって

東京都のぜん息医療費助成制度は昨年4月1日から月6000円までの自己負担が導入された。昨年の議案書で書いたように、これにより認定更新をしない患者が急増するのではないかとの危惧が強まった。新規認定を打ち切った2016年4月時の認定患者数は90197人であったが、その後の認定患者数は減少に転じ、2016年度には4922人減、2017年度には6001人減、そして2018年度には12月末までで5971減となっており減少

者数は増加しているが、「急増」というほどではない。いざというときの「保険」的な感覚で認定を継続する患者が多いのではないかと思われる。

東京都（福祉保健局）は患者の自己負担額の3分の1の助成は恒久的に行うことを東京患者会に約束しており、公費助成の比率については今後検証していくとしている。当面毎月の公費助成額と東京都が把握できた自己負担額のデータを開示して行くこととなったが、自己負担額の把握が甘く、助成の比率が正確にはつかめていないのが現状である。この点を巡っては今後も継続的に協議していくこととなっている。

2　国に対する医療費助成制度創設を求める運動

東京患者会は全国患者会とともに、国の医療費助成制度を求める運動を最大の課題として取り組んできた。

請願署名は15万筆を超し、昨年11月14日には全国の患者も参加して院内集会を開き、第1次署名提出を行った。集会には51名の紹介議員の内、中川前環境大臣をはじめ各会派から12名の議員と8名の議員秘書が参加し大いに励まされた。

しかしこれらの運動だけで突破できる状況ではないことも明らかである。そこで昨年から全国の患者会と協議を重ねて公害調停の手段が検討され、この2月18日に公害等調整委員会に申請したこと、詳細は別報告の通りである。東京患者会はこの方針が提起されるや、会員のみならず非会員とのつながりも生かして積極的に申請人拡大の活動を進め、64人の患者を組織した。また患者会のない埼玉在住の患者にも医療生協などを通じて働きかけ3人を組織した。

公害調停ではこの1～2年のたたかいがすべてを決することとなる。トヨタを攻めるたたかいをどれだけ広げられるかが勝負である。かつての裁判当時のような大きな支援の盛り上がりの再現をめざして、患者会、あおぞら連絡会、弁護団が協力して各支援団体への要請行動を繰り広げつつある段階である。

3　道路公害対策を求めるたたかい

⑴　道路連絡会・準備会

2018年度は次のように道路連絡会、準備会を行った。

2018. 2.14　第10回道路連絡会
7.11　第15回道路準備会
11.20　第16回道路準備会

例年2月に道路連絡会を行っているが、今年は公害調停申請の時期と重なるため、5月に延期した。

また道路緑化問題に関する東京都公園緑地部との交渉を2018年3月28日に行った。

⑵　自転車走行空間整備

昨年報告したとおり、自転車走行空間の整備の課題は道路連絡会の一つの重点テーマとして議論されている。昨年6月8日に自転車活用推進計画が閣議決定され、目標の一つに「自転車交通の役割拡大による都市環境の形成」が掲げられ、「自転車通行空間の計画的な整備の推進」や「駐車場の整備、違法駐車取り締まりの推進等による自転車通行空間の確保」「自治体の活用推進計画整備の指導・援助」「シェアサイクルの普及推進」「通勤自転車分担率の向上」などの施策が提示された。

いずれもこれまで我々が要求してきた内容に沿うものであるが、実際の施策の具体化についてはいまだ道が遠いといわざるを得ない。それぞれの整備の目標値の設定、具体化をめぐって連絡会・準備会では議論を積み重ねている。

⑶　電気自動車など低公害車の普及

昨年8月31日に発表された経産省の「自動車新時代戦略会議」中間とりまとめは、今後も「クリーンディーゼル」を含む次世代自動車の普及に努め、2050年までに1台当たり温室効果ガス8割程度削減を目指すとし、Zero Emission（無公害車）については「究極のゴール」に追いやった。これは2050年の段階でも一定のディーゼル車等を販売していくことを許容するもので、今や世界の趨勢ともいえる石油系燃料車から電気自動車（EV）など無公害車への転換の流れに抵抗して、我が国を最後のディーゼル車販売市場として残していこうとするものである（上記「戦略会議」はトヨタなど国内メーカー4社の社長が委員として参加している）。

現に世界の自動車メーカーは日本へのディーゼル車の輸出を急増させている。国内における輸入ディーゼル車の販売台数は2012年まで年間100～200台前後であったものが2017年には7万台近くとなっている。今自動車メーカーは国交省とともに日本を世界

に残されたディーゼル車市場にしていく戦略を推し進めようとしているのである。

私たちは、環境を守るべき環境省がいまだに「クリーンディーゼルの普及」等ということをいっているので、つけ込まれるのだと連絡会で再三追及しているが、環境省はこれらの動きに全く逆らうことができずにいるのが実情である。このような実態を国民的に明らかにして、今後も追及していきたい。

〔4〕みずしま財団の2018年度の報告

公益財団法人　水島地域環境再生財団
事務局長　　藤　原　園　子

はじめに

倉敷公害訴訟は1983年に提訴、11年後の1994年原告勝利判決、1996年12月26日に和解が成立しました。「水島地域の生活環境の改善のために解決金を使うことができる」という文言が盛り込まれた和解条項に基づき、2000年にみずしま財団が設立され、協働の拠点として環境再生やまちづくりに関する活動を展開してきました。

公害の経験を伝え、環境再生のまちづくりをめざすこと、それをパートナーシップで実現していくという設立趣意に沿って、現在進めております。2018年度の報告をいたします。

1　協働をさらにひろげて

2013年8月、環境省協働取組事業の一環で立ち上げた「環境学習を通じた人材育成・まちづくりを考える協議会」は、住民、NPO、行政、企業OBがメンバーとなり、学びを通じてまちづくりや人材育成に取り組んでいます。

水島のことを住民自身が学ぶ「水島学講座」では、以前から人気の歴史編に加え、国際編を取り入れ、地元高校生と地域住民の学びあいの機会を創り出しています。また、9万人弱の人口があるこの地区には13の小学校があります。小学校向けの環境学習プログラムをつくり、次年度出前授業を展開していこうと、学校に配布できるちらしを作成中です。

昨年2月に「地域ESD活動推進拠点」に登録しましたので、地域に根差した学びで、子どもたちと住民自らの学びをつなぐとりくみを一層進めていく予定です。

2　みずしま滞在型環境学習コンソーシアムの立ち上げ

上記協議会の話し合い中で、もっと地域全体で学びを支えることができないだろうか、さらには、水島に地域外から学びに来る大学生や留学生が増える中、日帰りで「見て帰る」だけでなく、滞在しながら、地域で学ぶことはできないだろうかと話し合いを重ね、2018年3月末、「みずしま滞在型環境学習コンソーシアム」を立ち上げました。企業・行政・大学・住民団体・NPO等との連携でSDGsを学べるプログラムを提供し、学びを支える体制をつくりだしています。

地域の課題を解決していくためにSDGsを使っていくという環境省のモデル事業に本件が採択されました。若

水島フィールドワーク

い人たちの学びを支え、その学びを受け入れる施設や人などのネットワークづくりを行っています。

3　資料整理・活用事業

各地と連携しながら公害訴訟等の資料を保存、整理を行い、教育への活用をしています。

■ 資料公開

（独法）環境再生保全機構の HP 上で公開し、学習に使える体制を整えています。

記録で見る大気汚染と裁判

http://nihon-taikiosen.erca.go.jp/taiki/

■ 教材＆パネル「公害と子どもたちの暮らし」

現在の小中学生に、公害がひどかった当時の子ども達はどうしていたのか身近に感じてもらおうと、当時、難治性のぜん息児童が治療するための特別入院施設「あおぞら学園」に在籍していた方や子ども時代に倉敷公害裁判の原告となった方に聞き取り調査を行った内容をもとに教材を 2015 年に作成、活用しています。

■ 公害資料館連携フォーラム

法政大学多摩キャンパスにて 2018 年 12 月 15、16 日に開催された、第 6 回公害資料館連携フォーラム in 東京にフォーラム実行委員として参加し、企業分科会を担当、運営を担いました。

公害資料館連携フォーラムは全国各地の公害資料館が行政、民間の枠を超えてネットワークを作りながら、資料の保存・活用や、公害教育の新しい展開を学びあい、社会へ発信しています（事務局：あおぞら財団）。今年度のテーマは、SDGs で、基調講演には「市民の力で SDGs を活用する～ハードコア編～」として、今田克司さん（（一社）SDGs 市民社会ネットワーク業務執行理事）にお話しいただき、権利ベースのアプローチについて、お話しいただきました。

4　地域における COPD 対策推進事業

高齢化する公害患者さんの生活の質（QOL）と日常動作（ADL）の向上をめざして開発された呼吸リハビリテーションを、社会全体へ活かす取り組みが進んでいます。

慢性閉塞性肺疾患いわゆる COPD の患者さんを早期発見すること、予防に取り組むこと、呼吸リハビリテーションの普及啓発などを倉敷市保健所、倉敷市連合医師会、医療従事者等と協働して検討会を設置し、連携して実施しています。（（独）環境再生保全機構の公害健康被害予防事業の一環として実施）

今年度は、COPD に対応できる医療機関のリストを 5 年ぶりに更新しました。連合医師会の協力により 9 月 20 日に完成しました。地域の健康展などのイベント等で配布し、活用しています。

パンフレット

おわりに

今年は全国各地で大きな災害が起き、みずしま財団の所在する倉敷市は真備地区に激甚な被害があり尊い命が失われました。私たちが研修ルートとしている広江地区にも土砂崩れがおき、家屋や車に被害がありました。

発災後すぐに避難所が水島地区内の小学校に設置されました。水島に設置された避難所は 9 月で他箇所へ統合され、多くの方が仮設住宅やみなし仮設住宅へ移られました。水島地区内の賃貸住宅にもみなし仮設として入居される方もおられ、真備から離れ、地域がわからずこもりがちになる、情報が届かない等、の声も聞かれます。

環境学習・まちづくりを進めてきた私たちにとって、環境の学びに土地の成り立ち、地質、河川など基盤とともに、防災・減災につなげられる学びを組み立てなおす必要を痛感しました。全国各地から倉敷市へボランティアに来てくださった多くの方、学生、物資を送ってくださった方に感謝しています。

電話：086−440−0121、FAX：086−446−4620
URL：webmaster@mizushima-f.or.jp
https://www.mizushima-f.or.jp
ブログ随時更新中

〔5〕あおぞら財団 2018 年度活動報告

～地域再生の取組み・現状報告～

公益財団法人　公害地域再生センター（あおぞら財団）
事務局長　　藤　江　　徹

1）提訴から 40 年、和解から 20 年

西淀川大気汚染裁判は、1978 年 4 月 20 日に第一次訴訟が行われ、それから 20 年後の 1998 年 7 月 29 日に国・阪神高速道路公団と和解しました。さらに 20 年を経た 2018 年をここでは振り返ります。

2）空気はきれいになったのか？

大阪市西淀川区の国道 43 号沿道に設置された自動車排出ガス測定局出来島小における二酸化窒素（NO_2）の測定結果（日平均値の年間 98% 値）をみてみると、この 20 年では改善傾向にあることがわかります。20 年前は環境基準の上限値（0.06ppm）を上回っていましたが、この 10 年間は 0.05ppm 台となっています。また、2009 年に環境基準が定められた微小粒子状物質（PM2.5）も近年、改善傾向をみせています。

国土交通省・阪神高速道路公団と原告である公害患者とが直接話し合う道路連絡会も今年で 22 回を数えます。本来はもっと早く改善されるべき課題であり、「遅々として進まない」と感じることもある大気汚染対策ですが、20 年というスパンでみると改善してきたといえると思います。

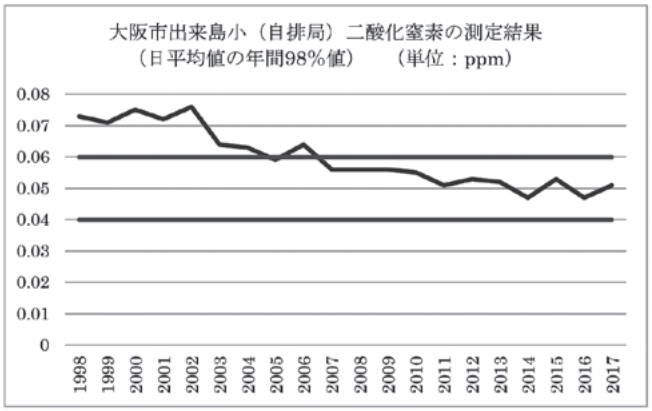

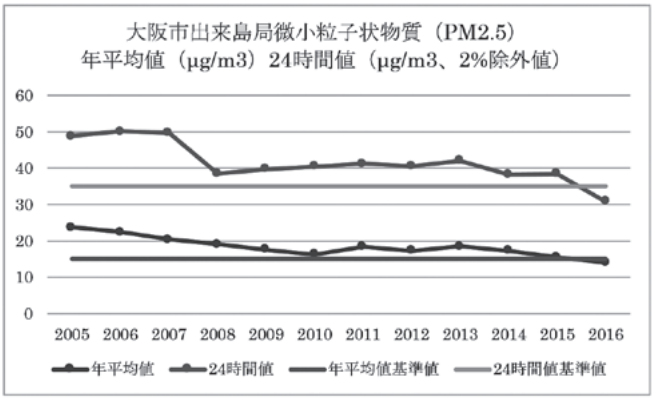

3）変化し続ける西淀川地域

大気の環境改善が進むのと並行して、西淀川区にも様々な変化が起きています。

産業構造の変化とともに、工場が区外へ移転し、その跡地にマンションや一戸建て住宅が建設され、ファミリー層が多く転入してきています。また、外国籍住民も増加しつつあり、ブラジルやペルー出身者が大阪市内で最も多い地域となりました。現在、地域では高齢化への対応と地域コミュニティの再構築を同時に進めていく必要に迫られています。

そうした中、2018 年は大阪北部地震（6 月）、台風 21 号・24 号（9 月）が西淀川区を襲い、西淀川区でも停電や建物被害等が発生しました。元々、周囲を海と川に囲まれた 0 m地帯＝災害に弱い地域であるため、防災意識は高く、様々な取り組みも行われてきました。改めて、地域コミュニティの重要性が確認されたとともに、今後起こりうる南海トラフ巨大地震に備えた防災の取組みに力が入れられているところであり、あおぞら財団でも、災害時の要援護者支援や親子防災部などの取組みに関わっています。

4）2018年度あおぞら財団・地域再生の取組み

こうした変化の中、あおぞら財団では、多様なセクターとの関係性を構築しなければ、地域づくりの提言だけでは実現は難しいと考え、具体的に地域住民と協働する活動に注力してきました。

くじらカフェ前景

2018年度の地域再生の取組みとして、①新たな地域交流拠点として開設した姫里ゲストハウスいこね＆くじらカフェの運営、②西淀川地域の交流イベントとして定着した「みてアート（御幣島芸術祭）」の実施、③子ども自転車教室の実施やタンデム自転車の普及など、自転車を活かしたまちづくり、に力を入れて取り組んでいます。

2017年度にオープンした①「姫里ゲストハウスいこね＆くじらカフェ」では、地域の親子づれや女性客がランチに訪れ、ゆっくり話ができる居場所になりました。ゲストハウスには、観光や仕事、研修などで利用され、中国や台湾、欧米など海外からが半分、日本人が半分ずつです。運営には地域の子育て層を雇用し、活躍の場を提供しています。空き家の有効活用、財団の収益事業化を目指して試行錯誤中です。

近年、取り組んでいる②「みてアート」は、地域の子育て層をはじめ、地域活動に熱心な区民との関係性を深める役割を果たしてきました。2018年度からは、芸術性を高めた活動への転換を試みています。その際、西淀川の空き施設を活用することで、地域活性化を目指しています。第6回となった②「みてアート･御幣島芸術祭」では「バスターミナル跡地をミュージアムに」というコンセプトで11月1日～5日まで65組のアーティストが参加して御幣島芸術祭を開催。3日と4日の2日間は、区内の店舗や施設、事務所、銀行など25ヶ所がアート展示やワークショップ、スタンプラリーの拠点となり、西淀川区内を含め全国から、のべ約3500人が参加し、大いに盛り上がりました。

みてアート2019

あおぞら財団では脱クルマ社会の取組みとして③「自転車を活かしたまちづくり」を進めています。2018年度は各地（東京都・京都市・大阪市阿倍野区・堺市など）で子ども自転車教室を実施し、自転車教育の普及に努めました。また、誰もが自転車を使える・楽しめるインクルーシブサイクルに関するロンドン視察を行い、海外での知見を深めるとともに、奈良県立奈良西養護学校で障がい児向けの自転車教育プログラムの試行を行っています。

自転車NPO・
Wheels for Wellbeing in London

5）西淀川地域をみんなでええまちにしていく！、そして、、、

公害地域の再生のゴールはどこなのか？。和解から20年を経て、新たに住み代わっていく住民の方々、若い世代、そして外国籍住民の方々はそもそも「公害のまち・西淀川」を知りません。そんな中、「手渡したいのは青い空」と願ってまちのために頑張った、公害患者の皆さんをはじめ地域の人の思いを引き継ぎ、「西淀川地域をみんなでええまちにしましょう！」と呼びかけ続けるのが、現在のあおぞら財団の役割だろうと思います。

以上、まちづくり部門を中心に報告しましたが、資

料館を中心とした活動も「公害資料館連携フォーラム」をはじめ、新たな展開を広げています。

公害の経験から学ぶ現代的意義を問う発信を続けることで、宮城県・土呂久や名古屋市など、公害教育に取り組む機運が高まっています。

資料館が環境教育推進法に基づいた「体験の機会の場」として認定されたことを機に、大阪市環境局もあおぞら財団の公害の授業や教材を市内各校に周知協力するなど、姿勢が変わりつつあります。

2019年度からは、新たな3か年計画を立て、活動を深化させることを目指しています。

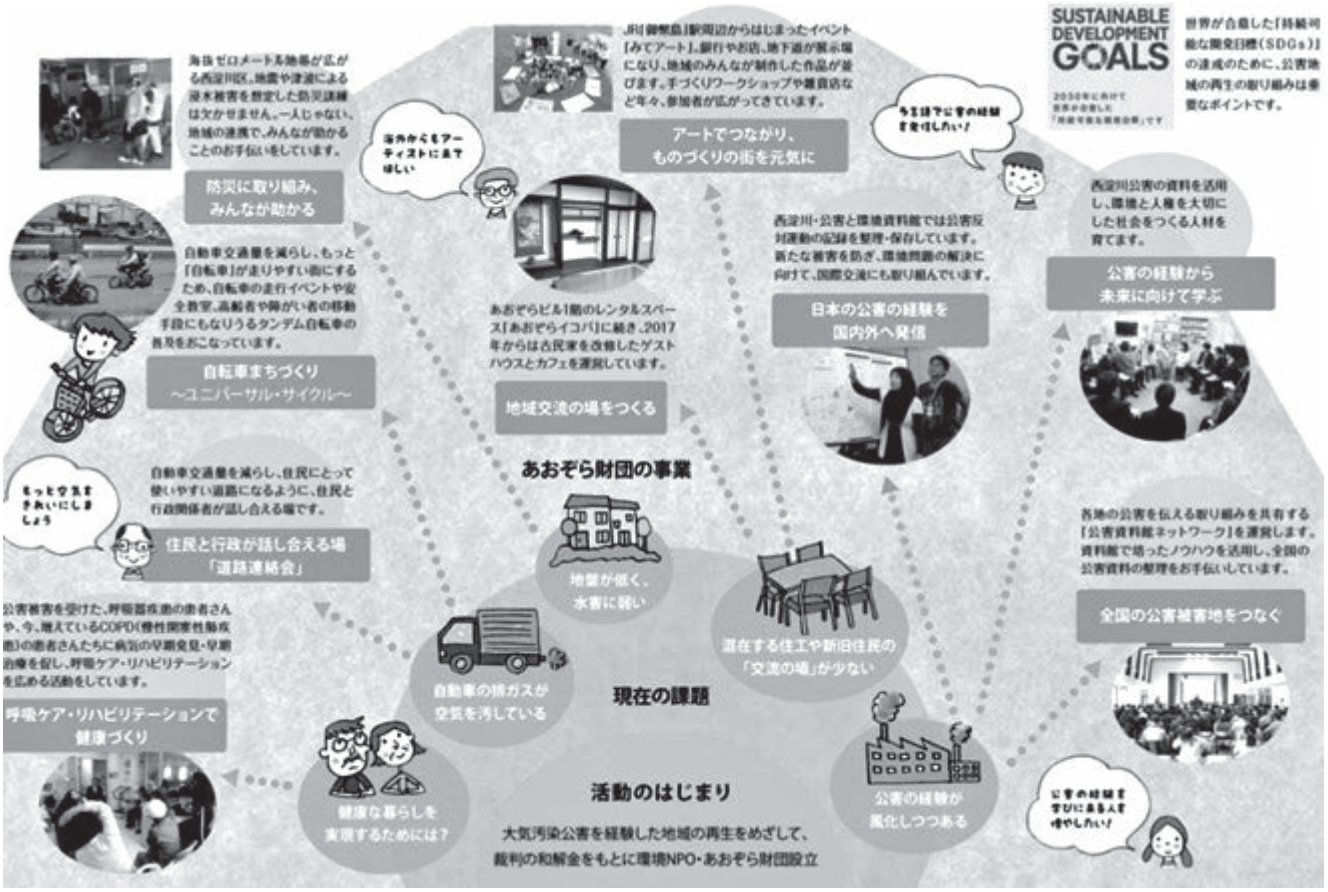

図　公害地域の再生に向けて、あおぞら財団の取組み

（基地騒音）

〔1〕第２次新横田基地公害訴訟　報告

弁護士　　小　林　善　亮

１　これまでの経過

2013年３月26日、横田基地周辺住民が航空機の飛行等の差止めと、過去・将来の損害賠償を求めて提訴しました（第２次新横田基地公害訴訟）。原告数はその後の追加提訴を含めて約1078名となっています。地域は東京都と埼玉県の８市１町にまたがっています。

横田基地の飛行騒音については、1976年から裁判がたたかわれてきました。これまで、夜間早朝の飛行差止めと将来請求は残念ながら認められてきていません。しかし、2005年の新横田基地公害訴訟控訴審判決は、「騒音被害に対する補償のための制度すら未だに設けられず、救済を求めて再度の提訴を余儀なくされた原告がいる事実は、法治国家のありようから見て異常の事態で、立法府は、適切な国防の維持の観点からも怠慢の謗りを免れない」と長年にわたり騒音を放置した国の姿勢を厳しく指弾し、１年間に限り将来の損害賠償を認めました（将来請求は最高裁で否定されました）。

その後も、横田基地の騒音は収まっていません。そればかりか、2012年には、横田基地に自衛隊航空総隊司令部が移駐し「自衛隊横田基地」が設置されました。日米共同統合運用調整所も新設され、日米一体化が進み横田基地の機能強化がなされました。さらに、パラシュート訓練も行なわれ、2018年10月には、CV−22オスプレイ５機が正式配備されるなど、周辺住民は、騒音被害の増大や墜落や落下の不安も抱えています。

２　今回の訴訟のポイント

今回の訴訟では、今までの訴訟の成果を踏まえた上で幾つかの点で新たな請求をしています。まず、横田基地への自衛隊航空総隊司令部移駐を受け、飛行差止めの対象に米軍機だけではなく、自衛隊機も加え、差し止めを求める時間帯も広げました（夜７時から朝７時まで）。横田基地では、日米合同委員会の合意により、夜10時〜朝６時までは緊急時を除いて飛行が禁止されることになっています。しかし、午後10時前に駆け込みで航空機が飛行することや、午前６時過ぎに飛行を行うことが非常に多くなり、この時間帯の被害が大きくなっていることから、差止を求める時間帯を広げました。また、これまでの裁判ではWECPNL（うるささ指数）で75W以上の地域の住民にしか損害賠償請求は認められてきませんでした。しかし、75W未満の地域にも騒音被害に苦しむ住民はおり、国の定める環境基準も70Wとなっています。従来以上に被害救済の範囲を拡大すべく、75W未満の方も原告となっています。

３　第一審判決の内容

2017年10月11日、東京地方裁判所立川支部において、第一審判決が言い渡されました。飛行差し止めと将来にわたる賠償請求は残念ながら認められませんでした。また、70W地域の原告については、75W以上の地域ほどの騒音や被害が認定できないなどとして過去分の損害賠償請求も認めませんでした。他方、75W以上の地域に住む原告については、違法な騒音被害に曝されていることを改めて認定し、賠償額をこれまでの裁判から３割程度増額しました。国の姿勢についても、「被告が騒音による権利侵害を少しでも抜本的に解決しようとする努力を十分に果たしているとはいい難い」として、騒音を放置してきた国の怠慢を厳しく指摘しました。

４　東京高裁でのたたかい

一審判決は、前進面はあったものの、従来の判決を

基本的に踏襲したものであり、住民の被害の抜本的解決には程遠い内容でした。

原告側と国側の双方が控訴し、舞台は東京高裁に移りました。東京高裁では、裁判長の訴訟指揮のもと、結審までの審理計画をあらかじめ立てて審理が進行しました。2018年5月の第1回期日から1年足らずの2019年1月に結審を迎える集中審理でした。

原告側は、時間の制約がある中、法廷でのビデオ検証や現地進行協議で裁判官に現地で被害状況を説明したり、証人尋問、本人尋問などを行うとともに、新たな取り組みとして低周波音被害の立証に力を入れました。横田基地では従前から大型のプロペラ輸送機とヘリコプターが常駐しており、原告から圧迫感や振動等の低周波音による被害と思われる訴えがありました。これを可視化すべく、琉球大学の渡嘉敷准教授に低周波音の測定・分析を依頼し（第9次横田基地騒音訴訟原告団と共同）、さらに、原告宅に測定器を持ち込んで4度にわたり独自調査も行いました。その結果、低周波音による物的影響や身体的影響について、環境省が定めた参照値を上回る低周波音が発生していることが明らかになりました。

本年1月31日、高裁の審理は結審となり、判決は6月6日の公害被害者総行動の期間に出されます。ぜひ、ご注目をよろしくお願いいたします。

〔2〕第三次嘉手納爆音訴訟　報告

弁護士　　川　津　知　大

1　第三次嘉手納訴訟に至る経緯

1982年に提訴された第一次嘉手納爆音訴訟は、1994年に第一審判決が、1998年に控訴審判決がそれぞれ言い渡されました。

また、2000年に提訴された第二次嘉手納爆音訴訟は、2005年に第一審判決が、2009年に控訴審判決がそれぞれ言い渡されました。

上記各判決は、いずれも、嘉手納飛行場から生ずる爆音を違法と認定し、国に対し損害賠償の支払いを命ずるものでしたが、差止については第三者行為論により認めませんでした。そのため、第一次嘉手納爆音訴訟の提訴から、現在まで、既に35年もの期間が経過していますが、嘉手納飛行場から生ずる爆音は、相変わらず、沖縄県内に轟き続け、住民に生活妨害や睡眠妨害、健康被害を及ぼし続けています。

私たちは、沖縄に静かな夜を取り戻すため、2011年4月、那覇地方裁判所沖縄支部に対し、総勢2万人を超える原告が第三次嘉手納爆音訴訟を提訴しました。

2017年2月23日、第三次嘉手納爆音訴訟の第1審判決が下され、国に対し過去最高の賠償額を認めましたが、差止については代わらず第三者行為論を採用し、現在でも違法な爆音が放置され続けています。

これまで、裁判所は嘉手納飛行場から生ずる爆音を違法と度重なる判断をしているにもかかわらず、違法な爆音は放置され続けています。米軍機の爆音被害は、ただうるさいということに留まるものではなく、健康被害をもたらし、戦争の恐怖や墜落の恐怖まで思い起こさせるものです。最近では、2017年12月7日には幼稚園に米軍機の部品が落下し、同月13日には米軍機から小学校の校庭に窓枠が落下する事故が相次ぎ、不時着も頻繁に起こっています。

このような状況に沖縄県民の怒りは頂点に達しており、何としても米軍機の飛行差止めを勝ち取るため、2017年3月8日、福岡高等裁判所那覇支部に対して控訴を申立てました。

2　対米訴訟判決

2017年2月9日、米国政府を相手に飛行差止と損害

賠償を求めた、対米訴訟の判決が言い渡されました。

同判決は、「受入国の同意に基づき同国に駐留する外国の軍隊の主権的な行為につき裁判権免除を与えるという限度で国際慣習法が存在することは明らかである。そして、本件訴えが対象とする合衆国軍隊の航空機の運航等は、その活動の目的ないし行為の性質上、外国である被告の軍隊の主権的行為であることは明らかである」として、「本件訴えについては、裁判権を欠く」として訴えを却下しました。

この対米訴訟では、米国は、応訴意思の確認を受けて、本訴についての裁判権が免除されると述べた上で、「この訴訟に応訴する意思はない」「訴訟に関する書類を受領する者を指定する意思も、法的根拠を説明する意思も有していない」と回答しており（仮訳）、訴状送達すらされていませんでした。

しかしながら、2010年4月1日に施行された「外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律」第10条は、「外国等は、人の死亡若しくは傷害……が、当該外国等が責任を負うべきものと主張される行為によって生じた場合において、当該行為の全部又は一部が日本国内で行われ、かつ、当該行為をした者が当該行為の時に日本国内に所在していたときは、これによって生じた損害……に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。」と定めていることから、本対米訴訟は、同法に基づいて取り扱われるべきでした。

本対米判決は、日本国の同意に基づき日本国に駐留する米国軍隊の航空機の運航等について周辺住民らの訴えは裁判権を欠くと結論付け、周辺住民らが米国に対して被害除去を求める途を絶ってしまいました。それにとどまらず、民事裁判権法の適用を否定しており、同法の存在意義を無意味なものとしてしまう判断をしました。

対米訴訟判決は、日本国政府追従、引いては米国追従の判決で、裁判所は司法の責務を放棄したとの誹りを免れません。

この対米訴訟に対しては、既に福岡高等裁判所那覇支部に対して控訴しており、控訴審での審理が続いています。

3　第三次嘉手納爆音訴訟第一審判決

2017年2月23日には、国を相手として、飛行差止めと損害賠償を求めて提訴した第三次嘉手納爆音訴訟判決が言い渡されました。

同判決は、米軍機の運航は、日本政府の指揮・命令権が及ばない「第三者の行為」であり、日本政府を被告とする差止め請求は主張自体失当であるとして、米軍機の差止め請求を棄却しました。この判決は、過去の最高裁判例や同種判例を無批判に踏襲したものです。このような裁判所の判断は、住民らが、司法に対し、米軍機の騒音による被害の除去や未然防止を求める途を完全に閉ざすものです。アメリカに対する訴訟を却下し、国に対する差止も認めないのであれば、住民らは誰に求めれば違法な米軍機の飛行を止めることができるのでしょうか。人権の砦であるはずの裁判所は、その責務を放棄したものとしか言いようがありません。

一方で、同判決は、防衛施設庁による航空機騒音区域指定（以下「防衛施設庁騒音コンター」）で75WECPNL以上の地域において発生する米軍機騒音による睡眠妨害、生活妨害、精神的被害等は、受忍限度を超える違法な騒音であるとして、同地域に居住する原告らの損害賠償請求を認容しました。これで、第一次嘉手納基地爆音差止訴訟の一審判決から数えて、5度、司法により、米軍機の爆音は違法であると断罪されたことになります。

さらに本判決は、75W以上の地域において、航空機騒音により、「血圧上昇及び高血圧発症の危険の増加は……決して軽微とはいえない」として、高血圧発症リスクの上昇を認定したうえで、原告らが「このような危険のある環境に置かれていることによる心理的、精神的負担を共通損害」として認めて、金銭賠償の対象とし、過去最高の賠償月額を認めています。このことは、本判決は、米軍機騒音による健康被害の発生を一部認定したものと一定評価できます。

なお、損害賠償額は、W値75地域で月7000円、W値80地域で月1万3000円、W85地域で月1万9000円、W90地域で月2万5000円、W95地域で月3万5000円です。

4　今後の活動

2019年1月31日、控訴審が結審し、同年9月11日に判決が予定されています。

差止が認められなければ、差止について上告をすることも予定しています。また、同時並行的に、第4次訴訟についても提訴する準備をしています。爆音が放置される状況がこの先も続く限り、我々は戦い続けます。

〔3〕第二次普天間基地爆音訴訟・控訴審判決を控えて

弁護士　赤　嶺　朝　子

1　求めているのは安心・安全な生活

第二次普天間基地爆音訴訟の控訴審は、2018年9月に結審し、2019年4月16日に判決予定である。

普天間爆音訴訟では、主に、①午後7時から午前7時まで40dBを越える騒音を到達させてはならないこと、②午前7時から午後7時まで65dBを越える騒音を到達させてはならないこと、③国が米国との間で締結した普天間飛行場提供協定が、違憲無効であることを確認すること、④損害賠償請求をそれぞれ求めている。

40dB、65dBというのが実際はどのくらいの音の大きさなのかは、数値だけでは分かりづらいが、騒音の大きさとその具体例として、90dBはカラオケ音（店内中央）、80dBが走行中の電車内、パチンコ店内、60dBが走行中の自動車内、普通の会話、40dBが図書館内、閑静な住宅地の昼、30dBが深夜の郊外と例示されている。

普天間基地周辺では、日中80dBや90dBの騒音が、地域によっては電車が通る時のガード下で観測される100dB以上の数値が記録されており、22時から6時までの睡眠時間の間にも騒音が発生している。

普天間基地周辺の住民が訴訟で求めているのは、安心・安全な生活である。静かな環境で寝たい、爆音に遮られずに家族との会話を楽しみたい、沖縄国際大学に米軍のヘリコプターが墜落したようなことは二度と起こってほしくないなど、誰しもが考えるようなことである。

米軍の航空機が40dB以下、65dB以下で飛行するのは事実上困難であるため、実質は米軍機の飛行差し止めを求めている。米軍機の飛行差し止めを直接求めても、これまでいわゆる第三者行為論（侵害者は米軍であって日本ではないため、日本が差し止めることはできない）で認められてこなかった。しかしながら、国が米軍の航空機の運航等を規制することできないとしても、国は、安保条約を破棄することによって騒音を止めることができ、日米地位協定に基づき普天間飛行場の返還合意を要請することも可能である。国の行為によって、普天間基地周辺住民が爆音により受けている被害を除去し得るのである。本訴訟ではそれを問うている。

2　世界一危険な基地

訴訟では、被害を立証するために、原告らはアンケート式陳述書を作成したり、爆音被害の実態等を裁判で証言して頂いた。訴訟で求めているのは米軍機の飛行差し止めであるが、原告らの多くは被害（健康被害、生活被害、墜落の恐怖など）の根本的な解決策として基地撤去を指摘する。

普天間飛行場の場所は、元々戦前から村役場や学校、郵便局、病院、旅館、雑貨店などが立ち並ぶ宜野湾村の中心部であり、集落と農地、墓地等が広がり、本島中部の交通の要衝地であった。そのような場所に日本軍が飛行場を建設し、米軍が占領しさらに拡張した基地である。戦後、収容所から戻ってきた住民が戻ってきたときには、故郷は元の地形すらとどめておらず、住民はやむなく米軍基地の周辺にのこされた土地で戦後の生活を始めざるを得なかった。普天間飛行場周辺に住宅密集地の中心に位置するのはこのような基地形成の特殊事情によるものである。住宅密集地の中心に基地があるため、普天間飛行場は世界一危険な基地と言われている。

基地撤去が爆音被害の解決の最善策である。

3　国の主張の矛盾

国は、普天間飛行場は世界一危険な基地と認識し、それを除去するために、普天間飛行場の「代替施設」として辺野古新基地建設の必要性を主張し、2013年12月、仲井真弘多沖縄県知事（当時）の要請に対し、2014年2月を起点とする5年以内の普天間飛行場の運用停止を約束した。

また、2015年11月に沖縄県知事を被告として提訴した代執行訴訟の訴状においては、「（普天間飛行場は）世界一危険な飛行場と言われることもある」、「普天間飛行場の周辺住民等は航空機事故の危険性や騒音等の

被害に曝されている事態が常態化している。すなわち、普天間飛行場の周辺において、万一、航空機による事故等が発生すれば、当該周辺住民等の生命、身体に甚大な被害を及ぼす危険性が高く、その危険は具体的なものとして現に存在している」と指摘し、また、「航空機事故や騒音被害といった普天間飛行場の周辺住民等の生命、身体に対する重大な危険は現実化し現在も継続しているところ、人の生命、身体を保護する必要性は他のどの法益よりも大きく、周辺住民等の生命、身体に対する具体的な危険性は、一刻も早く除去されなければならない」と主張している。

ところが、2019年2月を経過しても、普天間飛行場の運用停止は実現しておらず、国は辺野古新基地建設工事の遅れを理由にその約束を反故し、本訴訟では、普天間飛行場が沖縄県内でも特に基地として地理的に適していると主張し、被害は直接生命、身体に関わるものではないことを前提とした主張を繰り返している。

4　県民投票の結果を活かして

普天間基地の撤去は、普天間基地周辺住民の思いにとどまるものではない。2013年1月に沖縄県内の全41市町村町村長・議長が賛同した「建白書」は、「オスプレイ配備撤回と普天間基地を閉鎖・撤去し、県内移設を断念することを求める」もので、その建白書の理念の元に結集したオール沖縄が推薦する候補者たちが、辺野古新基地建設反対の声を上げ、知事選挙や衆議院議員選挙、参議院選挙等で次々に勝利したことは記憶に新しい。

2019年2月、辺野古新基地建設の是非を問う県民投票が実施され、投票者数の約7割が建設反対の意思を表明し、その得票数は、県民投票より高い投票率であった2018年のオール沖縄の玉城デニー知事が獲得した得票数を上回るものであった。普天間基地周辺の宜野湾市民の内、反対に投じた者は2万6000人を上回り、2018年知事選時に玉城デニー氏が獲得した票より4000票以上も上回るものであったのに対し、賛成に投じた者は9600人余りにとどまった。基地被害に苦しむ普天間基地周辺の住民が、普天間飛行場の基地被害の除去の解決策として新基地建設を求めていないことは明らかになった。

国は、移設と関連せずに、普天間基地被害を除去していくことを検討すべきである。控訴審は、普天間基地被害を直視し、差し止めを認める判決を願う。

（水俣病）

〔1〕ノーモア・ミナマタ第２次国賠熊本訴訟の現状

ノーモア・ミナマタ第２次国賠熊本訴訟弁護団
弁護士　板　井　俊　介

１　すべての水俣病被害者への賠償実現のため

2013年6月20日、水俣病不知火患者会の会員48名は、チッソ株式会社、国及び熊本県を被告として、総額2億1600万円（原告1名につき450万円・慰謝料400万円と弁護士費用50万円）の賠償を求めて、熊本地方裁判所に提訴した。

国及び熊本県に対して、水俣病の拡大責任を認めた2004年10月15日の水俣病関西訴訟最高裁判決の後、「すべての水俣病被害者救済」を求めたノーモア・ミナマタ国家賠償等請求訴訟は、2011年3月、約3000名の原告が勝利和解を勝ち取り終結した。

しかし、いわゆる水俣病特措法の審査では、到底取得できないような過去の書類の提出がなければ、「曝露要件充たさず」として検診もせずに非該当とされるなど、特措法の非該当処分はおよそ正当性なきものであった。にもかかわらず、熊本県・鹿児島県は環境省の意向に従い特措法の非該当処分に関する不服申立手続（異議申立）さえ認めないという暴挙に出た。

また、国が、2012年7月、患者団体の強い反対を押し切り特措法の申請期限を締め切ったことにより、未だ申請に踏み切れなかった潜在被害者が多数残された。

さらに、2013年4月16日、最高裁は、2名の水俣病患者を認定すべきとして、国の認定制度の運用を断罪したが、その後も認定制度の改善が見込める状況にはなく、認定制度において被害者が救済されることも困難である。

一方で、熊本における水俣病の原因企業チッソは、水俣病特措法におけるいわゆる分社化の手続途上にあるが、被害者を放置して加害責任を免れさせるわけにはいかない。

2018年5月1日、水俣病は公式確認62周年を迎えた。

原告らは司法の場において、地域や年代での不合理な線引きを突破し、「すべての被害者救済」を実現すべく、本訴訟を通じて「司法救済制度」を確立し、裁判所に救済対象者の判断権を与えた上で、一時金のほか、月々の療養手当、医療費の支給を含む3点セットによる賠償を勝ち取ろうとするものである。

２　環境省による日本神経学会に対する照会問題

2019年1月の第27回弁論において、国側は、日本神経学会による「メチル水銀中毒症に係る神経学的知見に関する意見照会に対する回答」なる書面を証拠提出した。

これは、①「水俣病のような神経疾患は神経内科医による診断が必要である」から原告らに関する共通診断書は信用できない、②水俣病のような「メチル水銀中毒症では症状の変動はみられない」から症状の変動がある原告らは水俣病ではない、③メチル水銀曝露後長期間経過してから水俣病が発症することはない、という内容のものであり、まさに訴訟の争点に関するものである。

長年にわたって争われ、十分に解明されたわけでもない水俣病に関する争点について、学会内での見解の統一も図られないまま、一部の会員によって作成されたものである。

これに対して、ノーモア・ミナマタ被害者弁護団全国連絡会議として、2019年1月28日付けで公開質問状を提出したのに対し、日本神経学会が行った回答によれば、「環境省から平成29年から学会として意見を出すことについて当時の代表理事（髙橋良輔氏）が口頭であった」「ワーキンググループで作成した文書を理事会で承認した」「『意見』は定説に基づいて作成されて

いるため、必要な教科書や資料以外に論文は引用していない」「訴訟に関しては学会は一切関知していない」というものであり、無責任というほかない文書である。

これは、国が国に都合のよい「専門家」を巧みに利用し水俣病行政を進めてきたことの現れである。国が認めた専門家の意見・見解であるから医学的根拠が示されていなくても正しいという国の水俣病行政におけるスタンスそのものである。

「学説は学会レベルで統一できるものではない」にもかかわらず、日本神経学会が被告国の意見照会に対しあたかも学会の総意であるかのような回答をしたことに憤りを禁じえない。

2019年1月25日の第27回弁論において、村山雅則弁護士が行った意見陳述では、「日本神経学会は、水俣病に関わりを持とうという態度を示したからには、水俣病特措法の結果を真剣に分析・検討すべきです。特措法の救済措置における一時金等対象の該当者は、熊本県と鹿児島県で3万人を超えています。一時金等対象に該当するためには、公的検診、すなわち国が指定する神経内科専門医の検診を受け、四肢末梢優位または全身性の感覚障害の所見が得られないといけませんので、一時金等対象該当者が不知火海沿岸で3万人を超えたということは、神経内科専門医が四肢末梢優位または全身性の感覚障害を認めた人が不知火海沿岸に3万人以上もいたということになります。」「国は、日本神経学会と密に連絡を取り合える関係をいかして、特措法の結果の分析・検討こそ依頼すべきなのではないでしょうか。」と真正面から批判した。

かつて薬害イレッサ訴訟でも同様の事象が起きたというが、このような現状において、法廷の内外を問わず、国の姿勢を批判し、日本神経学会の不誠実な態度を乗り越えることが要求されている。

3　追加提訴

現在、熊本訴訟は、第12陣追加提訴まで終え、原告団は1491名となった。

多くの追加提訴では、その約8割が対象地域外、あるいは、昭和44年以降に生まれたため対象外となる者であり、さらに、自分の身体被害が水俣病に基づくものであることを知った時には、すでに水俣病特措法の締め切り（平成24年7月31日）後であった者も含まれている。

このように、対象地域外、年代の制限、特措法の不当な申請打ち切りなど、水俣病特措法の運用の不当性を通じて、水俣病問題が孕む多くの論点が本訴訟で問われることになる。

4　訴訟の現状

現在、熊本訴訟は第27回弁論まで終えているが、被告国らは、従前と同様、水俣病描像を極めて狭いものと主張し続け、さらに、①原告らのメチル水銀暴露を否定し、②四肢末梢優位等の感覚障害所見を否定し、さらに、③因果関係も否定して全面対決の構図である。これに対して、原告らは、①文献の活用や原告本人尋問等で暴露条件を突破し、②共通診断書及び医師証言で症状を突破し、③疫学に関する学者証人等で因果関係を立証する方針を立て、早期の第一陣判決を求めている。

関係各位のご理解、ご支援をよろしくお願い申し上げるものである。

（平成31年3月14日記）

〔2〕全ての水俣病患者の救済に向けて、「ノーモア・ミナマタ近畿第２次訴訟」

ノーモア・ミナマタ近畿第２次訴訟弁護団　事務局長
弁護士　　井　奥　圭　介

1　2011年３月のノーモア・ミナマタ第１次訴訟の勝利和解により、ノーモア・ミナマタ近畿訴訟においても、300名近い原告が救済を受けることができた。その後は、特措法の申請並びに判定結果を見守る状況が続いたが、その特措法の申請が2012年７月末に締め切られ、近畿においても、申請が間に合わなかった患者や、非該当の通知を受けた患者の存在が明らかになってきた。

2　そして、2013年６月の熊本におけるノーモア・ミナマタ第２次訴訟の提訴を受けて、近畿においても第２次訴訟提訴に向けての動きが始まり、2013年12月１日には大阪と名古屋において、同月７日には岡山において、裁判を希望する患者に向けた説明会を開催し、３会場合わせて30名以上の患者が出席した。

3　2014年に入ってからは、検診の態勢を整えるために、民医連への要請を行い、５月17日には民医連近畿水俣病集団検診実行委員会が再結成され、６月29に同実行委員会による１回目の集団検診が大阪市西淀川区内ののざと診療所で実施された。その受診者の中から19名が第１陣の原告となり、2014年９月29日に大阪地裁に提訴し、民事９部に係属した。

4　そして、2015年２月６日には、大阪地裁の202号大法廷において初回口頭弁論が開かれ、原告２名が証人席に立って被害を訴えた。これにより、いよいよノーモア・ミナマタ近畿第２次訴訟が動き出した。

5　その後、原告は、2019年２月26日までに12次にわたって追加提訴がなされ、現在、原告総数は140名を数えるに至っている。

また、裁判の口頭弁論も、2018年12月21日に15回目の期日が開かれ、主要な主張は終えて、これから立証が本番をむかえようとしている。

6　焦点となる有機水銀暴露の立証に向けて、近畿弁護団は、熊本や東京の弁護団と協力して、2017年２月、４月と11月の三次にわたって、熊本県天草市や鹿児島県長島町の原告出身地域に入り、有機水銀により汚染された魚介類の入手ルート等についての調査を行った。その成果は報告書や準備書面にまとめて提出し、毎回の法廷で現地の写真等をスクリーンに上映するなどして、裁判所の理解を深めるよう努めている。

7　また、個別原告の不知火海産魚介類の摂取状況、水俣病の症状や被害等の立証のため、2018年12月の弁論期日から、毎回30名程度の原告の陳述書を提出し、年内にはそれを完了する予定である。

8　近畿弁護団は、このノーモア・ミナマタ近畿第２次訴訟をてこに、熊本、東京、新潟の他の水俣病訴訟と連携して、「県外被害者を含めた全ての水俣病被害者の救済」という目的を実現したいと考えている。

〔3〕ノーモア・ミナマタ第２次新潟訴訟のたたかい

新潟水俣病弁護団　団長
弁護士　　中　村　周　而

１　はじめに

ノーモア・ミナマタ第２次新潟訴訟は、2013年12月の第１陣提訴から５年余が経過した。2018年５月31日の第15陣提訴で原告数は147人となったが、この間13人の原告が亡くなられた。昨年の原告弁護団の取り組みだが、原告の皆さんの協力を得て全原告の共通診断書と陳述書を裁判所に提出することができた。また上流域の小松地区に次いで中流域の嶋瀬地区と千唐仁地区の川漁と川魚喫食歴をまとめた報告書を書証として提出し、これによって個別立証と疫学的立証は大きく前進した。さらに各原告について認定審査会に提出された新潟大学の検査所見等の公的診断書一式の文書送付嘱託の申立てを行い、採用された。

２　東京高裁（新潟水俣病第三次訴訟）判決の重大な間違いを指摘

2018年９月20日の弁論では新潟水俣病第三次訴訟の2018年３月23日東京高裁判決の間違いを指摘した準備書面を提出して弁論を行った。

弁論のなかで、高裁判決は、「メチル水銀曝露と四肢末端優位の感覚障害との間に疫学的に見て因果関係が認められるとしても、個々人の症候とメチル水銀曝露との因果関係を直ちに導くものではない」と判示しているが、水俣病についてメチル水銀曝露と四肢末梢優位の感覚障害との原因確率は99％の高さを示し、裁判で法的な因果関係が認められる証明の程度である「高度の蓋然性」をはるかに超えるものであることを明らかにした。

また、高裁判決は、一部の文献の中で、メチル水銀の曝露歴があり、臨床所見として感覚障害のみを呈する21例の剖検例のうち、大脳、小脳及び末梢神経にメチル水銀による障害パターンを示したのは２例（9.5％）であるから、個別的な因果関係を判断するには、疫学的条件が認められるだけでは不十分であると判示しているが、この21例は、認定審査会でその全例についてメチル水銀の曝露歴があり、四肢末梢優位の感覚障害の存在が認められていることを明らかにした。

３　水質二法に基づく国の責任をさらに追及

11月22日の弁論では、1959（昭和34）年に通産省が「水俣病の原因究明のために必要な経費」という文書を大蔵省に提出し、昭和34年度と35年度の２年度にわたって約500万円の予算要求をしていることを明らかにした。予算要求では、通産省が、昭和電工鹿瀬工場を含む全国の同種工場20社に対し工場排水の水質調査と共に担当者を派遣して排水実態調査を行い、排水処理の状況を比較検討することになっていたが、通産省はこの調査結果を隠蔽してきた。

国は、2015年２月の弁論でようやく水質調査結果を証拠として提出。これによれば墨塗にされた同種工場６社６工場の排水溝から1960年12月から61年にかけて４回にわたり採取した排水中にチッソ水俣工場と同等又は高値の水銀が検出されているが、６工場には昭和電工鹿瀬工場は含まれてないという経産省担当者の報告書が付されている。しかし排水実態調査については比較検討も含め実態調査それ自体がなされた形跡はない。同種工場の排水実態調査をやり比較検討をしていれば、鹿瀬工場の排水から水銀が流出していたことが判明した筈であり、新潟水俣病の発生を未然に防止できたことは明らかである。

本年１月21日の弁論でも国の責任追及を行った。阿賀野川は、信濃川、石狩川に次いで水量が豊富で、流域には６つの内水面漁業協同組合がある。その連合会の阿賀漁連には2400人を超える組合員がいた。1959年１月２日に起こった昭和電工鹿瀬工場のカーバイド残滓の流泥事故で阿賀野川流域の６つの漁協は甚大な被害を受け、新潟県副知事が立会人になって昭電との間に漁業補償が結ばれた。1959年７月には熊大研究班が有機水銀説を発表。1961年３月には前述した６社６工場

の排水の水質調査が出ていることから考えても、国は阿賀野川にたれ流された鹿瀬工場のアセトアルデヒド排水によって、阿賀野川の魚介類を摂食していた流域住民に水俣病による健康被害が発生することを高度の蓋然性をもって認識していたことは明らかである。

4　裁判所が地域ごとの水俣病患者数の調査嘱託を採用

弁護団は昨年11月22日の弁論で、新潟県に対し、水俣病患者の分布状況を明らかにするため、旧安田町、旧京ヶ瀬村、旧水原町の各対象地域（集落）ごとの水俣病患者や対象者数（公健法に基づく認定患者数、水俣病総合対策医療事業の一時金対象者数、水俣病特措法の一時金該当者数）を調査し、回答を求める調査嘱託の申立てをした。これらの患者が各地域の居住者の数に占める割合（有症率）が高ければ、その地域住民がメチル水銀に汚染された川魚を喫食していたことを推認させる有力な事実になることから、裁判所の判断が注目されていた。

裁判所は、本年1月21日の弁論で原告の調査嘱託を採用した。同時に国と昭和電工が申請していた原告のカルテ等の文書送付嘱託の申立てについて未採用分についても採用し、あわせて争点を明確にするため被告らに対し本年5月をめどに原告の陳述書に対する反論を提出するよう促した。

〔4〕ノーモア・ミナマタ東京第２次国賠訴訟の現状と課題

ノーモア・ミナマタ東京弁護団　団長
弁護士　　尾　崎　俊　之

1　昨年１月17日弁論における３裁判官忌避後のたたかい

⑴　昨年の総会議案書で報告したように、昨年1月17日の弁論において、東京地裁民事第10部の鈴木正紀裁判長を始めとする合議体3人の裁判官を、原告を分断する審理方針を改めない不当な訴訟指揮を理由として忌避申立をした。

⑵　これを受け、弁護団は忌避理由を明らかにするための弁護活動をするとともに、原告・支援と一体となって1月26日を皮切りに毎週1回裁判所前で地裁民事第10部の原告の分断を行おうとする異常な訴訟指揮を世論に訴える宣伝活動を繰り返した。

⑶　この間、2月2日に忌避申立の却下決定を受け、9日東京高裁へ即時抗告を行い、3月20日に東京高裁が即時抗告の却下決定を行ったのを受け、27日最高裁に特別抗告をした。

⑷　このような状況下で、3月28日の予定されていた弁論は延期となり、この日を含め、裁判所前での宣伝活動は、1月26日から9回に及んだ。

特別抗告によって、舞台が最高裁に移ったため、一旦は地裁前での宣伝行動の終了という方針となったが、原告から引き続き行動したいという声が出たため、4月にも2回地裁前での宣伝行動を追加して実施した。

2　忌避のたたかいの成果

⑴　まずあげられるのが6月1日の弁論期日が延期されたことである。

実は3月28日の期日の際にもすでに高裁の却下決定が出ていたので「遮断効」が生じていたはずであるが、この事実が地裁で把握したかしないか

の時期であったため、ある意味当然「延期」とならざるを得なかったといえる。

しかし、6月1日の弁論に向けては裁判所から、事前に期日を開く旨の連絡があった。これに対し原告弁護団は「開かれたとしても、最高裁での判断を求めているので出頭しない」と返事をした。

この原告側の態度に対し、裁判所は強硬手段を執ることはせず、延期を認め、元々予定が入っていた9月19日を正式な期日として指定するという対応を取った。

裁判所がこの対応を取らざるを得なかったのは、我々の忌避申立とその後の運動の成果と考えられる。

⑵　そして最大の忌避及び運動の成果は、裁判所の進行に対する態度を変化させたことである。

①　まず9月19日の期日で特徴的だったのは、進行協議の密室での打合せをやめ、すべてを公開の法廷で進行させたことと、裁判長の発言態度が物柔らかになったことである。

ただまだこの時は、裁判長は、忌避申立される前に提出を強く求めていた種々の書証について「いつ出せるのか」と述べ、以前の方針へのこだわりが感じられ、表面的な変化に留まるのかとの疑問も残った。

②　しかしその次の本年1月16日の弁論期日においては、原告代理人が求めた次回以降の主張・立証方針（疫学の考え方を丁寧に主張・立証する）について、これを認め、異論をさしはさまなかった。

このことにより、裁判長の在任中に、証拠調から判決に至る流れは困難と見られることとなった。

3　今後の課題

裁判長によって認められた疫学を始め、曝露関係、症候に関する診断の問題、個別の立証の点など、丁寧な主張・立証を積み重ね、その上で然るべき時期の判決を展望することが必要である。

（リニア新幹線公害）

リニア中央新幹線訴訟の状況

弁護団　共同代表
弁護士　　関　島　保　雄

1　訴訟の提起

2016年5月20日国を被告にして、2014年10月17日に国土交通大臣が行ったJR東海に対するリニア中央新幹線の東京名古屋間の工事実施計画の認可取り消しを求める行政訴訟を原告783名が東京地裁に提訴して約2年半が経過した。JR東海も国への応援という形で参加人として訴訟に参加している。

2　リニア中央新幹線の概要

リニア中央新幹線は超伝導磁石で地上10cmに車体を浮上させて、最高速度時速505kmで、東京（品川駅）名古屋間を40分、品川大阪間を67分で結ぶ計画である。

東京（品川）、名古屋、大阪のターミナル駅以外の途中駅は沿線県に一つで相模原、甲府、飯田、中津川が決まっているが、名古屋大阪間は奈良コースが有力であるがルートも駅も未定である。

運行時間は6時から24時までで一日約150本（7分に1本）、途中駅の停車は1時間1本の予定である。

リニア中央新幹線の走行構造は、各車両に液体ヘリウムでマイナス269度に冷却した超伝導磁石を一両に4個搭載し、リニアが走る両側の壁（ガイドウエイという）に設置したコイルに電流を流してコイルを電磁石にして、車両の超電導磁石と間での磁石の吸引と反発作用を利用して車両を浮上させ前進させる構造である。運転手はおらず遠隔操作でカメラや機械などを見ながら速度を調整して運行する。車掌は3人の予定である。

工事費用約10兆円はJR東海が全額負担するという前提で、2014年に東京－名古屋間の工事に着工し、2027年に東京－名古屋間開業予定。2035年に名古屋－大阪間の工事に着工し東京－大阪間は2045年開業予定であった。ところが、2016年に法改正をしてまで大阪までの8年間工事を前倒しするということで国の財政投融資から3兆円がJR東海に低利子で貸与された結果、全額JR東海が工事費用を負担するという前提が崩れた。リニア新幹線は国の工事と同列となったのである。その結果、東京大阪間は2035年開業予定となった。

3　工事概要

東京－名古屋間の86％の246kmはトンネルで、首都圏、中部圏、近畿圏の都市部は地下40m以下の大深度地下をシールド工法でトンネルを堀り、南アルプス等の山岳部はNATM工法（ダイナマイト発破を使う）でトンネルを掘る。大深度地下法では土地買収費用が掛からない。非常口（換気及び防災上）は約5km間隔で設置する。

4　工事費

名古屋までで5兆4300億円余（工事費1km175億円）、大阪までで9兆300億円余と試算しているが、これまでの公共事業の推移を見ても工事費の倍増は避けられない。

5　消費電力

消費電力は現在の新幹線の3倍消費するとJR東海自身が認めているが、3倍から5倍消費するとも言われている。リニア新幹線開発担当技術者の川端俊夫（故人）は1989年8月24日の朝日新聞に「リニア新幹線は現在の新幹線の40倍の電力を消費する」として建設反対の投稿をしているほどである。

このような大量消費電力のリニア新幹線は電力供給の関係で原子力発電の稼働と一体の関係があるのではないかと指摘されている。

6　これまでの訴訟の経過

2016年9月の第1回弁論から2019年2月8日まで2か月に1回の割合で弁論をしてきて現在13回弁論が終了した。東京地裁の大法廷を毎回満員の傍聴者で行っている。

この2年間は東京から愛知県まで1都6県における環境破壊の予測や、工事計画の施設の内容があいまいで特定できないので特定するようにとの主張を行ってきた。

今後の予定

2月の裁判で原告側は原告各自の原告適格の主張を行ったので、次回はこれに対する国側の主張と今後の立証計画について議論することになる。

5月17日　今後の立証計画、証人申請等

7　裁判での法律的争点

㈠　原告の主張

(1)　リニア新幹線の工事計画などの諸手続きは、鉄道事業法によるべきで全国新幹線鉄道整備法に基づく手続きは違法である。鉄道事業法の厳格な手続きをしておらず違法である。

根拠理由

①　既存の新幹線とネットワークを形成できない。

②　民間のJR東海が建設を進める点で「新幹線」とは言えない。

③　経営の健全性、需要供給の見通し等本来鉄道事業法に基づく工事施設の特定性が無く厳格な諸手続きをすべき。

③　リニア新幹線は乗客の安全性を欠く危険な乗り物である。

超伝導方式自体、トンネル構造、破砕帯、直下型地震の際の危険性、事故及び事件発生時の対応。

(2)　仮に全幹法の手続きが認められたとしても、全幹法が要求している採算性、経営の健全性、安全性の審査が不十分。

(3)　環境影響評価法違反

①　環境評価においてルート等において他の複数案の検討がされていない。

②　施設などの具体性を欠いたまま環境影響評価を行われている点で違法。

例、駅などの構造、非常口の構造等も抽象的、車両基地、保守基地も抽象的で具体的な構造は不明。

③　環境影響評価の段階では工事計画を明らかにせず、認可後に具体的な計画を明らかにして事後アセスで済まそうとしている。

残土処分場は殆ど決まっていない。

具体的事例

ア　相模原市の鳥屋の車両基地の概要を示されたのは認可後。

イ　大井川源流部の毎秒2トンの河川減水対策は評価書段階はトンネルからの湧水のポンプアップ案を検討していると抽象的であったが、工事計画認可直後に導水路による約11km下流の大井川に自然流下での約7割復水案に変更。

これによる事後アセスが行われているのでその問題点を指摘する。

ウ　大井川源流部での360万m^3の残土置場は、評価書段階は扇沢、燕沢等7か所としていたが、工事計画の認可後に高度2000mの扇沢を中止して燕沢に高さ約60m、幅300m、長さ約600mの巨大な盛り土をする案を提示して事後アセスで済まそうとしている。事後アセスはアセス手続きを騙すもので許されない点を指摘。

エ　残土処理場も大鹿村内に仮置場など3カ所を確保しただけでほとんど決まっていないので、残土置き場の問題点を追及。

㈡　国やJR東海の主張

(1)　原告は北海道から大阪四国九州と広範囲で本件認可に法律的な利益を有しない者であるから原告適格を有しないので却下すべき。

(2)　リニア新幹線は全国新幹線整備法に基づいてJR東海を建設主体及び営業主体に指名し、整備計画を作成しJR東海に建設を指示した過程で、リニア方式の輸送の安全性、経営の健全性、需

要見通し等鉄道事業法の営業許可と同種の審査が行われているので問題はない。

(3) 新幹線の工事計画の認可の段階で要求される施設等の特定性は、鉄道事業法による都市鉄道、地方鉄道と異なり新幹線は長大で、施設等の熟度が至っていない段階で計画を認可することから、特定性は鉄道事業法のように詳細なものは要求されていない。

(4) 境影響評価においても、施設等の特定性は法律で要求されておらず仮定の施設の形状等で必要な範囲の環境アセスを行い問題はない。環境保全措置に関しても基準は定められていないので国土交通大臣の広範な裁量が認められている。

工事計画の認可は補正後の環境影響評価書、国土交通大臣意見、環境大臣意見を踏まえて、適正な環境保全措置が取られていると判断し認可した。

㈢ 今後の裁判での立証の課題

(1) 原告適格の問題

原告適格の問題は、例えば、リニア新幹線の安全性の立証問題になった時に(1)の原告適格を認めさせられるかが課題である。

① 原告全員は、安全な交通機関に乗車する権利が侵害される危険性及び国立公園南アルプスの自然を守る権利が侵害される危険性。

この類型に入る原告は原告適格で訴えを却下される危険性がある。

個人の権利と言うよりも国民大衆一般の問題と把握される可能性がある。

② 新幹線ルートに土地や建物の所有権、占有権、地上権、立木所有権を有する者。

③ 生活権や人格権等の侵害の危険性を主張する原告。

ア 水の権利を侵害される危険性を主張する原告。

静岡県の原告（大井川)、神奈川県の原告(相模川)。

その他は沿線の水道水源に影響を受ける原告、農業用水に影響を受ける原告。

イ 工事による騒音、大気汚染、日照被害、交通渋滞等生活被害の危険性。

新幹線ルートに500m以内と近い原告だけでも40人から50人程度おり、その他に残土運搬コースがまだ明らかになっていないことから、リニア新幹線ルートから距離的に遠くても残土運搬車両の運行コースによって交通渋滞、騒音被害等を主張する原告。

ウ 景観が侵害される原告は甲府盆地を中心に多い。

甲府盆地は富士山と八ヶ岳、南アルプスの景観が阻害される者、リニア新幹線の高架橋が見える範囲が広範囲であり、このような原告の景観利益も原告適格の中に入れる。

(2) 環境破壊の立証問題

高架部分の被害

列車走行騒音や、日照被害、工事車両の騒音、交通渋滞等。

トンネル部分

水資源への汚染や水枯れ被害、残土運搬車両による交通渋滞や走行騒音等、残土捨て場による自然破壊などがある。

(3) 新幹線の安全性の欠如の立証課題

86％がトンネル構造であるため、トンネル内で、地震、事故、テロ事件等が発生した場合の乗客の安全性が確保されていない。

特に南アルプスの山岳地帯で事故が起きた場合の対策が不十分。

運転手もいない、車掌が2名または3名程度で1000人の乗客の安全誘導が出来るか疑問。

(4) 静岡県の抵抗

静岡県知事は大井川の水が源流部で毎秒2トン減少することを問題視し、100％大井川に復水する約束が出来なければ工事着工を認めない方針。このためJR東海は静岡工区に工事に着工できず、工期に遅れが出ている。沿線各地でこのような地元自治体の環境保全要求が高まれば工事は遅れ、リニア新幹線に対する儚い夢が消え環境破壊の重大性が注目される可能性が大きい。特に工事着工に向けて残土置き場が決まらないとトンネルの掘削が出来ないことから、残土置き場による新たな環境破壊を巡りルート沿線の地元での反対運動が起こる可能性が高い。

（薬害裁判）

〔1〕薬害ヤコブ病訴訟大津訴訟　報告

薬害ヤコブ病訴訟（大津訴訟）弁護団
弁護士　　中　島　　晃

1　薬害ヤコブ病全面解決とたたかいの到達点

⑴　1996（平成8）年11月、大津地裁に我が国で最初の薬害ヤコブ病訴訟が提訴された。硬膜移植が原因で、CJD（クロイツフェルト・ヤコブ病）に罹患した患者谷たか子さんとその夫が、硬膜の輸入販売を承認（許可）した国とこれを輸入して販売した企業などを相手どって提起された損害賠償訴訟がそれである。

その後、薬害ヤコブ病訴訟は東京地裁にも提起されたことにより、大津と東京の2つの裁判所に係属することになったが、提訴以来5年4月を経て、2002年3月25日、原告・弁護団と厚労大臣、被告企業らとの間で「確認書」が調印され、全面解決が図られることになった。

⑵　同日、大津、東京両地裁で、判決対象原告について、和解が成立した。

和解内容は、①患者1人当たり一時金として平均6000万円を支払う、②国は全ての患者に対して、1人当たり一律350万円を負担する、③1987（昭和62）年以降に移植手術を受けた患者に対しては、350万円の外に一時金の3分の1を国が負担する、というものであった。これは、国の負担で全ての被害者の救済を実現するという点で、積極的な意味をもつものである。

この第1次和解で、11名について和解が成立した後、大津地裁では順次、和解が成立し、2007（平成19）年3月まで、第2から第18陣までの和解成立により、この時点での提訴患者42名全員について和解が成立した。

しかし、その後も新たな患者の発症が判明したので、その都度、新しく追加訴訟を提起し、現在まで57名の患者について訴訟を提起している。

2　大津訴訟の昨年1年間の経過

・2018（平成30）年7月24日
　第30次提訴（患者1名）

3　この1年間のたたかいと今後の課題

⑴　この1年間、弁護団は引き続き潜在患者の掘り起こしに取り組むとともに、未和解患者の早期和解成立に向けて、奮闘してきた。被告らは、さまざまな理由をつけて和解成立を遅らせてきたが、弁護団はねばり強く努力を積み重ねる中で、1昨年7月提訴患者55名全員について和解成立をかちとった。しかし、その後も新しい患者が見つかるなど、引き続き、新規患者の掘り起こし・調査に取り組んでいる。

⑵　ヤコブ病は、硬膜移植から発症まで期間が20年を超えるケースもあることから、今後も発症する可能性のある患者も残されており、弁護団としても引き続き潜在患者の掘り起こしに取り組んでいく必要がある。このため、サポート・ネットワークを中心とした相談活動が引き続き重視される必要がある。また、薬害ヤコブ病の患者家族と遺族の精神的ケアも含めてサポート活動を更に充実強化していくことが重要であり、この点で、医師・研究者や看護師、メディカルケースワーカーなどとの連携協力が必要とされている。

⑶　さらに、薬害ヤコブ病訴訟で「確認書」が調印された以降、肺ガン治療薬イレッサの副作用によって、我が国で既に800人以上もの死者が出るなど、深刻な薬害の発生がいまも続いている。

今年は薬害ヤコブ病の確認書調印から14年を迎える。この機会に、あらためて、薬害ヤコブ病の教訓を多くの人々に伝え、2度とこうした悲惨な薬害を繰り返してはならないという警鐘を鳴らすことによって、薬害根絶に向けて引き続き監視を強めることは、今後ますます重要な課題となってきている。

（産業廃棄物問題）

九州廃棄物問題研究会報告

弁護士　　高　橋　謙　一

1　九州廃棄物問題研究会とは、九州各地の廃棄物処理施設に対して、住民・市民の側に立って戦う団体である。現在、主として、①新設産業廃棄物最終処分場阻止、②一般廃棄物処理施設設置・操業阻止、③既設産業廃棄物最終処分場是正、の三つを柱として活動している。

2　まず、①に関しては、これまで民間業者の設置は認めさせていなかった。しかしここ数年、住民側に高い立証責任を押し付けることにより、敗訴する事例が増えてきた。これに対して、訴訟で勝つためにどのような活動をしていくかを真剣に検討すると同時に、そもそも訴訟で勝てなくても目的を達成するためにどうすればよいかといういわゆる「運動論」も再検討されている。

3　②については、「公共性」の高い壁に阻まれ、設置・操業の差止に成功はしていない。

　しかし、従来から行っている「操業者にプレッシャーをかけ続けて現在の環境を維持できる適正な操業をさせる戦い」はいまだに功を奏しており、操業こそさせているが目立った環境悪化は報告されていない。この戦いは、操業が終了するまでずっと続いていくことになるが、私どもは、住民・市民とともに戦いを継続している。

　また、「安全性」の観点に加えて、「必要性」（無駄な公共事業ではないか）という観点から、いくつか住民訴訟を起こしており、新しい切り口として、注目に値する。鹿児島県の公共関与型処分場設置事件の住民訴訟で、当時の知事に対して、2億円以上の返還を義務付ける判決（鹿児島地裁。現在控訴審係属中）が出たことは、その一つの成果である。

4　③については、福岡県旧筑穂町（合併後の飯塚市）の産業廃棄物処分場に対する撤去の義務付け訴訟において、福岡高裁で敗訴した福岡県の上告を、最高裁が却下し、確定した。その後、福岡県は、専門委員会や住民らの意見を聞きながら、措置命令の実行を行いつつある。住民の意見が十分に反映されているとは言い難いが、それでも以前よりはましであり、その意味で、「住民参加」が実現し、一定の成果を上げている。

（海・川問題）

〔1〕熊本県下のダム問題の動向

川辺川利水訴訟弁護団　事務局長
弁護士　　森　　徳　和

1　川辺川ダム

⑴　治水問題

2008（平成20）年、蒲島郁夫熊本県知事が、川辺川ダムの中止を宣言した。その後、国、県、流域12市町村により「ダムによらない治水を検討する場」が12回開催され、「球磨川治水対策協議会」と名称を変更して8回開催された。国は、遊水池や放水路の設置、上流の市房ダムの機能強化などを提案してきたが、結論がまとまる見通しは立っていない。

民主党政権は、2012（平成24）年、特定多目的ダム法に基づくダム建設計画の中止を法律的に解決するため、特別措置法案を閣議決定したが、衆議院解散に伴い廃案となり、川辺川ダム建設の前提となる球磨川の河川整備基本計画は存続したままである。

球磨川水系流域の市長村長で組織される「川辺川ダム建設促進協議会」は、現在も看板を降ろしておらず、「川辺川ダム中止は、蒲島知事が言っただけで、法的に決まった訳ではない」として、ダム建設の復活に期待をかける勢力も一部に残っている。

昨年7月の西日本豪雨の際には、ダムからの放流水で下流に洪水が発生しており、ダムでは水害が防げないことが明らかになりつつある。ダムなどのハード面だけでは、流域住民の生命、財産を守ることは出来ない。災害発生前の避難行動や住民の防災意識の高揚などのソフト面の対策を重視すべきである。

⑵　五木村の振興対策

熊本県は、蒲島知事の中止表明後、五木村振興基金10億円、振興交付金50億円を積み立て、水没予定地の五木村の振興に力を注いできた。

その結果、観光客は40%増加し、五木村の基幹産業であった木材販売も2.5倍に増加している。

⑶　利水問題

2018（平成30）年3月、川辺川利水事業の変更計画が確定した。変更計画は、川辺川ダムからの送水を予定していたかんがい事業を全て廃止し、既に工事が完了している農地造成と区画整理をもって事業を終了させる内容となっている。造成された農地には、新たにかんがい用の井戸を掘削して水源確保を図る予定である。

計画発表から30年以上が経過し、農業を取り巻く環境が激変するなか、川辺川ダムと切り離すことにより土地改良事業の見直しが実現した。

2　荒瀬ダム

2012（平成24）年9月から開始された荒瀬ダムの撤去工事は、2018（平成30）年3月に一連の工事が完了した。

夏場には悪臭を放っていたダム湖が消えて瀬や砂洲が復活し、球磨川は元の姿を取り戻した。

3　瀬戸石ダム

荒瀬ダムの10km上流に位置する瀬戸石ダムは、1958（昭和33）年に完成した発電専用ダムであり、現在電源開発（Jパワー）が所有している。

ダム湖は、堆砂の影響で洪水のおそれがあり、国土交通省は、Jパワーに堆砂処理を要求してきた。

市民団体「瀬戸石ダムを撤去する会」は、Jパワーの堆砂処理計画に関して、土砂の仮置き場の確保が不十分だとして、国土交通省にJパワーを厳しく指導する

よう求めている。

4　立野ダム

2018（平成30）年8月、ダム本体の起工式が行われ、2022（平成34）年度の完成を目指して工事が進められている。

ダム建設予定地の立野渓谷は、阿蘇ユネスコ世界ジオパークの一部を占めており、柱状節理の露出が観察される場所である。

市民団体「立野ダムによらない自然と生活を守る会」は、これほど脆い地盤にダム造れば、ダムによる災害が起きてもおかしくないとしてダム建設に強く反対してきた。

また、市民団体「阿蘇自然守り隊」は、熊本地震で立野渓谷が大きく崩れ大量の土砂が流出したことや峡谷にかかる阿蘇大橋が崩落したことを受けて、ダム本体工事を一時中止し、流域住民にきちんと説明をしたうえで意見を聞くべきだと訴えてきた。

住民団体は、国土交通省が、住民の声に耳を傾けることなく、ダム本体の着工に踏み切ったことを厳しく批判している。

昨年7月の西日本豪雨でダムの限界があらわになっており、立野ダム建設の是非も含め白川流域の治水対策について根本的な議論を行うべきである。

〔2〕「よみがえれ！有明訴訟」
～現状を打開するには～

よみがえれ！有明訴訟弁護団
弁護士　　國　嶋　洋　伸

1　国（農水省の異常な抵抗）

多くの国民に衝撃的な光景として刻まれた国営諫早干拓事業の潮受け堤防締め切り、いわゆる“ギロチン”から22年になる。

「有明海異変」と呼ばれた深刻な不漁を受けて、諫早湾近傍部の漁民らが原告となって、潮受け堤防排水門の開放を求めて起こした裁判は、一審・佐賀地裁での勝訴に続き、福岡高裁でも勝利し、2010年12月、国は上告を断念して判決は確定したため、国は3年以内に開門を履行する義務を負った。

当時、弁護士登録した直後に弁護団に加入した私は、「判決が確定したのに何かやることがあるのだろうか??」と素直に疑問を感じたが、まったくの杞憂であった。

直後から、弁護団は毎月のように上京して農水省と面談し、開門とそれに伴う準備工事に関する交渉（意見交換会）を行った。

農水省は、あえて多額の予算と時間をかけてアセスメントを行い「開門しても漁業環境は改善しない」という見解を公表したり、地元の長崎県を通じて開門反対派に差止訴訟や仮処分を提起させたりするなど、あの手この手で開門義務の履行に抵抗し続けた。

開門反対派の起こした開門差止訴訟・同仮処分では、被告（債務者）である国は、勝つために当然なすべき主張・立証を行わないばかりか、補助参加した我々弁護団の主張すら排斥し、まさに負けるべくして負けた。あろうことか、開門差止本訴では、長崎地裁で国が敗訴判決を受けると直ちに控訴権を放棄して差止判決を確定させるなど、「非開門」のために、なりふり構わぬ暴挙をとり続けてきた。

2　露骨な“忖度”司法

長崎地裁や福岡高裁も、国の意向を汲んだ訴訟指揮や不当判決に固執するなど露骨な“忖度”司法を行っている。

長崎地裁の和解協議では、「開門・非開門ではない第三の道」などと言いながら、開門履行請求権を放棄する代わりに再生事業への基金を創設する「基金案」（要は開門請求を放棄する“手切れ金”である）を和解指針として押しつけ、その指針に固執し続けた。協議の中で「基金案」では紛争解決が図れないことをどれだけ疎明しても、両者の言い分を聞いて、歩み寄らせるような「通常の和解協議」は行われなかった。

福岡高裁も同様で、よく意見も聞かないうちから「基金案以外に解決の道はない」などと断言し（那覇地裁の「辺野古移設以外に解決の道はない」と一緒である）実質的な和解協議を行うことができなかった。

挙げ句の果てに、最高裁で確定していた間接強制金の支払いについても、国が提起した請求異議訴訟に対して、2018年7月30日、福岡高裁は国の請求を認容する不当判決を言い渡した（一審佐賀地裁は国の敗訴）。

国の逆転勝訴の理由は、控訴審の終盤で突如国が主張し始めた「2013年8月に、すでに勝訴原告である漁民らの漁業権は消滅している（その後の権利と法的同一性はない）」という前代未聞のものであった。すなわち、2010年12月の福岡高裁開門確定判決は、はじめから、履行期限である2013年12月を前にして失効するものであった、という理屈である。

確かに漁業法の解釈では期限が来ると一旦消滅するとされているが、漁民の実態においても、これまでの農水省の行政対応においても、一貫して継続する（法的同一性ある）ものとして扱われてきた。

本件紛争でも、これまで農水省がそのような主張をしたことはなく、一審佐賀地裁でも、直接交渉においても、間接強制を認めた最高裁決定でも、履行請求権の現存は当然の前提となっていた。

なりふり構わず間接強制金の支払いを止めようという国の意向を“忖度”した裁判所が、司法の独立などかなぐり捨てた結果の判決であった。

3　勝利への展望～開門を求める営農者との共闘と新たな運動づくり～

現在、上記の請求異議の上告審に加えて、小長井・大浦地区の漁民らを原告とする開門請求（福岡高裁は敗訴）の上告審、開門差止請求に対して当弁護団が独立当事者として控訴した事件の上告審、の3事件が最高裁に係属しているほか、諫早湾内漁民らの2陣・3陣の開門請求訴訟が長崎地裁に係属している。

その一方で、2018年1月30日、干拓地営農を継続している2経営体が、開門差止訴訟から離脱し、開門と損害賠償を求めて起こした訴訟も長崎地裁に係属している。

これらの裁判を勝ち抜くためには運動を強める必要があるのだが、長年に渡る闘争に、漁民らもかなり疲弊している。経済的にも大きな打撃を受けていて、後継者問題や集会に参加する交通費にすら事欠くなど、率直に言って運動は閉塞状態に陥っている。我々弁護団も裁判対応に追われて、運動の再構築を思うようには進められていない（弁護団も若手が増えていない…）問題がある。

その中で、佐賀西部を中心とする若手漁民が漁協にあくまでも開門を要求するよう突き上げるような動きもみられる。

また、開門を求めて立ち上がった営農者との共闘も実現しつつある。長年にわたる有明のたたかいは転換点を迎え、これからのたたかいを支える新たな運動づくりが現状を打開する鍵になっている。

【特別報告】
石木ダム事件

弁護団　事務局
弁護士　　平　山　博　久（福岡県弁護士会）

1　事案概要

石木ダム建設事業は、起業者である長崎県・佐世保市が事業認定申請をした事業である。「起業者によれば」この事業は、長崎県東彼杵群川棚町に存在する川棚川の支流である石木川の上流に石木ダムを建設することで、水道用水が不足して度々渇水被害を受けてきた佐世保市へ十分な水道用水を供給する（利水目的）、及び、石木川の流量調整を行い、これまで度々水害を起こしてきた川棚川の氾濫による水害の軽減を図る（治水目的）等を目的とした多目的ダムを建設するというものである。

2　これまでの経過

⑴　石木ダム計画が持ち上がったのは1962年に遡るが、未だ本体工事には着手していない。また、1982年には長崎県が、機動隊を伴った強制測量を実施するも、地権者による強い反対運動によって中止に追い込んだことも本事件を語る上で特徴的な出来事である。現在、ダム建設予定地に居住している人々は13世帯約60名である。

⑵　その後、2009年11月、長崎県・佐世保市が国土交通省九州地方整備局に事業認定の申請を行い、2013年9月、同局は事業認定処分をした。

⑶　2013年12月に石木ダム対策弁護団（弁護団長：馬奈木昭雄弁護士、副団長：板井優弁護士）を結成し、私たちは、居住者13世帯60名のほか、長崎県内外に及ぶ多数の当事者・支援者と共に、多数回に及ぶ公開質問状を起業者に送り、これに対する説明会を開催させてきた。

3　多数の裁判

⑴　複数回に及ぶ公開説明会の後、追い込まれた長崎県・佐世保市は、公開の場での説明会や市民向けの討論集会を拒否する態度を示すようになり、徐々にたたかいの場所が司法に広がっていくこととなった。

⑵　長崎県による仮処分申立

地権者らは長崎県に対してこれまで説明要求行動を継続していたところ、長崎県は、地権者による説明要求行動が工事の妨害行為であるとして、平成27年8月7日、平成28年10月28日と二度にわたり、地権者42名を債務者とする通行妨害行為禁止の仮処分を申し立て、26名について仮処分決定、16名について却下された。

この申立は長崎県・佐世保市が私たちの団結を崩す目的によりなされたものであるが、この結果、より一層私たちの団結は強くなり、また運動は広まることとなった。

⑶　私たちによる仮処分、差止本訴、取消訴訟

ア　取消訴訟

私たちは、平成27年11月30日、石木ダムの事業認定を取り消すことを求め、長崎地方裁判所に対して、国を被告とする取消訴訟を提起した。

その後、平成30年7月9日、私たちの請求を棄却する不当判決がなされたため、現在、福岡高等裁判所で審理中である。

イ　工事差止目仮処分申立て及び差止本訴

また、私たちは、取消訴訟とは別に、さらなる運動の広がりと強化を目指して、平成28年2

月2日、個人の尊厳・人格権等に基づき石木ダムに関する工事の差止めを求める仮処分を長崎地裁佐世保市に申し立てたが、平成28年12月20日、同支部は、現在、道路工事の一部に着手したに過ぎず、土地の取得や本体工事もなされていないなどとして、保全の必要性がないことを理由とする却下決定をした。

そこで、私たちは、上記決定を受け、改めて工事差し止めの本訴を提起した。原告は、仮処分申し立てを超える600名余に及んでおり、現在、長崎地方裁判所佐世保支部に係属審理中である。

4　今後の展開と総括

これまで私たちは、各手続きの段階で様々なたたかいを展開してきた。

運動はより広がり、現地での各種行事、長崎県・東京各地での行動、その他、ダム建設予定地に住む人々の生活を描いた映画「ほたるの川のまもりびと」が昨年から現在まで公開されている。

今後も、公共性が認められない本事業によって地権者の生命、生業、財産他各種権利が侵害されることを防ぐとともに、公共性の有無は行政でも裁判所でもない、有権者が決める世の中を目指して、地権者･支援者･専門家と一体となって、勝つまで運動を展開していく決意である。

【三】特　別　報　告

神戸製鋼石炭火力発電所事件

神戸製鋼石炭火力公害調停弁護団・神戸製鋼石炭火力訴訟弁護団
事務局長　　杉　田　峻　介

1　神戸製鋼の新設石炭火力発電所問題

株式会社神戸製鋼所（以下「神戸製鋼」）は、神戸市灘区灘浜の神戸製鉄所の敷地内において、2002年以降、出力合計140万kWの石炭火力発電所2基（以下「既設発電所」）を従来から稼動させてきた。神戸製鋼は、2013年5月、鋼材事業の構造改革の一環で、神戸製鉄所内の高炉等の設備を休止して加古川製鉄所に集約することを決定したが、その一方で、神戸製鉄所内に出力合計130万kWの石炭火力発電所2基（以下「新設発電所」）を増設することを計画し、関西電力が実施した火力電源入札に参加して2015年2月にこれを落札した。その後、神戸製鋼は、環境影響評価手続（環境アセス）を実施、最終的に、神戸製鋼から会社分割によって設立された株式会社コベルコパワー神戸第二（以下「コベルコパワー神戸第二」）は2018年5月に環境影響評価書を提出した上、2018年10月に新設発電所の建設を開始した。

あらためて言うまでもなく、石炭火力発電所は、大気汚染物質やCO_2排出などの面において環境への負荷が非常に大きい。新設発電所からの大気汚染物質の排出量は、神戸製鋼の資料に基づけば、設備利用率80％でSO_xが年間289トン・NO_xが年間601トン・ばいじんが年間80トンにも上る（なお、PM2.5の排出・生成量については、予測すらされていない）。CO_2の排出量は年間約692万トン（概算で、2015年の世界のエネルギー起源CO_2排出量の約5000分の1）にも上る。大気汚染、地球温暖化の両面で、新設発電所は著しい環境影響を与えるものとなる。

神戸製鉄所は、住宅地から約400メートルと、非常に市街地に近い。神戸製鉄所の周辺地域は過去に深刻な大気汚染にも悩まされた地域であり、以前の既設発電所の設置計画にも地域住民は強く反対したが、新設が進められた経緯がある。今回、同じ敷地に新設発電所の設置が計画され、近隣住民は大気環境への影響などについて大きな懸念を抱き、2015年以降、環境アセスにおける説明会への参加や意見提出などを通じて計画へ反対してきた。また、公害患者会・環境団体・研究者などとともに結成された「神戸の石炭火力発電を考える会」においては兵庫県や神戸市に対しても多数回にわたり要請書を提出するなどしてきたが、神戸製鋼は、石炭火力発電所としては最新の設備を導入し、環境への影響はほとんどないなどとして、計画を見直すことはなかった。

2　公害調停の提起

このような状況を受けて、平成29年12月14日、近隣の市民らが申請人となり、神戸製鋼、子会社の株式会社コベルコパワー神戸及び関西電力を相手取り、新設発電所の設置の差止め等を求め、兵庫県公害審査会に対し公害調停を申し立てた。後の参加手続により加わった申請人を含め、申請人は、神戸市灘区や東灘区在住の住民を中心に最終的に481名にも上った。同公害調停においては、大気汚染による健康被害のおそれ、地球温暖化による被害のおそれなどを理由に新設発電所の設置の差止めを求めるとともに、環境アセスの一部のやり直し、既設発電所の環境対策やデータの開示等も求めた。

公害調停であることを最大限生かして、申請人側では多くの住民の声を踏まえて様々な対応を相手方に求め、複数回の期日において議論がなされたが、最終的に、調停の成立の見込みがないとして手続が打ち切られるに至ってしまった。しかしながら、本件の公害調停に

多数の市民が参加したことは、後に述べる２つの訴訟の提起への動きに結実することとなった。

３　民事差止訴訟の提起

公害調停における協議中にも神戸製鋼側が建設に向けた手続を止めないことから、平成30年９月14日、公害調停の申請人を中心に43名（他の申請人は「サポーター」として本訴訟に協力・応援している）が、新設発電所の建設・稼働の差止め等を求める民事差止訴訟を神戸地方裁判所に提起した。被告は神戸製鋼・コベルコパワー神戸第二のほか、発電量の全量を買い取る関西電力も実質的には共同して新設発電所を稼働するものであるとして被告としている。

本訴訟においては、新設発電所の建設等の差し止めを求める点は公害調停と同様であるが、①大気汚染物質（PM2.5を含む）の排出による健康被害のおそれ、②CO_2の排出による気候変動による被害のおそれを二本の柱とし、人格権の一内容である「健康平穏生活権」（持続的に清浄な空気を呼吸して健康に安心して生活する権利）、「安定気候享受権」（気候変動の悪影響を最小化可能なレベルにして安定した気候を享受する権利）の侵害を主張している。

４　行政訴訟の提起

その後、民事差止訴訟に加え、平成30年11月19日、国を被告とした行政訴訟を大阪地方裁判所に提起した。原告は公害調停や民事差止訴訟の申請人・原告を中心に12名であるが、気候変動問題に取り組む大学生も加わっている。

国（経済産業大臣）は、発電所の規制･監督について、電気事業法に基づく発電所の設備の規制権限・個別的な審査及び処分の権限、環境影響評価法に基づく審査及び処分の権限を有している。しかし、これが何ら適切に行使されていない結果、原告らを含む市民が神戸製鋼の新設発電所の稼働による大気汚染・気候変動の被害に曝されようとしている。本件の行政訴訟は、このような国の規制権限の不行使によって原告らが被害を受けるおそれを前提に、①新設発電所の設置の前提となる国の処分（環境影響評価書の「確定通知」）の取消しと、②電気事業法による規制の不存在（経済産業省令において、火力発電所からのCO_2の排出を規制する、パリ協定に整合する基準を定めていないこと）について違法確認を求めるものである。

５　今後の展開

本件の２つの各訴訟については、まだそれぞれ第１回期日を終えたばかりであり、今後、本格的な審理が行われていくところである。

環境負荷が極めて大きい石炭火力発電所については、これを新設しないことが世界的な潮流となっており、日本国内においても、この１年間でも次々と新設計画が撤回されている。そのような中で強行されようとしているこの新設発電所計画の撤回を実現すべく、本件の両訴訟においては、国内外における最新の議論と知見を踏まえ、徹底した主張・立証を行っていく予定である。

全国公害被害者総行動実行委員会の報告

全国公害被害者総行動実行委員会
事務局長　　中　山　裕　二

1　はじめに

今年２月20日福島原発訴訟神奈川地裁で、国の責任を認める判決が出されました。また昨年は、建設アスベストをめぐる高裁判決が２つ出され、国の責任が断罪されました。国の責任はいよいよ明らかとなっています。また、米軍基地訴訟では、第２次新横田基地訴訟の東京高裁判決が、公害総行動２日目である６月５日に指定され、大気の新しい医療費救済制度設立にむけたたたかいは、公害等調整委員会への申し立てがなされ動き出しました。

被害にふさわしい解決と補償のしくみを作るうえで、今年は､国との関係でも重要な年になります。私たちは、精一杯の奮闘をしなければならないと思います。

1976年、オイルショックに危機感を持った財界が、イタイイタイ病は幻の公害病、水俣病はニセ患者、NO_2の環境基準見直しなど、私たちに対する攻撃をマスコミや政治家もつかって、行ってきた時期でした。

私たちは、団結する以外に勝利の道はないと考え、公害総行動を始めたのです。残念ながら、この１年内に代表委員であった大石利生さん（水俣病不知火患者会会長、ノーモア・ミナマタ訴訟原告団長、昨年７月６日）と、大野芳一さん（第２次横田訴訟原告団長、今年２月21日）を相次いでなくしました。いずれも現在進行中のたたかいの真ん中にいた方々であり、なくてはならない存在でした。かえすがえすも残念ですが、いまはお二人のご冥福をお祈りしたいと思います。

各地の被害者団体は、それぞれに困難な中ではありますが、たたかい続けています。私たちの運動は、わが国の公害行政、環境行政に少なからぬ影響をあたえ、被害者救済に貢献してきていることは間違いありません。

2　第43回全国公害被害者総行動（2019年６月６日、７日）

第43回総行動はいくつかの課題を残しつつも、情勢を反映した規模と内容で成功をおさめ、これまでの歴史と伝統を引き継ぐことができたと総括しています。

環境大臣交渉が、国会の都合で２時間遅れとなり、デモ行進、政府・省庁交渉と同時進行になりましたが、無事に進めることができました。

また、温暖化や原発問題など複数の団体が共同しておこなった交渉は、事前の打ち合わせを行ったことにより、進行など改善をみましたが、さらに円滑な交渉となるよう、昨年は要求項目のすり合わせ、事前打合せ、相手方との事前協議などよく準備をしました。

国民署名は、近年取り組みが弱かったことを反省して取り組んだところ、65000筆を超えました。

行動全体は行動概要をご覧ください。

3　第44回総行動にむけて

今年は、６月５日（水）、６日（木）の両日にわたって行います。総決起集会は６日午後６時からニッショウホール（虎ノ門）です。

今年は、大気の新しい救済制度確立のたたかいを前面にすえた行動にする予定です。決起集会では、大気のたたかいの歴史や到達点を明らかにし、翌日のまとめの集会は、例年の環境省前からトヨタ本社前に移して行うことにしました。このたたかいは、水俣病や原発の被害救済にもつながるものです。何としても制度実現するために、力を集めたいと思います。

また、第２次横田基地訴訟の東京高裁判決が、２日目の６日、14時に言い渡されることになりましたので、第８行動として取り組むことにしました。

4　今後の総行動

公害健康被害補償法（公健法）の認定患者の運動から、現在のわが国の公害・環境問題のたたかいの発展にそった運動に姿をかえていかなければならないと思っています。結成以来40年をこえましたが、初めて取り組む

ことです。いま実行委員会では、2年ぐらいの時間をかけて、議論をすすめることにしています。

5　おわりに

私たちの要求は、「元の身体を返せ、あおぞらを返せ、静かな空を返せ、海を、川を、山を、返せ、ふるさと・生業を返せ」といった、極めてささやかなものです。ささやかではありますが、人間が人間としての尊厳を保ち、生きていくうえで欠かすことのできない要求ばかりです。

この要求こそが多くの国民のみなさんとの接点であり、協力･共同の関係を築いていけると確信しています。しかも私たちの運動は、それぞれが、「この苦しみは私たちだけでいい」と次世代に渡さないために人生をかけています。ここに私たちの運動の最大の強みがあり、推進力となっています。

今年も実行委員会の団結を強め、奮闘していく決意です。

【資　料】

2018年第43回公害被害者総行動デー概要報告

第１日　６月６日（水）

◆第１行動＝環境大臣交渉　13：00　＊国会情勢により例年より２時間遅れて開催となった

・国民署名提出数65343筆（昨年39059筆）＊署名は、新たに埼玉への広がったほか、南区、大阪、川崎の大気のとりくみ、イ協、水俣不知火患者会、支援では国公労連、土建での署名配布が大きく昨年を上回った。

①実行委員会側出席者

・代表委員（高木 勲寛、大野 芳一、袖野 直悦、早川 篤雄、中島 孝）、中山 裕二事務局長、水俣病要請（岩崎 明男）、原発被害要請（佐藤 三男）、大気要請（増田 重美）、地球温暖化要請（早川 光俊弁）、アセス要請（上田 敏幸）、全国大気代表（角田 隼人）、新潟ミナマタ（山崎 昭正）、全国大気弁護団（篠原 義仁弁）、泉南アスベスト（村松 昭夫弁）、よみがえれ有明（國嶋 洋伸弁）、ミナマタ弁護団（園田 昭人弁）、大気全国連（西村 隆雄弁）

＊公害弁連代表を入れるなど構成の再検討が必要

・被害者の訴え（ミナマタ新潟第２次　皆川 栄一、横浜ぜんそく未救済患者　金谷 和夫、 原発被害　早川 篤雄大）

②環境省側出席者

・中川環境大臣、森本事務次官、鎌形大臣官房長、森下地球環境局長、高橋地球環境審議官、中井総合環境政策統括官、梅田環境保健部長、早水水・大気環境局長、縄田再生・循環局長

◆第２行動＝デモ前行動　12：00　宣伝カー（全労連カー）

・司会　　／昼間、補佐　大島、トランペット　松平 晃

＊公園管理との関係で今回より挨拶を省略。

・主催者あいさつ／昼間　実行委員会事務局次長　＊デモ隊の整列場所について、当日の警察による

・決意表明　　／内藤（首都圏アスベスト統一本部事務局次長）

指導により、再び公園内からの出発となった。

◇デモ　12：10　出発　＊第１行動が13時からとなったため、代表者は、出発

・宣伝カー　／先頭（全労連カー）、中間（川崎カー）直後に環境省へ移動

・参加者数　／500人　＊雨天のため、参加者は若干減少

・デモ終結点／大越事務局次長　（中山事務局長から変更）

＊東電・政府交渉行きバスの往復を再度、明確にする

◆第３行動＝政府各省庁交渉　13：30～東電・政府合同交渉／14：00～省庁交渉
＊時間は交渉ごと異なる

６省、22の一斉交渉と東電・政府合同交渉

・環境省総合環境政策統括	責任者	増田（大気）	・環境保健部長	責任者	上田（大気）
・水・大気環境局長	責任者	大場（大気）	・環境保健部長	責任者	高木（イ病）
・水環境閉鎖性海域対策室	責任者	塩飽（瀬戸内）	・自動車環境対策課	責任者	御供所（基地）
・自動車環境対策課	責任者	高木（名古屋新幹線）	・特殊疾病対策室長	責任者	元島（水俣）
・環境リスク評価室	責任者	山本（化学兵器）	・厚労省薬務局長	責任者	中西（ス全協）
・労働局総務課石綿対策室	責任者	村松（アスベスト）	・食品安全部	責任者	高木（カネミ）
・農水省生産局長	責任者	吉野（カネミ）	・農水省水利整備	責任者	茂吉（川辺川）
・農村振興局農地資源課	責任者	馬奈木（有明）	・国交省道路局	責任者	橋本（道路）
・国交省航空局	責任者	中島（第２次横田）	・国土交通省	責任者	茂吉（川辺川）
・国交省官房総務局	責任者	唐澤（アスベスト）	・鉄道局施設課	責任者	高木（新幹線）
・防衛省	責任者	清水（第２次横田）			
・外務省日米安保条約課	責任者	清水（第２次横田）			

◇東電・政府合同交渉　　責任者　佐藤（総行動）参議院議員会館1F講堂　参加者　250人
◇農林水産省前抗議行動（よみがえれ！有明海訴訟　14：00　＊交渉責任者が一部で遅れた。

◆第４行動　総決起集会　17：30～20：00　虎ノ門　ニッショーホール　（2Fホール）

・参加団体　　／121団体　890人（舞台上に60人）
・司会　　／遠藤 健一（ミナマタ東京訴訟弁）、堀田 恵子（川崎公害患者と家族の会）
・責任者　　／中山 裕二、尾崎 俊之　演出：大門 高子　パワーポイント：大越
・基調報告　　／中山事務局長
・連帯あいさつ／牛山 積　（早稲田大学名誉教授）、荻原 順（東京地評議長）
・オープニング　DVD「ニッポン国vs.泉南石綿」
　予告上映と原監督挨拶、松平 晃　トランペット演奏　東京うたごえ
・インタビュー形式で団体を紹介／
　①大気　②建設アスベスト　③ノーモアミナマタ　④有明　⑤イタイイタイ病　⑥薬害　⑦カネミ
　⑧基地　⑨全国道路　⑩化学兵器　⑪原発被害
　＊紹介のみ（⑫公害弁連　⑬公害地球懇　⑭川辺川　⑮瀬戸内環境を守る会　⑯名古屋新幹線）
・政党からのメッセージ／
　立憲民主党、国民民主党、日本共産党、自由党、社民党、衆院議員　松田 イサオ（立憲）
・集会アピール（京谷仁美）、プラスターアピール、フィナーレ「一人の手」
　＊17：30からの交渉参加者会議は、交渉時間の遅れもあり参加がなし。
　＊会場も３回目となり全体としてはバスの誘導を含めスムーズにいった。
　＊改善点：案内にニッショーホールの電話番号を記載する（ナビ用）、プラスターは受付で配布する（座席に置くと空席の判別がつかない）、書籍やチラシで大きな梱包は、会場に直送してもらう。懇親会への参加が80名にとどまりカンパを訴えた（４万円赤字）。

第２日目　６月７日（木）

◆第５行動　早朝宣伝　8：30～9：30

・チラシ／2800 枚印刷（やや不足）

・場　所／大手町　経団連前　300 枚（千代田労協カー）、チッソ本社前　300 枚（北区労連カー）
官邸前　300 枚（ハンドマイク）、
霞が関　1400 枚（農水省　300 枚、国交省　250 枚、外務省　250 枚）
経産省　300 枚、文科省　300 枚、東電前　500 枚（東京地評カ―）

・参加者／160 名

＊チラシ作成を事前作成し、ニッショーホール受付にて責任者に配布したが、一部責任者に配布しきれず混乱させてしまった。また、環境省前での配布をやめたがこれも不徹底であり、チラシを経産省前から分けて運んだ。
経産省は別館前であったが、場所を間違えた方がいて誘導した。全体として雨天予報だったため、枚数を減らしていたが、晴天となりチラシが不足気味となった。

◆第６行動　東電前抗議行動、経団連交渉、企業・各省交渉　9：30～11：00

◇東電前抗議行動

・司会　　／岸本　補佐（大越）　・トランペット、多摩川太鼓

・実行委員会挨拶／中山

・連帯あいさつ　／リレートーク　ミナマタ　＊発言組織の事前準備が弱かった

◇７省６財界・企業へ 16 交渉

財界／	・日本経団連	責任者　南雲	・電事連	責任者　中杉
	・石油連盟	責任者　黒岩	・自工会	責任者　増田
企業／	・チッソ	責任者　大石	・昭和電工	責任者　新潟・ミナマタ
省　／	・内閣官房	責任者　長尾（布施）		
	・官房長・地球環境局	責任者　橋本	・文部科学省	責任者　昼間
	・原子力規制庁	責任者　橋本	・厚生労働省薬務局長	責任者　阿部
	・経産省産技環境局	責任者　児玉	・外務省地球規模問題課	責任者　長谷川
	・中国・モンゴル課	責任者　大谷	・国交省道路局	責任者　上田
	・環境再生・資源局	責任者　佐藤		

◆第７行動　まとめ

◇まとめ行動の準備　11：30　環境省前　東京土建カー

司会　　／大越　補佐　総行動　・トランペット、多摩川太鼓

リレートーク／大気汚染、川崎北部患者会、建設アスベスト、関西原発

◇まとめ行動　12：00　環境省前　東京土建カー

司会　増田　補佐　池田　大越

①経団連交渉報告　南雲（弁）②大臣交渉報告　中山　③東電交渉報告　伊東

④まとめの挨拶　中山

日本環境会議（JEC）の報告

JEC 理事長・一橋大学名誉教授
寺　西　俊　一

日本環境会議（JEC）は、1979 年 6 月、⑴開かれた「学会」、⑵学際的な「学会」、⑶提言する「学会」として発足し、その後、きわめてユニークなネットワーク型の組織として、今日まで約 40 年にわたり、地道な活動を続けています。

2018 年には、7 月下旬に開催された「第 4 回『原発と人権』全国研究・交流集会 in 福島」に合流する形で、「第 34 回 JEC 福島大会」を実施しました。その後における JEC の主な活動は、以下のとおりでした。

① 2018 年 8 月 26 日：
「第35回JEC40周年記念神戸大会」実行委員会の発足。
② 2018 年 9 月 7 日：
＜共同声明＞「辺野古の海への土砂投入計画並びに新基地建設計画を白紙撤回せよ！」の発表と記者会見、内閣府への直接申入れ。
③ 2018 年 11 月 4 日：
JEC 原賠研責任論 WS 研究会（於・明治大学）の開催。
④ 2018 年 12 月 1 日：
「＜第 2 回＞環境と公害市民公開セミナー」（辺野古基地を作らせない―沖縄環境報告」）（於・明治大学和泉キャンパス）の開催。
⑤ 2018 年 12 月 13 日：
＜緊急共同声明＞「辺野古の海への土砂投入を直ちに中止せよ！」の発表と内閣府への送付。
⑥ 2018 年 12 月 25 日：
＜抗議声明＞「安倍政権の辺野古へ海への土砂投入強行を糾弾する！」の発表と内閣府への送付。
⑦ 2019 年 1 月 26 日：
JEC 一般公開セミナー（「公害の原点から考える SDGs」）（於・金沢）の開催。
⑧ 2019 年 2 月 20 日：
＜緊急共同声明＞「辺野古新基地建設の賛否を問う 2・24 県民投票・沖縄の真の民意が示されることを期待する！」の発表と記者会見、内閣府への直接申入れ。
⑨ 2019 年 2 月 23 日～ 25 日：
「第 3 回環境被害に関する国際フォーラム」（於・熊本）
⑩ 2019 年 3 月 2 日～ 3 日：
「第 35 回日本環境会議 40 周年記念神戸大会」の開催。

なお、上記の取組み等については、適宜、JEC の準機関である『環境と公害』誌（岩波書店刊）において掲載していますので、ご参照いただければ幸いです。

最後に、JEC は、今年（2019 年）、「発足 40 周年」という大きな節目を迎えています。この節目を機に、ぜひとも、600 名以上の JEC 会員を実現していきたいと考えております。皆様の周りにおられる関係者に JEC 入会を積極的にお勧めいただければ幸いです。JEC 入会の申し込みは、JEC の HP（http://www.einap.org/jec/）から行っていただくよう、お願いします。

今後も引き続き、JEC の諸活動に対する皆さまからの多大なご協力・ご支援を切にお願い申し上げる次第です。

道路住民運動全国連絡会報告

～旧来型大型公共事業からの転換を～

道路住民運動全国連絡会（道路全国連）
事務局長　　橋　本　良　仁

1　大規模公共事業を拡大し社会保障を削減

2019年度予算案：国際競争力強化、オリンピック、国土強靭化を口実に予算増額、増額は7年連続である。

・国土交通省の公共事業関係費、6兆9099億円（2018年当初予算比9310億円増）
・「効率的物流ネットワークの強化」東京外環道など三大都市圏環状道路整備、（3699億円、2018年当初予算比10%増）
・都市の国際競争力強化（108億円、9%増）
・国際コンテナ港湾などの機能強化（874億円、3%増）
・首都圏空港の機能強化（155億円、1%増）
・整備新幹線（792億円、5%増）

1987年閣議決定した四全総で計画された全国14000キロメートルの高規格自動車専用道路網の整備は計画路線はすべてを推進する。

“二階道路”と揶揄される紀伊半島一周道路、〝安倍道路”と言われる山陰自動車道、〝石破道路”の山陰近畿自動車道、下関北九州道路（関門海峡道路）などは進める。東京湾横断道路をさらに1本つくる計画も浮上している。無駄な道路として2008年に一旦止めた建設計画はゾンビのごとくよみがっている。

道路を含めた社会資本の多くは建設後30年を経過し老朽化している。国交省自身、今後50年間に必要な維持・管理・更新費は250兆円（年5兆円）が見込まれるとしている。新たな道路を建設する財政的余裕はまったくない。

2　防災・災害対策費は大幅増

近年、異常気象による巨大台風や地震、津波、火山噴火など自然災害が多発している。災害復旧や防災対策は、遅ればせながら大幅な増加となった。

2019年度の水害対策（6039億円、52%増）
土砂災害対策（1281億円、67%増）
地震対策（2521億円、46%増）

3　無視する沿線住民との合意形成

住民との合意形成や説明責任を果たすことを目的に、PI（パブリックインボルブメント）やPC（パブリックコメント）が導入された。また環境アセスメントの実施前に住民意見を取り入れるとして計画段階評価も導入した。しかし、中部横断自動車道で見られるように計画段階評価は形式だけで、住民の意見は聞きおくだけで、一貫して「先に道路建設あり」の姿勢は変わらない。

一旦決めた計画の変更や休止、中止はまったくない。

4　公害調停や裁判を提起

強行される道路建設に対し、全国の道路住民運動団体は国交省道路局、地方整備局、国道事務所や自治体、道路株式会社などを相手に、要請や交渉を行っている。また、公害調停や訴訟を提起する団体が増加し、東京都内の都市計画道路では、12団体が裁判で闘っている。

5　公害被害者との連帯

大気汚染公害被害者は未救済患者の医療費助成制度を求めて運動を進めているが、道路全国連はこの運動に共同の活動を行っている。また、福島原発事故の被害者は全国20か所以上で裁判を起こし、原告数は1万人を越える。アスベスト被害者も国や事業主の責任と賠償を求めて訴訟を行っている。道路全国連はこれらの公害被害者団体と連帯し、全国公害総行動実行委員

会に結集して共同の運動を進める。

6　公共事業改革市民会議や公共事業チェック議員の会との共同

道路全国連は公共事業改革市民会議とともに、チェック議員の会との共同・協力を強めている。全国のダム、道路、湿地・干潟、スーパー堤防、沖縄の米軍基地、リニア中央新幹線と闘っている仲間と連帯して闘う。

7　旧来型公共事業からの転換を

7000万人のスーパーメガリージョンを形成するというリニア中央新幹線、4つの国際空港、2つの国際戦略港湾、高速道路ネットワークの整備を進めるとしている。

誰のための公共（?）事業なのか？　潤うのは旧来型の経済界と建設業界だけで古い経済界の救済プロジェクトにほかならない。

旧来型の大規模公共事業から再生可能エネルギーなどといった地産地消、小規模分散ネットワーク型社会を実現する持続可能な社会の実現や社会福祉型公共事業への転換が求められる。

第44回集会アピール

道路住民運動全国連絡会 第44 回全国交流集会は、東京都国分寺市の東京経済大学で開催され、36団体、128人が参加した。

東京では、大深度法が初めて本格適用された巨大な外環道工事により、地表が異常事態となっている。地下40mの工事現場で使用された気泡が、致死レベルの酸素欠乏ガスとなって地上の川面に噴出。更に地下水も地上に噴出した。しかし住民への説明会開催がないまま、工事が続行されている。

地上部に影響を与えないことを大前提に成立した大深度法であるが、脆くもその大前提が崩れ去っている。このことは、東京外環道訴訟の大きな争点となるとともに、リニア新幹線事業、大阪淀川左岸延伸部など、大深度法が適用される事業に警鐘を鳴らすものでもある。

都市計画道路では、東京都が見直しの姿勢を見せることなく、半世紀以上前の計画実現を地元住民の意向を無視して強行しており、また、災害対応を口実に特定整備路線を強引に進めている。いずれも、自然環境やまち壊しである。当然、各地で反対運動が巻き起こり、都内で12の道路裁判が争われている。

計画段階の事業評価及び事業再評価などの制度は、全く機能していない。

このように、全国の道路計画・道路事業は「人間が主人公のまちづくり」とはほど遠い状況にある。人口減少、高齢化社会を迎え、不要・不急の道路政策は見直されなければならず、真の住民参加の実現が求められる。

年間5兆円が必要である老朽化したインフラの補修維持費は、18年度当初予算で5440億円と、必要額の1割にとどまっている。また、東日本大震災からの復興、とりわけ福島原発事故の被災者への支援打ち切り、暴力的な辺野古基地建設など、民意を無視した政策が続いている。一方、5兆円を超えた防衛費は。次々に高額兵器を米国の言い値で買い上げることにより、後年度負担を含め、既にGDP 1%という枠を超えるとの指摘がある。財政を破綻に導くアベノミクスと併せ、早急に是正が必要な状況である。

2019年は統一地方選挙、そして参議院議員選挙の年である。改憲を見据える安倍政権の暴走を止めるとともに、不要・不急の道路建設を止め、弱者に目を向けた、だれもが住みやすいまちづくり、国造りを実現していかなければならない。私たちはこの問題に、自公政権に異議を唱えて立ち上がっている多くの市民運動との連携を強めながら、全力を挙げて取り組んでいくことをここに宣言する。

2018年11月18日
道路住民運動全国連絡会第44回全国交流集会

＜JNEP 活動報告＞
ストップ温暖化！原発・石炭から再エネ100％の時代へ

公害・地球環境問題懇談会（JNEP）
事務局次長　清　水　　瀞

1　はじめに

公害・地球懇は昨年5月12日に「2018年総会」を開き、“究極の公害”である地球温暖化（気候変動）問題を最重要テーマと位置づける総会方針を討議。年々被害が拡大し深刻化しているなかでストップ温暖化！「パリ協定」実行のパネル討論（報告：早川光俊弁護士・明日香壽川・歌川学さん）をおこないました。7月7日には「環境公害セミナー」（講演：桃井貴子さん、特別報告：笹山弁護士）、7月28～30日には第4回「原発と人権」交流集会（実行委員長：牛山積先生）＆第7回フクシマ現地調査に取り組み、温暖化被害と福島原発事故被害、「犠牲のシステム」と「力のある正義」について学びました。

その後、◇8月18日に第1回幹事会、◇11月10日に第2回幹事会、◇2月16日に第3回幹事会を開き、ストップ温暖化！の課題を具体化し活動をすすめてきました。

そしていま、5月11日に開催する「2019年総会」までの3ヶ月間、ストップ温暖化！と第44回公害総行動（6月5～6日）の成功を結ぶプレ行動・プレ企画の取り組みをすすめています。

■　第一は、大気汚染公害の「医療費救済制度創設」を実現する新たな運動です。

2月18日に公害調停申立てをおこない、国（環境省）・自動車メーカー（トヨタ等）に対する行動が開始されました。2・18トヨタ東京本社前行動を第一弾に、ひき続き4・23に第二弾、6・6公害総行動「まとめ行動」がトヨタ東京本社前と決まりました。

制度創設のカギは財源問題です。徹底したトヨタ攻めをおこない財源負担の決断を迫る“短期決戦”の運動が展開されます。公害調停団を支え共に活動します。

■　第二は、原発被害者かながわ訴訟判決が2月20日に言い渡され、国・東電の責任を断罪しました。ひき続き3月14日に千葉（二陣）訴訟、3月26日に愛媛訴訟の連続判決が下されます。

この三つの判決報告「院内集会」（原訴連・全弁連・全国支援ネット主催）が3月28日に開催されます。原発被害者訴訟支援「東京・首都圏連絡会」と共に取り組みます。

■　第三は、3月30日に開催される公害弁連総会「シンポジウム」です。

「責任逃れを続ける国に責任をとらせるために―いかにして国を追い詰めるのか」のテーマは、ミナマタ・フクシマ・有明海・アスベストに共通する「犠牲のシステム」とのたたかいであり、ヒロシマ・ナガサキ・沖縄につながる国民的課題でもあります。

まさに公害総行動の根幹に関わるテーマと考えます。公害・地球懇の会員団体・個人への参加よびかけはもちろん多くの市民活動の関係者にも働きかけ、積極的に取り組みます。

2　ストップ温暖化！「パリ協定」実行段階へ

⑴　何としても1.5℃未満に抑える
―COP24で決まったルールは？

①　人類生存の未来がかかるストップ温暖化！そのための「パリ協定」が2020年から実行段階に入ります。21世紀後半には「化石燃料ゼロ・再エネ100%」という長期戦略にもとづきCO_2大幅削減・脱炭素社会への転換が求められています。

②　昨年10月にIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）総会が「1.5℃特別レポート」を提出。「気温上昇を1.5℃未満に抑えなければ異

常気象（豪雨・台風・熱波・寒波など）による災害がますます深刻化する」という厳しい“科学的な警告”。

③　12月にはCOP24がポーランドで開催され、「パリ協定」実行のルールを決定。
「CO_2削減目標（2030年まで）の大幅上積み」の検討・提出を2020年までに各国に義務づけました。◇気候変動をひき起こした先進国と発展途上国の“差違ある責任”（発展途上国に対する支援）◇「1.5℃特別報告とCOP決定」などは継続的に協議。COP25に引き継がれた検討課題も多くありますが、まずは「削減目標の再検討」が必要です。

⑵　「原発も石炭もダメ」再エネへの転換が急務！

①　安倍政権は「原発・石炭をベースロード電源とする第5次エネルギー基本計画」を閣議決定。原発・石炭火発の輸出と国内の原発再稼動・石炭火発大増設を推進しています。
原発・石炭依存に固執する安倍政権のエネルギー政策は、再エネ優先への転換が急速にすすむ世界経済の流れから大きく立ち遅れ、その矛盾に直面しています。
原発輸出・石炭火発建設計画「中止」が千葉県市原・蘇我・袖ヶ浦と相次ぐなかで、産業界内部からも批判が起き、マスコミの主張や世論に変化が見えています。

②　こうした激しい“せめぎ合い”のなかで、◇原発ゼロを求める市民のねばり強い諸行動◇「原発ゼロ基本法案」制定を求める運動と共に、◇エネルギーと食糧の“地域自給率の向上”（地産地消の普及）◇再エネの“地域分散型事業”の普及など地域から根本的な転換をすすめる着実な取り組みが前進しています。

⑶　「出前講座」（学習のつどい）の継続的な取り組みと未来を担う子ども・若者世代の「学びの重視」

①　ストップ温暖化！原発ゼロをめざす「茨城・牛久出前講座」（昨年11月2日）に続く「東京・東部学習のつどい」（3月16日開催）が第44回公害総行動プレ企画として準備がすすんでいます。統一地方選後・参院選前の5～6月の時期に◇IPCC京都総会（5月）◇公害総行動・G20大阪会議（6月）と結び、さらには参院選後の8～10月の時期には、◇国連温暖化サミット（9月）と結び、出前講座・学習のつどいの継続的な取り組みをすすめます。具体的には公害弁連・公害総行動実行委員会の賛同・協力を得て、企画の検討と必要な準備をすすめます。

②「温暖化は子どもたちの未来を決める重大な問題」との認識から学校教育や教育研究集会等の場では“どう学ばれているのか？”を知るために関係者（全教・全国私教連・私学校長ら）と懇談の機会をもち貴重な接点が生まれ、今後の取り組みの検討が始まりました。

⑷　政治を変える！「市民と野党の共闘」の一翼を担う

①　市民の草の根運動を広げ政治を変えるために、その土台となる学習運動（出前講座・学習のつどい）をすすめます。同時に、各団体・市民相互の連携を強め、「市民と野党の共闘」に取り組むことがますます重要となっており、その一翼を担います。

②　CASA・気候ネット・FoEJapan及びeシフト・CANJapan等の市民運動の諸団体・グループとの“緊密な関係”を深め、◇「エネルギー基本法」見直しを求める署名運動・緊急院内集会開催（昨年5月23日）◇eシフトの定例会合⇒「第5次エネルギー基本計画」のファクト・テェック（真偽検証）◇COP24報告集会などに参加。
ストップ温暖化！エネルギー政策転換の一致点での協力・共同の取り組みをすすめます。

③　いま世界各地で「地球の代わりはない。いま行動しなければ世界は行き詰まる」と高校・大学生たちが政治家に“真剣な温暖化対策”を求めるデモ・国会前行動に立ち上がっています。未来の世代に“温暖化の犠牲・ツケを回す”ことは許されません。大人の責任を果たすために、子どもたちと一緒にストップ温暖化！を考えるために、“分かり易い（基礎的学習）パワーポイント”の制作を検討します。

3　第44回公害総行動(6月5～6日)の成功を！

⑴　フクシマを忘れない！
―「原発問題共同声明」のよびかけ

①　この3月11日の「福島原発事故から8年」にあたって、フクシマを忘れない！

国・東電の責任を問う！メモリアルアクションが連続的に取り組まれます。

◇3月9日に原発をなくす全国連絡会主催（上野公園）の集会◇3月10日に首都圏反原発連合主催（国会前）の行動／東海第二原発首都圏連絡会の東電・日本原電包囲行動◇3月21日にさらば原発アクション主催（代々木公園）の集会に連帯して取り組みます。

②　安倍政権は福島復興加速化方針の閣議決定をおこない、「2020復興オリンピック」にむけて被害者切捨ての“帰還強要策”⇒理不尽な補償・住宅提供打切りに突っ走っています。こうした“目論見を許さない”ためにの「原発問題共同声明」のよびかけ（「原発と人権」ネットワーク／日本環境会議が発起人）がおこなわれ準備がすすんでいます。

「原発と人権」ネットワークの構成団体である公害・地球懇は公害弁連・公害総行動実行委員会など関係諸団体と相談し、共に取り組みます。

⑵　「二つの交渉」準備
―3月29日に合同責任者会議開く

①　第44回公害総行動では、◇原発被害の完全賠償・原状回復を要求する「東電・政府交渉」◇温暖化対策、原発・エネルギー政策に関する「政府・経団連・電事連交渉」―この「二つの交渉」の◇要求の検討◇交渉責任体制の確立など必要な準備に協力します。

②　3月29日（16：00～スモン公害センター）二つ交渉責任者の合同会議を開催。

■ 東電・政府交渉（6月5日午後）
担当事務局：菅家（完全賠償させる会）
◇責任者グループ
中島（生業）早川（避難者）伊東（いわき市民）今野（津島）鴨下（東京）

■ 政府・経団連・電事連交渉（6月6日午前）
担当事務局：清水（JNEP）
◇内閣官房
長尾（JNEP･全労連）早川弁護士（公害弁連）
◇環境省・原子力規制庁
橋本（JNEP）鈴木弁護士（公害弁連）
◇経済産業省
吉川（東京・首都圏連絡会）牧（JNEP・新婦人）
◇文部科学省
昼間（公害総行動・川崎公害）（全教に協力要請）
◇外務省
長谷川（JNEP）河村（JNEP）
◇日本経団連
菊池弁護士（公害弁連）鶴見弁護士（公害弁連）
◇電事連
南雲弁護士（公害弁連）（eシフトに協力要請）

⑶　6月6日は“トリプル行動”（東電～トヨタ～東京高裁）

新横田基地公害訴訟の控訴審判決が6月6日と決まり、①原発の東電前抗議行動②大気汚染のトヨタ東京本社前「まとめ行動」③新横田の東京高裁前判決行動と“トリプル行動”

⑷　東京・首都圏連絡会の活動に協力

福島原発事故をめぐる裁判闘争は「被害者訴訟」を軸に「差止訴訟」「刑事事件」の三つが裁判が連携しながらすすみ、東京高裁・仙台高裁・大阪高裁の控訴審段階で国・東電の「重大な過失責任」を明確化し、ふるさと喪失の賠償水準を勝ちとる課題に「原・弁・支三位一体」の運動を強めています。支える「東京・首都圏連絡会」の活動に協力します。

⑸　第8回フクシマ現地調査と「原発と人権」交流集会の準備

①　公害は、少数（大企業）の利益のために多数を犠牲にすることで起きた社会問題。

その根っこにある「犠牲のシステム」（経済・政治の構造）とのたたかいが公害裁判であり、ミナマタとフクシマを結ぶ運動はその原動力と

なるものと考えます。

② 第8回フクシマ現地調査は今秋、第5回「原発と人権」交流集会は来春実施の方向で検討されています。ひき続き実行委員会を支え活動します。

4 歴史的な節目の2020年にむけて

⑴ 「地球・共生・未来」への歴史的な転換を

いよいよ2020年は歴史的な「パリ協定」の実行段階に入ります。COP15・COP21に代表派遣した公害・地球懇は“地球・共生・未来”（篆刻文字の日本手拭）をアピールしました。「2020年の安倍9条改憲」「2020復興オリンピック」に狂奔し、ストップ温暖化！に背をむけている安倍政権と対峙し、政治の転換をめざします。

⑵ 新たな半世紀の公害・環境運動へスタート

公害弁連結成（1972年）によって1974年にスタートした公害総行動は45回目、1990年結成の公害・地球懇は30年という公害・環境運動の節目をむかえます。

この半世紀に及ぶ貴重な経験をふまえ、新たな半世紀へ踏み出すことが強く求められます。

全国基地爆音訴訟原告団連絡会議の活動

全国基地爆音訴訟原告団連絡会議　事務局長（第９次横田基地公害訴訟原告団）
福　本　道　夫

１　はじめに

2008年12月に「全国基地爆音訴訟原告団連絡会議」（全国基地連）を結成して、10年が経過した。この間、（初めての裁判となる岩国、新田原を除いて）各地の基地爆音訴訟団は、高裁や最高裁で判決が確定した後に新たな訴訟を立ち上げ、裁判を中心とした運動の中で様々な成果をあげてきた。

現在、全国７基地で８つの訴訟・約３万８千人の原告が全国基地連に結集し、軍事基地被害根絶のために様々な運動に取り組んでいる。

２　軍事基地をめぐる情勢・動き

我が国の軍事基地の現状は、総じていえば、機能強化や拡大の一途をたどっている。そのため、軍用機による爆音被害や墜落の危険が増大している。

沖縄県では、辺野古新基地建設の是非を問う県民投票で反対の民意が示されたにもかかわらず、政府は工事強行を逡巡する気配も見せていない。

沖縄で基地訴訟を続ける２つの原告団は、沖縄の諸問題に対する活動にも取り組みながら、基地ゲート前での反対行動、県知事選支援（2018年９月）、県民投票推進（2019年２月）などの取り組みを行ってきた。

普天間基地は、運用停止期限の目安2019年２月18日を過ぎたにも関わらず、返還のめどは全くたっていない。政府が普天間の代替基地として進める辺野古新基地建設は、今後建設費用や工事の変更が見込まれ、完成がいつになるのかは見通せない。いずれにせよ沖縄にだけ負担を負わせる政策は間違いであることは明確だ。

嘉手納基地では、相変わらず外来機の飛行が減らない。例えば、2018年３月14日の記録では、外来機F/A−18とF−35Bの合計18機らによる爆音が348回を数えた。また、嘉手納基地所属機F−15の墜落事故（2018年６月）や基地内でのヘリの衝突事故（同年10月）などが起きており、常駐機だけでない県外からの外来機による事故も相次いでいる。

宮崎県・新田原基地は、空自戦闘機操縦士の教育訓練を主たる目的とした基地であるが、2018年10月に防衛省から「米軍弾薬庫などを設置する」という通知がなされたように（内容は、米軍専用の弾薬庫、燃料タンク、駐機場、庁舎、倉庫を整備し、誘導路の改修）、過去に日米共同訓練を何回か行ってきた実績をさらに進め、日米共同使用のできる基地づくりが画策されている。

山口県・岩国基地では、2018年３月に厚木基地からの艦載機部隊の移駐が完了した。これによって、岩国基地に駐留する機体は約120機となり、嘉手納基地と肩を並べ、極東最大級の米軍航空拠点となった。一方、2018年11月には岩国基地所属のF/A−18が空母から発艦したのちに沖縄本島南で墜落し（搭乗員２名は救助）、2018年12月には岩国基地所属のF/A−18とKC−130空中給油機が四国沖で接触～墜落事故が起きている。後者の事故は、５名が行方不明（その後死亡と認定）、１名が死亡の大事故だった。

石川県・小松基地では、2016年６月に宮崎県・新田原基地所属のF15戦闘機10機と要員約170名の移転がなされて以降、被害が拡大された状態が続いている。

神奈川県・厚木基地では、2018年３月に米空母艦載機の岩国基地移駐が完了したのち、艦載機の姿はいったん見られなくなったものの、2019年１月には艦載機が飛来し訓練を行い、「岩国も厚木も自由に使用する」との基地運用拡大の動きを見せた。一方、常駐する自衛隊機が訓練を増加させたことで、飛行回数は米軍機移駐前と変わらない状況だ。また、自衛隊機は住宅密集地上空を低空で旋回したのちに離着陸を繰り返す飛行を頻繁に行い、周辺住民の墜落事故等への不安が高まっている。

東京都・横田基地では、2018年４月４日にCV−22オスプレイ５機の配備が発表され、翌日には横浜ノースドックに陸揚げされた５機が横田基地に初飛来した。

その後5月末に飛来した後、3度目の飛来6月23日からはずっと居座っている。CV−22は特殊作戦という任務に合わせた夜間飛行、離着陸、ホバリング、ホイスト、夜間暗視といった訓練を続けている。なお、その後、2024年までにさらに5機を追加配備すること、10月1日付で「正式配備」とすることなどが発表された。

また、オスプレイ以外の基地運用の動きは、パラシュートを使用しての訓練の恒常化、戦闘機の大量集結などがあり、今までの輸送中継基地という性格は変容している。また、この1年間のうちに行われた物資投下訓練や人員降下訓練で事故が多発しており、大事故につながることが懸念されている。

3　全国の裁判をめぐる情勢と主な争点

全国の爆音訴訟は、この1年間で大きく動いた。岩国基地訴訟、普天間基地訴訟、嘉手納基地訴訟、第2次新横田基地訴訟の4訴訟が高裁で結審を迎え、2019年内に判決を迎える。第9次横田基地訴訟は昨年11月の地裁判決を受け、高裁に控訴している。小松基地訴訟は6月に地裁結審を迎え、第五次厚木基地訴訟と新田原基地訴訟は地裁の審理を進めているところだ。

2019年の高裁判決の予定は、4/16普天間基地訴訟、6/6第2次新横田基地訴訟、9/11嘉手納基地訴訟、10/25岩国基地訴訟と続いている。

従来の裁判結果は、総じて過去分損害賠償は認容、将来分損害賠償と飛行差し止めは認めないというものだが、被害内容の認定や賠償額で各訴訟判決に差が出ている。各弁護団や各原告団が協力し合う中で、より被害者の目線に合わせた判決を目指したい。

4　政府への要請行動

全国基地連としての政府交渉は、関係省に対し基地被害の解消を目的とした要求をまとめ・交渉することであるが、過去の政府側の対応がおざなりであることから、いかに実のある交渉にしていくかが課題となり続けている。

2018年6月には外務・防衛・環境・国交の各省との交渉を行った。国側の対応には、相変わらず住民との隔たりを埋めようという努力が見られず、従来の申し入れ・交渉の積み重ねを感じさせないものであった。なお、2019年3月に、この交渉の積み残し事項について交渉を行う予定である。

5　まとめ

私たちは、40年に及び基地被害と向き合ってきた住民運動の歴史を踏まえつつ、各原告団の経験を全国の経験として共有することで、各原告団の弱点をカバーし合いながら、強大な相手（国や米軍）と対峙している。

今後は、全国の米軍機・自衛隊機飛行訓練エリアの被害住民との連携や、基地問題に取り組んでいる諸団体との交流を深め、基地爆音訴訟原告団の枠を超えた全国レベルでのたたかいに拡げていくことを課題として、運動を進めていきたい。

景観と住環境を考える全国ネットワーク　2018年度活動報告

景観と住環境を考える全国ネットワーク　代表
弁護士　　日　置　雅　晴

1　ネットワークの設立からの活動

「景観と住環境を考える全国ネットワーク」（景住ネット）は2008年7月19日に発足し、主な活動目的は、建築紛争や都市法制度に関連して1、紛争の情報交換と相互援助、2、紛争の元となっている制度を知り、変えることです。

具体的な活動として1、は、全国で情報交換、勉強会を目的とした集会を開催。また、インターネットを使って会員の参加するメーリングリストでの意見交換を行っており年間3500件以上の情報を交換している。2、については、2018年度は、以下に述べるような多彩な集会や勉強会等を開催してきた。（詳細な活動内容についてはHP http://machi-kaeru.com/ をご覧ください）

2月22日　神楽坂サロン
所有者不明土地や空き家問題に対する現場からの提言
3月24日　神楽坂サロン
都市における緑の恩恵と維持管理のあり方
3月29日
奥田さんの無罪判決とまちづくりを考える
4月6日　神楽坂サロン
京都景観政策の現在　京都ツアー
4月20日　神楽坂サロン
人ではなぜ建築紛争が起きるのか
4月21日
三島・源兵衛川を活かしたまち作りのこれから
8月25日
三島駅南口東街区再開発事業を考える
11月25日
市民が取り戻した三島源兵衛川の魅力と超高層再開発問題
2019年1月26日
景住ネット10周年記念シンポジウム

2　2018年度の特徴的な活動

①　2016年に名古屋で発生したマンション反対運動を行っていた住民が逮捕された事件（奥田事件）では名古屋地裁で3月28日無罪判決が獲得された。事案は名古屋の白龍で現場で抗議をしていた市民と作業員のトラブルが、市民の逮捕拘留・起訴へと発展、警察の事業者寄りの姿勢が目立った。刑事裁判の中で、現場監督の被害状況に疑義があることなどが客観的な映像などから明確になり無罪となった。

②　個別のマンション紛争は減少気味であるが、再開発がらみの巨大開発事案の強引な進行に関する相談は増えている。

③　景住ネットは創立から10年を迎えたが、創立当時と比べると反対運動を行う住民は減少し、会員も高齢化が目立っている。単なる反対運動からまち作りやコミュニティの再生に関わる活動にも範囲を広げ、社会の変化に適応したまち作りのあり方を模索する必要性が高まり、10周年記念のシンポジウムなどでも各地でまち作りに関わる人の話を中心とした意見交換や議論を行った。

④　この間新規会員が減り、特に若い会員獲得が難しく、活動を支えてきたメンバーの高齢化が進んだこともあり、状況の変化をふまえた新しい活動スタイルを模索中である。

環境アセス法の動向

弁護士　藤　原　猛　爾

1　2018年3月末現在のアセス法の実施状況

環境省資料によると、2018年3月末現在で手続実施例の合計は497例、この内手続係属中の事業は、道路10例、河川3例、鉄道1例、飛行場1例、発電所185例、処分場1例、埋立・干拓4例、面整備1例で合計206例であり、2017年度中に手続きを完了した事業は236例、手続中止が55例となっている。

手続実施例のなかで発電所が185例と多いが、大半は風力発電所の事例である。

2　発電所については、引き続き大規模な火力（石炭・天然ガス）発電所設置計画・建設が進行していることに注目しなければならない。

最近の大規模発電所設置計画のうち、北海道・名寄天然ガス発電所（31.5万kw）、室蘭製鉄所中央発電所リプレース（12.5万kw）、宮城県・石巻雲雀野発電所（14.9万kw）、袖ヶ浦石炭火力発電所（200万kw）、姉崎天然ガス火力発電所（195万kw）、蘇我石炭火力発電所（117万kw）、神奈川県・横須賀石炭火力発電所（130万kw）、愛媛県・西条石炭発電所（75万kw）、大阪府・夢州天然ガス発電所（300万～1000万kw）、山口県・西の沖山石炭発電所（120万kw）の計画）については、現在もアセス手続係属中である。

他方、千葉県内の五井天然ガス発電所（234万kw）、静岡県・清水天然ガス発電所（170万kw）、兵庫県内の神戸製鉄所石炭火力発電所（130万kw）、高砂石炭火力発電所（120万kw）、広島県・福山共同発電所（23万kw）、島根県・三隅発電所（100万kw）、山口県・西の沖山石炭発電所（120万 kw）、福岡県・ひびき天然ガス発電所（164万kw）については現在までにアセス手続が完了し、発電所設置事業の着手段階に入っており、計画通りに火力発電所が設置されることによる大気汚染防止や地球温暖化対策等への悪影響が避けられない状況にある。

3　大規模火力発電所である発電所については、天然ガス、石炭火力を問わず手続の配慮書、方法書、準備書の各段階で環境大臣が意見書を提出する例が多い。これまで実施された各発電所建設計画に関するアセス手続における環境大臣意見の趣旨・骨子は以下のようなものであった。

①　わが国は、パリ協定に基づき2030年度に2013年度比26.0％減（2005年度比25.4％減）の温室効果ガス削減目標を掲げている（平成28年5月13日閣議決定）。また、長期的目標として2050年度までに80％の温室効果ガスの排出削減を目指して戦略的に取り組むことが必要である。

②　発電事業が、国の目標・計画と整合を図るためには、電力業界全体でCO_2排出削減に取り組む実効性のある枠組みが必要である。平成27年7月17日に電気事業分野の『自主的枠組みの概要』が公表されたが、現時点では、公表された自主的枠組みには課題がある。

③　2015年に決定された温暖化対策では、2030年度の電力由来CO_2排出量は全体で3.6億トン、石炭火力発電所から排出されるCO_2量は2.2～2.3億トンと推計されるが2015年度の石炭火力発電のCO_2排出量実績は2.68億トンで、すでに上記排出量推計値を上回っている。

④　他方、平成29年10月現在、約1850万kwの石炭火力発電所の新設・増築計画があり、このままだと2030年度の石炭火力発電所からのCO_2排出量は約3億トンと推計され同年の温室効果ガス削減目標を超過する可能性がある。

⑤　その他大気環境、水環境、廃棄物等に対する適正の環境保全措置を講じること。

以上の状況にあって、環境大臣は、温暖化対策の

観点から発電所設置計画に対してかなり厳しい姿勢で臨んでいるが、事業者は発電所設置を進めている。また、建設予定地の住民らは、温暖化対策の観点に限らず、地域の全般的な環境保全を確保する観点から、現在進められている環境影響手続に参加し、アセス手続を監視するとともにより良い環境の保全の実現に向けた意見提出を重ねてきているが、事業者は部分的な事業内容の変更で対応しようとしているに過ぎない。

4　さらに、昨年度総会報告でも指摘したが、アセス法手続を潜脱しようとする中小規模の石炭発電所の新設・増設計画が増加しているが、いまなおアセス潜脱に向けた制度見直しは実現していない。

5　現在、各地で各種の公共事業等をめぐってアセス法（アセス条例）違反が争訟上の争点となっている。

ところが、アセス法は、実体的な環境保全目標や基準を定めるものではなく、事業者実施者による自主的環境配慮のための手続法であるとして運用されている。このため実際の訴訟では、アセス手続を実施したか、手続が適正であったかについてはアセス法が裁判規範とされるが、当該事業計画が予定する環境配慮措置の有効性、環境保全の実行性確保等については、実体環境法の規制要件、開発根拠法が定める認認可要件の解釈、適用に委ねられている。しかも、環境保全及びその実行性確保に向けられた実体的規制要件（基準）は不十分な状況にある。

6　このようなアセス法、実体環境法の限界については、各地の争訟案件で明らかになりつつある環境関連項目に関する事実の存否、アセス手続違法の手口・実態が明らかにされつつある。この状況にあって、最近、上記の神戸製鉄所石炭火力発電所（130万kw）の設置に関する２つの訴訟が提起された。

１つは、発電所設置者等に対する①発電所建設差し止め、②発電所稼働差し止め、③発電指示の差し止め等を求めた民事訴訟である（神戸地裁、2018年9月14日提訴）。

２つは、上記訴訟に関連して、経済産業大臣に対して、A：電気事業法に基づく「神戸製鉄所火力発電所に係る環境影響評価書の変更をする必要がないと認める旨の通知」（電気事業法第46条の17第2項）の取消、B：電気事業法第39条第1項に基づく主務省令に火力発電所からの二酸化炭素の排出規制に係る（パリ協定に整合する）規定を定めないことの違法確認を求める行政訴訟である（大阪地裁、2018年11月19日提訴）。

上記の差し止め訴訟では、原告等の被侵害利益、アセス手続の違法事由等が問題となり、行政訴訟では、原告適格、経済産業大臣による電気事業法に基づく「通知」の処分性、国による条約・批准に基づく二酸化炭素等の規制措置（基準）の設定義務の存否が争点となるであろうが、その内容と課題の詳細は、当該訴訟の弁護団からの総会特別報告に譲る。

【四】2018年度　組　織　活　動

1　活動の概要

⑴　原発を基調に据えた第47回総会とシンポジウム

2018（平成30）年4月8日、第47回総会は、シンポジウム「福島原発事故被害賠償訴訟の現段階と課題～7判決をどう読み解くか～」との演題で、約150名の参加を得て実施した（四谷プラザエフ7階カトレア）。

鈴木堯博代表委員

開会挨拶では、鈴木堯博公害弁連代表委員から、2017年3月17日の前橋地裁判決、9月の千葉判決、10月の福島地裁生業判決、2018年2月の小高に生きる東京地裁判決、そして、3月15日京都判決、同月16日首都圏訴訟判決、さらに、同月22日の福島地裁いわき支部のいわき避難者訴訟判決が紹介され、国の責任論がほぼ固まったこと、及び、いわゆる中間指針が不十分であることが明らかにされたが被害の認定が不十分との評価がなされ、これを分析して、今後のたたかいのために活かすために、本シンポが開催されるという位置　鈴木堯博代表委員づけが語られた。

なお、鈴木堯博代表委員は、本年度総会において代表委員から顧問に就任した。

その後、小高に生きる！原発被害弁護団の大木弁護士が平成30年2月7日東京地裁判決の報告を行った。

大木弁護士（小高）

同判決が、「従前属していた本件包括生活基盤において継続的かつ安定的に生活する利益（本件包括生活基盤）」を被侵害利益とする判決であり、これは憲法13条に根拠を有する人格的利益であると認定されたこと、損害論については、いわゆる赤い本に基づき損害額が算定され、一律に330万円の慰謝料が認容されたこと、及び、原告らのほとんどが同年2月20日付けで控訴したことが報告された。

田辺保雄弁護士（京都）

続いて、平成30年3月15日京都地裁判決について、174名中110名につき請求が認容されたこと、一方で、判決は、いわゆるLNTモデル（統計的に検証できない低線量の被曝につき、線量とがんや白血病などの発生確率は比例すると考える「直線しきい値無しモデル」）が科学的に実証されていないとの理由で年間1msv以上の避難の相当性を否定したこと、平成24年4月までに実施された避難につき2年に限定した点を田辺保雄弁護士が報告した。

次に、平成30年3月16日東京地裁判決につき、首都圏弁護団の中川素充共同代表が①責任論については津波の予見可能性について2002年「長期評価」をもとに2002年中には今回と同様の津波の予見義務があるとしたこと、また、京都地裁では否定された「LNTモデル」が避難行動の合理性の根拠の一つとされたこと、さらに、毎回の原告意見陳述の成果として、判決では意識的に「自主（的）避難」の文字が使用されていないことが報告された。

中川素充公害弁連幹事

米倉勉公害弁連幹事

続いて、平成30年3月22日福島地裁いわき支部におけるいわき避難者訴訟から米倉勉弁護士が、損害に関する事実認定は全面的に原告らの主張を肯定しながら、判決では「被侵害利益が論じられていない」「帰還の有無と時期を論じていない」「ふるさと喪失慰謝料と避難慰謝料を別々に評価せずに、包括的・総合的に算定したために、中間指針に対する裁判所の評価が分かりにくくなっていること」や、避難指示（国による帰還政策）にリンクしている点に批判が加えられた。

この4判決報告のあと、これまでの7判決（前橋、千葉、福島地裁、小高、京都、首都圏、福島地裁いわき支部）の損害論について、吉村良一立命館大学教授から講演があった。

講演する吉村良一教授

吉村教授によれば、概ね以下のような分析であった。

① 前橋地裁（平成29年3月17日）は、中間指針を最低限のものと捉えず、被侵害利益を「自己決定権を中核とするもの」としたため、通常の自己決定権侵害の場合の慰謝料相場から抜け出せずに慰謝料額が低額化した。

② 千葉地裁（平成29年9月22日）は、「中間指針が最低限のもの」と捉え、かつ、被侵害利益を「生活の本拠及びその周辺の地域コミュニティにおける日常生活の中で人格を発展、形成しつつ平穏な生活を送る利益」とした結果、事実上、ふるさと喪失慰謝料を肯定する結果となったと思われる。

③ 生業判決（平成29年10月10日）は、原発被害をいわゆる従来の公害被害と同視しているが、原発被害特有の被害を捉えきれていないのではないか、あるいは、同判決がいわゆる「不安」を中核とする被害の捉え方に止まっているのではないかと分析する。

④ 小高判決（平成30年2月7日）は、被侵害利益を、憲法13条に根拠を持つ「包括生活基盤に関する利益」とした上で、いわゆるハンセン病国家賠償熊本地裁判決を引用して、原告らが主張する個別的な事情も広く慰謝料算定の基礎とできるように認定したものとする。

⑤ 京都地裁判決（平成30年3月15日）は、いわゆる中間指針追補の認める自主的避難対象区域の居住者を対象としたこと、及び、それ以外の地域であっても、とりわけ子どもに対する放射線の影響を実質的に考慮してできる限り幅広く救済をする枠組みを作ったと評価する。

⑥ 首都圏訴訟（平成30年3月16日）については、いわゆるLNTモデルを根拠の一つとして一律に避難の合理性を肯定した点は評価できるが、避難継続の期間を8か月に限定した点を批判すべきであるとした。そして、この裁判体が小高判決（平成30年2月7日判決）と同じであるにもかかわらず、被侵害利益を憲法22条1項「居住地決定権」に憲法13条「包括生活基盤に関する利益」としている一方で、損害論については、小高判決と同様に赤い本基準としている点については、「このギャップをどのように理解すればよいのか」として疑問を呈している。

⑦ 最後に、いわき支部判決（平成30年3月22日）については、被侵害利益について全く言及がないこと、損害論についても中間指針への言及がない点を特徴とする。

⑧ 以上を踏まえ、吉村教授は、これまでの判決の積み重ねにより中間指針が示す損害額のみでは不十分であるとの理解が固まってきており、この段階で改めて指針の見直しをすべきと提言した。すなわち、司法判断の根底には、裁判外の和解（ADR）において多くの損害賠償問題が解決している事実自体は否定しえないことから、これを大幅に上回る判決が下された場合に、すでに和解解決した当事者との関係で不均衡問題が起き、それが社会的混乱に発展することを司

法自身が恐れているのではないかとの推測である。

さらに、吉村教授は、「ふるさと喪失慰謝料」のネーミングは良いとしつつ、裁判実務においては、例えば、人格権侵害の場合の慰謝料相場が数十万円、名誉権侵害の場合でも100万円程度であり、いわゆる死亡慰謝料で2000～3000万円であるというわが国の慰謝料水準に照らせば、ふるさと喪失「慰謝料」という慰謝料の枠組みで考える限り、2000万円を超えることはできず、高くとも1600万円程度にとどまってしまうのではないかという裁判官の感覚を指摘した。その意味で、慰謝料というネーミングよりも、小高判決や首都圏判決で用いられた「包括生活基盤に関する侵害」という主張の仕方がよいのではないかとまとめられた。控訴審での主張の在り方に対する具体的な示唆として注目されるべきである。

パワーポイントを駆使する下山教授

次に、下山憲治名古屋大学教授から、津波の予見可能性について、2002年7月の地震本部の長期評価公表を大きな経緯として、遅くとも2006年には予見可能とする傾向が指摘された。その上で、結果回避手段も、前橋地裁判決が指摘した「非常用電源設備の高所配置」や「重要施設の水密化」のほか、京都判決や首都圏判決では「防潮堤の設置やシビアアクシデント対策」も結果回避の手段として掲げられている。

まとめをされる
淡路剛久立教大学名誉教授

以上、非常に中身の濃い詳細な報告がなされた後、原発被害者訴訟原告団全国連絡会を代表して、早川いわき避難者訴訟の原告団長からの挨拶がなされた。最後に、日本環境会議を代表して、淡路剛久立教大学名誉教授による「まとめ」が行われた。淡路教授は、各報告者の議論を詳細に再現され、長時間を費やしてまとめをされた。率直にいって7判決を理論的に整合性を持って説明することは極めて困難であると思われる中で、今後の闘いを運動を中心にして進めるべきとのまとめであったといえる。

⑵ 第47回総会

シンポのあと、中島晃代表委員の開会挨拶により第47回総会が速やかに執り行われた。

アスベスト（西村隆雄幹事）、有明（國嶋洋伸弁護士）、水俣（板井俊介事務局長）、リニア（関島保雄代表委員）の特別報告のあと、公害・地球懇の清水滝氏から地球温暖化問題に関するアピールがなされた。

その後、中杉喜代司幹事長から2017年度活動総括、及び、2018年度の活動方針が提起されたが、原発問題、アスベスト問題が佳境を迎える中で、有明、水俣、基地問題、リニアなどの公共事業問題が手を取り合って運動を支え合うことの重要性が確認された（なお、アスベスト、有明、水俣の各決議も用意されていたが、時間の関係上、決議を省略した）。

さらに、板井俊介事務局長より、2017年度の会計報告に続き、白井劍幹事を新幹事長（原発津島）、國嶋洋伸事務局次長（有明）、水谷陽子事務局次長（原発いわき）とする2018年度の人事案が提案され（人事案の詳細は議案書最後尾の人事案をご参照下さい）、全会一致で承認された。

この後、白井新幹事長は、新たに幹事長となる節目の場において、公害弁連の原点に立ち帰る素晴らしいスピーチを行った。

「一つひとつの公害問題には、それぞれの顔があり、問題のもつ特徴がある。したがって、社会的情勢がどんなに不利で困難な局面であっても、それゆえに、すべての公害裁判の活路が消え失せるものでもない。その問題のもつ特徴を生かして奮闘するならば、どんなに困難な局面でも打開し、勝利に結びつけることもできる。『情勢に負ける』ことは、闘わずして敗北することである。皆さん、頑張りましょう」

これは、公害弁連初代事務局長である豊田誠現顧

問の言葉の引用である（淡路剛久、寺西俊一編「公害環境法理論の新たな展開」日本評論社 1997･27 頁）。

総会参加者一同は、決して楽観視できない現在の情勢の中で、先輩弁護士の言葉に大きく励まされたことであろう。

なお、総会終了後の懇親会も概ね 30 名程度の参加者をえたが、日本環境会議の先生方からは「後継者対策が急務である」との認識が示された。この問題は、公害弁連にも共通する問題であり、今後とも、各弁護団でも若手弁護団員への教訓の引継ぎと公害弁連事務局への参加が期待されるところである。

2　発行物

⑴　公害弁連ニュース　185 ～ 186 号を発行した。
⑵　情報と通信　386 ～ 387 号を発行した。
⑶　ホームページは、余り動きがなかったので、リンク先の充実、情報アップに努める。

3　協北印刷様からカンパを頂きました。感謝申し上げます。

【五】2019年度　活　動　方　針

⑴　大気汚染公害被害者のたたかいを発展させ、裁判闘争の成果を被害者のたたかいに結合させて、大気汚染公害の根絶と新たな被害者救済制度の確立をかちとる。

①　大阪西淀川・川崎・尼崎・名古屋南部判決と東京大気裁判での和解をふまえ、新たに提起した公害調停を梃子に、自動車メーカー・道路の設置・管理者等汚染原因者の負担に基づく国レベルでの、新たな被害者救済制度の確立のたたかいを進める。

②　公害認定患者の等級切り下げ、自動車重量税の廃止などの現行補償法改悪の動きに対しては、断固として反対してたたかう。

③　全国の大気汚染地域で、実態調査、被害者掘りおこしに取り組み、東京都・川崎市での現行救済制度維持に全力を尽くすとともに、各自治体レベルでの医療費救済制度の確立を追求する。

④　PM2.5測定体制を早急に整備させ、PM2.5低減のための対策の早期実施を追及する。

⑤　東京都をはじめとする首都圏等自治体のディーゼル規制条例を梃子に、国に対し、自動車NOX・PM法の抜本的強化をはじめとした自動車排ガス対策の強化を迫るとともに、自動車メーカーに対し、後付けの排ガス低減装置の開発・無償装着を求めるたたかいを強める。

⑥　各地「道路連絡会」での実効性ある協議を推進し、大型車の交通規制、ロードプライシングの強化などの、大型車の交通総量削減対策を実現するたたかいを進める。

⑦　裁判闘争の成果をふまえて、進路構造対策、道路沿道対策、周辺対策の確立と地域再生の課題に取り組む。

⑧　環境教育、語り部活動を重視し、この点で国、自治体に対する要求現実行動にも取り組む。

⑵　公害道路の建設強行を許さず、裁判闘争の成果をふまえて、道路行政の抜本的転換を求める。

①　各地の大気汚染裁判の前進を梃子に、全国の道路反対運動との連携を進めて、道路建設至上主義の道路行政の抜本的転換のためのたたかいに取り組む。

②　圏央道・広島国道2号線高架道・国分寺都市計画道路をはじめとする環境破壊、公害拡大の道路建設の強行を阻止し、道路建設をめぐるたたかいを強め、道路計画の見直しを迫る。

③　「改正」土地収用法下での強引かつ非民主的な収用委員会審理に断固反対し、事業認定の違法を争わせない審理方式に対するたたかいを強化する。

④　圏央道高尾山裁判の成果と経験を活かし、豊かな自然環境を破壊する無駄な公害道路を許さないため、取り組みを強める。

⑤　国道43号線裁判の最高裁判決の成果をふまえて、道路騒音環境基準の見直しを求め、道路騒音・振動公害の根絶をめざす。

⑶　基地･空港などの騒音裁判に勝利し、基地、空港、新幹線などによる騒音・振動被害の根絶をめざすたたかいを強める。

①　平穏な生活を取り戻すため、差止請求を棄却した最高裁判決の誤りをただす差止勝利判決をかちとるため全力をつくす。

②　基地周辺の全被害地域に居住する住民に対し、将来請求を含む損害賠償を認めさせるたたかいを強める。

③　現在訴訟を起こしていない基地周辺の騒音公害にも反対し、新訴訟を含む新たな運動を展開する。

④　国およびアメリカ政府に対し日米合同委員会における騒音防止協定の遵守を徹底させるとともに、騒音コンターの縮小的見直しなど周辺対策の切り下げを阻止し、騒音発生源対策など被害そのものの縮小を迫る。

⑤　低空飛行訓練やオスプレイ等の危険な軍用機の訓練に反対し、住民らの安全を守るたたかいを強める。

⑥　名古屋新幹線訴訟でかちとった「和解協定書」にもとづき、発生源対策を一層強化させ、JR、国

交省、環境省などに対し、新たな被害の発生、拡大を許さないたたかいを強める。

⑦「基地公害の根絶は基地の撤去から」という立場から、沖縄県民の基地撤去のたたかい、新たな基地建設を許さないたたかいを支援する。

⑧　在日米軍再編、安全保障関連法施行など、日米同盟関係の強化を口実とした基地強化の策動に反対し、騒音被害の拡大を阻止する。

⑷　不知火海沿岸住民及び阿賀野川流域住民の健康調査を国に実施させ、すべての被害者の補償を勝ち取るとともに、世界に水俣病の教訓を伝えるたたかいに取り組む

①　全ての水俣病患者を救済するために、不知火海沿岸住民及び阿賀野川流域住民の健康調査を国に実施させる。

②　加害企業チッソが保有する子会社JNCの株式の譲渡を阻止するためのたたかいを継続する。

③　水俣病被害者が最後の１人まで補償を勝ち取るためにたたかいを継続する。

④　他団体との共闘を図り、民医連、保険医協会などの医療機関をはじめ広範な医師、研究者との関係を強め、患者の立場に立った水俣病医学の確立をめざす。

⑤「総合対策医療事業」及び「水俣病被害者手帳」所持者への対策事業の内容の充実、継続を求めて、引き続き取り組みを続ける。

⑥　不知火海沿岸、阿賀野川流域の汚染地域の再生、復興、街つくりの課題に、加害者の責任を明らかにする立場から取り組む。

⑦　全ての公害の根絶に向け、ノーモア・ミナマタを訴え、たたかいと教訓を世界に伝える。

⑸　カネミ油症などの食品公害やスモン、ヤコブなどの薬害被害者の恒久対策と医療の充実をめざすたたかいを進める。

①　薬害ヤコブ病の被害者全員の救済をかちとるとともに、薬害根絶に全力をつくす。

②「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づいて、全てのカネミ油症被害者が救済を受けられるよう、カネミ倉庫や国に対して救済事項の完全実施を求めるたたかいを強化する。

③　スモンの全面解決を踏まえて、薬害弁連の運動とも連帯して、健康管理手当の増額を含む薬害根絶の運動を発展させる。

④　カネミ油症、スモン、エイズ、ヤコブなどの治療法の研究開発を進める要求を支持し、難病対策の充実を求める運動を支持する。

⑤　独立行政法人医薬品・医療機器総合機構制度の充実、改善をめざす。

⑥　抗がん剤にも医薬品副作用被害救済制度を適用するたたかいを強力に進める。

⑦　食品の安全性を求めるたたかいを消費者、農民とともに協力してたたかう。食品の安全性を確保する法制度の改善をめざし、食品衛生法などの改正を求めてたたかう。

⑹　神通川流域、安中公害など各地の重金属による汚染の監視を継続し、汚染土壌の復元を図るとともに、市街地土壌、地下水汚染問題に取り組む。

①　神岡鉱業所での公害防止協定に基づく立入調査を引続き成功させ、発生源対策の継続をはかっていく。

②　安中の土壌復元事業を計画どおりに完了させ、事業が完了した神通川流域については再汚染を防止する。

③　イタイイタイ病患者の認定及び要観察者の判定について認判定行政の適正化を求め、また、原因企業が運用するカドミウム腎症患者救済制度の積極的な活用をはかる。

　カドミウムによる健康被害に関する環境省の調査研究を引き続き監視していく。

④　重金属による人体被害、農業被害についての科学者との学際的協力を重視していく。

⑤　市街地土壌・地下水汚染問題に取組み、真に実効性のある土壌汚染対策法の制定をめざす。

⑺　自然・環境破壊の公共事業に反対するたたかいを強化し、大型公共事業の中止・見直しを迫る。

①　諫早湾干拓潮受堤防排水門の、一日でも早い開放、有明海の再生を目指すとともに、農業と漁業

が両立した真の有明海沿岸地域の再生を実現する。

② 流域住民の力で勝ち取った川辺川ダム建設中止の成果に学び、全国の無駄なダム建設計画を中止・見直しに追い込む。

③ 里山や干潟等、生物多様性の宝庫である自然環境に対する破壊をやめさせるべく、大型公共事業の中止・見直しを迫る。

④ 無駄で有害な公共事業に対する公金の支出をやめさせる。

⑻ 韓国、中国をはじめとしたアジア諸国との広範かつ実践的な交流を強化する。

① 韓国・中国の法律家との交流を深め、3カ国の弁護士らによる会議の開催をめざす。

② 毎年実施されている、韓国司法修習生の公害環境研修に積極的に協力する。

⑼ 官僚司法を打破し、国民のための司法を実現する改革運動を進め、非人道的な長期裁判に反対し、公害被害者の早期救済と公害根絶に役立つ勝利判決をかちとるたたかいを法廷内外で展開する。

① 公害等調整委員会が行政追随の姿勢を改め、公害紛争に関する専門的機関としての本来の役割に立ち返るよう求める取組みを強める。

② 国民主権に根ざした司法の行政に対するチェック機能の抜本的強化をはかるため、改正行政訴訟法を活用し、さらに行政訴訟改革への取組みを強める。

③ 法曹一元など、さらなる国民のための司法をめざす。

④ 裁判所の異例な人事政策や判・検事交流の実態を明らかにし、広く国民に知らせるとともに、裁判所として国民の権利擁護の立場に立たせ、正義と公平を実現させるための本来の姿を堅持させるよう裁判所の内外での努力を強めていく。

⑤ 「生きているうちに救済を」という公害被害者の切実な要求を実現させるために、公害裁判の長期化に断固として反対し、公害被害者の早期救済、全面解決の早期実現の必要性を裁判の内外で常に訴えて、あらゆる公害裁判での早期結審・判決の実現に努力する。

⑥ 公害裁判の中で、加害企業、行政の立場を批判するとともに、裁判所の公害被害者の立場を理解しない訴訟指揮については断固として反撃する。

⑦ 被害者とともにたたかう公害弁護団として、日常の法廷で加害者を圧倒する活動を展開する。

⑧ 戦略的環境アセスメント法制定のためたたかうとともに、地方自治体において、実効ある環境アセスメント条例の制定をめざす。

⑽ 国際的視野から地球環境の破壊に反対し、環境保全のために被害者・住民・専門家などの諸団体との提携を強め、環境保全の課題の基本は現在の公害被害者の救済と公害根絶に努力するところにあることを広く国民に訴えていく。

① 環境保全は国民的課題であるとの観点で、地球環境保全の様々な取組みに積極的に参加するとともに、わが国の公害被害者の救済と公害根絶の課題を達成することこそが地球環境保全の基礎であることを広く訴える。

② 地球温暖化問題では、政府、自治体、企業に対し、京都議定書及び25％の中期削減目標を完全に達成するための施策を実施させるたたかいを強力に進める。

③ 国内外の公害・環境破壊反対の運動や団体との連携を強め、多くの公害被害者や運動体と連携し、全国的、地域的ネットワークづくりを含め、創意をこらし多種多様な行動に積極的に取り組む。とりわけ、日本環境法律家連盟との連携を強め、自然環境保全の運動を支援する。

④ 全国公害被害者総行動デーの成功のために積極的に参加し協力する。

⑤ 医師、科学者などの専門家、とりわけ民主医療機関連合会、日本環境会議、日本科学者会議との連携を深め、公害被害者の発掘に努め、加害者の責任を明確にし、公害反対運動の実戦的理論の確立、被害者救済と公害根絶の推進に努力する。

⑥ 公害根絶と被害者救済に関する法制度の拡充、強化をめざし、公害問題に関する立法、行政、地方自治体などに対する提言、申入れを積極的に行っていく。

⑦ 知る権利を具体化した、実効性ある情報公開制

度の確立、環境権、人格権の尊重の原則の法制化、自然の権利の確立のために、積極的に取り組む。

⑾ 廃棄物処理施設（最終処分場）による環境汚染問題への取り組みを強化し、住民団体の活動を支援する。

⑿ アスベスト問題を史上最大の労災公害と位置づけて、国と大企業に対して、被害者の全面的な救済と抜本的なアスベスト対策を求めるたたかいに取り組む。

① 建設アスベスト訴訟に勝利し、建設作業従事者にかかる石綿被害者補償基金制度の創設をめざす。
② 被害の全面的な把握を行うために、国に対して大規模な疫学調査や被害実態調査を要求する。
③ アスベスト被害の根絶のために、アスベスト基本法の制定とアスベスト問題を統一して扱う行政機関の設置を要求する。
④ シンポジウムなどの開催、全国各地での被害者の掘り起こしなど、アスベスト問題の解決に向けた取り組みを一層強化する。
⑤ 建築解体によるアスベスト飛散問題に積極的に取り組む。
⑥ 建物解体、震災によるアスベスト飛散問題や石綿肺がん認定基準問題に積極的に取り組む。

⒀ 原発事故による被害者の完全救済を求めるたたかい、脱原発を進めるたたかいに取り組む。

① 最大公害というべき福島原発事故による汚染地域の原状回復と被害者の完全救済を求めるたたかいに取り組む。
② 被害救済の前提となる、東京電力、国の責任の追及をめざす。
③ 低線量被曝など原発被害による健康被害の調査を求める。
④ 脱原発を求める訴訟、運動に連動して取り組む。

⒁ 最大の環境破壊である戦争に向けた策動に反対し、平和憲法改悪を断固阻止する運動に飛躍的に取り組む。

① 米軍再編、自衛隊と在日米軍の連携強化、国民投票法案上程など、改憲への地均しがなし崩し的に押し進められる情勢において、アメリカと一体となった集団的自衛権行使を狙った憲法改悪を断固阻止し、平和条項を守り発展させる運動への取り組みを強化する。
② 「戦争は最大の環境破壊」をキーワードに、反テロリズムと国際協調の大義名分の下に押し進められる戦争を含め、あらゆる戦争に向けた策動に反対するたたかいに取り組む。

⒂ 「規制緩和」を一気に推し進めて我国の農業を破壊し、環境や国民生活に重大な悪影響を及ぼす環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への参加に反対するたたかいに取り組む。

⒃ 公害弁連の組織、体制など

① 幹事会、事務局会議への参加を強めて、その内容を充実させ、各弁護団がかかえている課題、問題点を明確にし、共同の討議を通じて理論的、実践的水準を一層引き上げていく。
② 各公害の分野別の弁護団の交流を積極的に進めるとともに、公害弁連の担う課題、任務分担を明確にさせて、総合的なたたかいを進めていく。
③ 公害弁連ニュースの定期発行、情報と通信の随時発行、公害弁連ホームページの充実、法律雑誌への投稿、パンフレットなどによって、宣伝活動の強化、充実を図る。
④ 新規加入弁護団の増加をはかり、財政の確立に向けて抜本的な改革を検討し、組織、財政の拡大、充実を図る。
⑤ 役員・事務局体制を充実させる。
イ 幹事会の充実
ロ 事務局会議の充実

【六】公　害　関　係　資　料

公害弁連・日本環境会議・公害総行動実行委員会　共催

責任逃れを続ける国に
責任をとらせるために
いかにして国を追い詰めるのか

3／30(土)

12:30　開場　13:00　開演

新宿農協会館　大会議室

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2丁目5-5

特別報告1:原発訴訟について

弁護士　南雲芳夫(『生業(なりわい)を返せ、地域を返せ！』福島原発訴訟弁護団)

特別報告2:よみがえれ有明訴訟について

弁護士　★★★★(よみがえれ有明訴訟弁護団)

パネルディスカッション

アスベスト・有明　～国に勝つために～

パネリスト

吉村良一(立命館大学法務研究科教授)

篠原義仁(弁護士・公害弁連代表委員)

村松昭夫(弁護士・公害弁連代表委員・泉南アスベスト訴訟弁護団長)

堀良一(弁護士・よみがえれ有明訴訟弁護団)

司会　白井劍(弁護士・公害弁連幹事長)

15:50～16:30　公害弁連総会

※終了後懇親会有(5000円)

連絡：公害弁連事務局　熊本中央法律事務所　熊本市中央区京町 2-12-43
TEL. ０９６－３２２－２５１５／FAX. ０９６－３２２－２５７３
弁護士　板井　俊介

【七】2018年度　活　動　日　誌

公害弁連をめぐる動き	
2018	
4. 8	公害弁連第48回総会・福島原発被害賠償訴訟～7判決をどう読み解くか（東京・プラザエフ）
5.15	公害弁連事務局会議（第1回）
6. 6～ 7	第43回全国公害被害者総行動デー
6. 7	公害弁連幹事会（第1回）
6.23	福島原発事故賠償問題研究会（JEC原賠研）
7.15	公害弁連ニュース【185】発行
7.24	福島原発被害訴訟「自由放談会」準備会議
7.28～29	第4回「原発と人権」全国研究・市民交流集会 in ふくしま（福島大学）
8.25	福島原発被害訴訟「自由放談会」（プラザエフ）
9.12	公害弁連事務局会議（第2回）
10.27	公害弁連幹事会（第2回）
11. 4	福島原発事故賠償問題研究会（JEC原賠研）WG研究会
12. 5	公害弁連事務局会議（第4回）
12. 9～10	公害総行動箱根合宿
2019	
1. 1	公害弁連ニュース【186】発行
1.11	公害弁連幹事会（第3回）
	公害合同旗開き
1.19	原発被害者訴訟原告団全国連絡会総会
2. 1	じん肺新春のつどい
2. 8	公害弁連事務局会議（第5回）
3. 8	公害弁連事務局会議（第6回）
3.28	福島原発事故被害者訴訟判決報告院内集会

【八】公害弁連歴代人事一覧

決定総会	代表委員					幹事長	副幹事長			事務局長	事務局次長				
第1回 1972 （東　京）	正力喜之助 （イ病）	北村利弥 （四日市公害）	渡辺喜八 （新潟水俣病）			近藤忠孝 （イ病）				豊田　誠 （イ病）					
第2回 1973 （大　阪）	正力喜之助	北村利弥	渡辺喜八			近藤忠孝				豊田　誠					
第3回 1974 （名古屋）	正力喜之助		渡辺喜八			坂東克彦 （新潟水俣病）				豊田　誠					
第4回 1975 （横　浜）	正力喜之助	東　敏雄 （熊本水俣病）	山本正男 （名古屋新幹線）			木村保男 （大阪国際空港）				豊田　誠					
第5回 1976 （北九州）	正力喜之助	東　敏雄	山本正男	内田茂雄 （カネミ）		木村保男				豊田　誠	篠原義仁 （川崎・安中）	林　光佑 （新幹線）	石橋一晁 （空港・イ病）		
第6回 1977 （東　京）	正力喜之助	東　敏雄	山本正男	内田茂雄		野呂　汎 （四日市公害 新幹線公害）	滝井繁男 （大阪空港）	鬼迫明夫 （多奈川火電）	豊田　誠 （東京スモン）	篠原義仁	長谷川正浩 （新幹線）	白川博清 （東京スモン）	犀川季久 （安中）	能勢英樹 （イ病）	
第7回 1978 （東　京）	正力喜之助	東　敏雄	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	野呂　汎	滝井繁男	鬼迫明夫	豊田　誠	篠原義仁	長谷川正浩	白川博清	犀川季久	能勢英樹	中村雅人 （東京スモン）
第8回 1979 （東　京）	正力喜之助	東　敏雄	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	野呂　汎	久保井一匡 （大阪空港）	井関和彦 （西淀川）	石橋一晁 （北陸スモン）	篠原義仁	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次 （西淀川）	中村雅人	
第9回 1980 （川　崎）	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎			豊田　誠	水野武夫	井関和彦	石橋一晁	篠原義仁	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	中村雅人	鈴木堯博 （東京スモン）
第10回 1981 （北九州）	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎			豊田　誠	水野武夫	篠原義仁	石橋一晁	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	中村雅人	

決定総会	代表委員				幹事長	副幹事長			事務局長	事務局次長				
第11回 1982 （東　京）	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎		豊田　誠	石川康之 (名古屋新幹線)	篠原義仁	石橋一晁	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	中村雅人	中本源太郎 (東北新幹線)
第12回 1983 （千　葉）	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎		豊田　誠	石川康之	篠原義仁	石橋一晁	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	中村雅人	中本源太郎
第13回 1984 （大　阪）	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎		豊田　誠	石川康之	篠原義仁 高橋　勲	石橋一晁 吉野高幸	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	中村雅人	中本源太郎
第14回 1985 （東　京）	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	関田政雄 (西淀川)	高田新太郎 (安中)	石川康之	篠原義仁 高橋　勲	石橋一晁 吉野高幸	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	早川光俊 (西淀川)	中村雅人	中本源太郎
第15回 1986 （千　葉）	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	関田政雄	高田新太郎	石川康之	篠原義仁 高橋　勲	石橋一晁 吉野高幸	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	早川光俊	中村雅人	鈴木　守 (千葉川鉄)
第16回 1987 （千　葉）	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	関田政雄	高田新太郎	石川康之	篠原義仁 高橋　勲	石橋一晁 吉野高幸 鈴木堯博	白川博清	鈴木　守	早川光俊	中村雅人	管野兼吉	
第17回 1988 （大　阪）	内田茂雄	梨木作次郎	関田政雄		高橋　勲 (千葉川鉄)	石川康之	篠原義仁	石橋一晁 吉野高幸 鈴木堯博	白川博清	鈴木　守	早川光俊	中村雅人	管野兼吉	
第18回 1989 （神　戸）	内田茂雄	梨木作次郎	斉藤一好	矢島惣平 (川崎)	高橋　勲	石川康之	篠原義仁	石橋一晁 吉野高幸 鈴木堯博	白川博清	鈴木　守	早川光俊	管野兼吉	関島保雄	
第19回 1990 （熊　本）	内田茂雄	梨木作次郎	斉藤一好	矢島惣平	井関和彦 (西淀川)	篠原義仁 中島　晃 白川博清	石橋一晁 馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木堯博	鈴木　守	早川光俊	管野兼吉	関島保雄	板井　優	
第20回 1991 （東　京）	内田茂雄	梨木作次郎	斉藤一好	矢島惣平	井関和彦	篠原義仁 中島　晃 白川博清	石橋一晁 馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木堯博	鈴木　守	早川光俊	宮田　学	関島保雄	板井　優	

決定総会	代表委員	幹事長	副幹事長	事務局長	事務局次長
第21回 1992 (大　阪)	内田茂雄 梨木作次郎 斉藤一好 矢島惣平	井関和彦 (西淀川)	篠原義仁 中島　晃 白川博清 石橋一晃 馬奈木昭雄 吉野高幸 鈴木堯博	鈴木　守	早川光俊 宮田　学 関島保雄 板井　優
第22回 1993 (川　崎)	内田茂雄 斉藤一好 矢島惣平	井関和彦 (西淀川)	篠原義仁 中島　晃 白川博清 石橋一晃 馬奈木昭雄 吉野高幸 鈴木堯博	鈴木　守	早川光俊 宮田　学 関島保雄 板井　優
第23回 1994 (岡　山)	内田茂雄 斉藤一好 矢島惣平 千場茂勝 花田啓一	中島　晃 (京都水俣)	篠原義仁 吉野高幸 馬奈木昭雄 鈴木堯博 白川博清 鈴木　守 関島保雄 尾藤廣喜	板井　優	早川光俊 宮田　学 西村隆雄 村松昭夫 白井　劍 森　徳和
第24回 1995 (大　阪)	内田茂雄 斉藤一好 矢島惣平 千場茂勝 花田啓一	中島　晃 (京都水俣)	篠原義仁 吉野高幸 馬奈木昭雄 鈴木堯博 白川博清 鈴木　守 関島保雄 尾藤廣喜	板井　優	早川光俊 宮田　学 西村隆雄 村松昭夫 白井　劍 森　徳和
第25回 1996 (熊　本)	内田茂雄 斉藤一好 矢島惣平 千場茂勝 花田啓一 近藤忠孝	中島　晃 (京都水俣)	篠原義仁 吉野高幸 馬奈木昭雄 鈴木堯博 白川博清 鈴木　守 関島保雄 尾藤廣喜	板井　優	早川光俊 宮田　学 西村隆雄 村松昭夫 白井　劍 森　徳和 松野信夫 籠橋隆明 中杉喜代司 原希世巳
第26回 1997 (東　京)	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝 花田啓一 近藤忠孝 井関和彦 加藤満生	篠原義仁	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜 鈴木堯博 鈴木　守 板井　優 白川博清 関島保雄	村松昭夫	早川光俊 宮田　学 西村隆雄 白井　劍 森　徳和 松野信夫 籠橋隆明 中杉喜代司 原希世巳
第27回 1998 (神　戸)	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝 花田啓一 近藤忠孝 井関和彦 加藤満生	篠原義仁	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜 鈴木堯博 鈴木　守 板井　優 白川博清 関島保雄	村松昭夫	早川光俊 宮田　学 高木健康 西村隆雄 久保博道 牛島聡美 白井　劍 森　徳和 山本　孝 松野信夫 籠橋隆明 原　和良 中杉喜代司 原希世巳
第28回 1999 (名古屋)	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝 花田啓一 近藤忠孝 井関和彦 加藤満生	篠原義仁	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜 鈴木堯博 鈴木　守 板井　優 白川博清 関島保雄	村松昭夫	早川光俊 宮田　学 高木健康 西村隆雄 久保博道 牛島聡美 白井　劍 森　徳和 山本　孝 松野信夫 籠橋隆明 原　和良 中杉喜代司 原希世巳
第29回 2000 (名古屋)	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝 花田啓一 近藤忠孝 井関和彦 加藤満生 豊田誠 榎本信行	篠原義仁	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜 鈴木堯博 鈴木　守 板井　優 白川博清 関島保雄	村松昭夫	早川光俊 宮田　学 高木健康 西村隆雄 久保博道 加納　力 白井　劍 森　徳和 山本　孝 松野信夫 籠橋隆明 大江京子 中杉喜代司 原希世巳
第30回 2001 (東京八王子)	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝 花田啓一 近藤忠孝 加藤満生 豊田誠 榎本信行	馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木　守 板井　優 鈴木堯博 関島保雄 村松昭夫 白川博清 尾藤廣喜 早川光俊	西村隆雄	宮田　学 籠橋隆明 山本　孝 松浦信平 白井　劍 中杉喜代司 加納　力 高橋　徹 森　徳和 原希世巳 大江京子 松野信夫 久保博道 岩井羊一
第31回 2002 (東　京)	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝 花田啓一 近藤忠孝 加藤満生 豊田誠 榎本信行	馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木　守 板井　優 高木健康 鈴木堯博 関島保雄 村松昭夫 白川博清 尾藤廣喜 早川光俊	西村隆雄	宮田　学 籠橋隆明 山本　孝 松浦信平 白井　劍 中杉喜代司 加納　力 高橋　徹 森　徳和 原希世巳 大江京子 松野信夫 久保博道 岩井羊一

決定総会	顧　問	代　表　委　員			幹事長	副　幹　事　長			事務局長	事　務　局　次　長			
第32回 2003 （人　吉）	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 近藤忠孝 加藤満生 豊田　誠	榎本信行 中島　晃 馬奈木昭雄 吉野高幸		板井　優	鈴木堯博 関島保雄 早川光俊	白川博清 尾藤廣喜 高木健康	鈴木　守 村松昭夫	西村隆雄	宮田　学 籠橋隆明 山本　孝 松浦信平	白井　劍 中杉喜代司 加納　力 高橋　徹	森　徳和 原希世巳 大江京子	松野信夫 久保博道 岩井羊一
第33回 2004 （熊　本）	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 豊田　誠 馬奈木昭雄	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	加藤満生 中島　晃 篠原義仁	板井　優	鈴木堯博 関島保雄 早川光俊	白川博清 尾藤廣喜 高木健康	鈴木　守 村松昭夫	西村隆雄	白井　劍 森　徳和 籠橋隆明	中杉喜代司 原希世巳 久保博道	加納　力 大江京子 岩井羊一	高橋　徹 松浦信平 後藤富和
第34回 2005 （東　京）	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 豊田　誠 馬奈木昭雄	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	加藤満生 中島　晃 篠原義仁	関島保雄	鈴木堯博 尾藤廣喜 高木健康	白川博清 村松昭夫	鈴木　守 早川光俊	西村隆雄	白井　劍 森　徳和 籠橋隆明 松尾文彦	中杉喜代司 原希世巳 久保博道	加納　力 大江京子 岩井羊一	高橋　徹 松浦信平 後藤富和
第35回 2006 （大　阪）	斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 豊田　誠 馬奈木昭雄	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	加藤満生 中島　晃 篠原義仁	関島保雄	鈴木堯博 尾藤廣喜 高木健康	白川博清 村松昭夫 西村隆雄	鈴木　守 早川光俊	中杉喜代司	白井　劍 加納　力 後藤富和	森　徳和 大江京子 島戸圭輔	岩井羊一 高橋　徹 板井俊介	松浦信平 松尾文彦
第36回 2007 （東　京）	斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 豊田　誠 馬奈木昭雄	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	加藤満生 中島　晃 篠原義仁	関島保雄	鈴木堯博 尾藤廣喜 高木健康	白川博清 村松昭夫 西村隆雄	鈴木　守 早川光俊 宮田　学	中杉喜代司	白井　劍 加納　力 後藤富和	森　徳和 大江京子 島戸圭輔	岩井羊一 高橋　徹 板井俊介	松浦信平 松尾文彦
第37回 2008 （諫　早）	千場茂勝 花田啓一	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	加藤満生 中島　晃 篠原義仁	豊田　誠 馬奈木昭雄 鈴木堯博	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田　学	鈴木　守 高木健康	尾藤廣喜 西村隆雄	中杉喜代司	阿部哲二 加納　力 後藤富和	白井　劍 大江京子 島戸圭輔	森　徳和 高橋　徹 板井俊介	松浦信平 松尾文彦 中村輝久
第38回 2009 （東　京）	千場茂勝 花田啓一	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	加藤満生 中島　晃 篠原義仁	豊田　誠 馬奈木昭雄 鈴木堯博	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田　学	鈴木　守 高木健康	尾藤廣喜 西村隆雄	中杉喜代司	阿部哲二 加納　力 島戸圭輔	白井　劍 伊藤明子 板井俊介	森　徳和 松尾文彦 中村輝久	松浦信平 後藤富和 吉岡孝太郎
第39回 2010 （沖　縄）	千場茂勝 花田啓一	加藤満生 中島　晃 篠原義仁	豊田　誠 馬奈木昭雄 鈴木堯博	榎本信行 吉野高幸	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田　学	鈴木　守 高木健康	尾藤廣喜 西村隆雄 原希世巳	中杉喜代司	阿部哲二 加納　力 島戸圭輔	白井　劍 伊藤明子 板井俊介	森　徳和 松尾文彦 中村輝久	松浦信平 後藤富和 吉岡孝太郎
第40回 2011 （東　京）	千場茂勝 花田啓一 加藤満生	近藤忠孝 中島　晃 篠原義仁	豊田　誠 馬奈木昭雄 鈴木堯博	榎本信行 吉野高幸	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田　学	鈴木　守 高木健康 原希世巳	尾藤廣喜 西村隆雄 中杉喜代司	阿部哲二	白井　劍 伊藤明子 中村輝久 橋澤加世	森　徳和 松尾文彦 吉岡孝太郎	松浦信平 後藤富和 津田二郎	加納　力 板井俊介 長瀬信明
第41回 2012 （東　京）	千場茂勝 花田啓一 加藤満生 近藤忠孝 豊田　誠 榎本信行	中島　晃 吉野高幸 鈴木堯博 関島保雄	馬奈木昭雄 篠原義仁 板井　優		村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田　学 白井　劍 南雲芳夫	鈴木　守 高木健康 原希世巳 森　徳和 尾崎俊之	尾藤廣喜 西村隆雄 中杉喜代司 広田次男	阿部哲二	松浦信平 後藤富和 津田二郎 馬奈木厳太郎	加納　力 板井俊介 長瀬信明	伊藤明子 中村輝久 橋澤加世	松尾文彦 吉岡孝太郎 中川素充

決定総会	顧　問	代　表　委　員			幹事長	幹　事			事務局長	事　務　局　次　長			
第42回 2013 （東　京）	千場茂勝 花田啓一 加藤満生 近藤忠孝 豊田　誠 榎本信行	中島　晃 馬奈木昭雄 吉野高幸 篠原義仁	鈴木堯博 板井　優 関島保雄		村松昭夫	白川博清 早川光俊 高木健康 西村隆雄 宮田　学	原希世巳 中杉喜代司 白井　劍 森　徳和 松尾文彦	中川素充 広田次男 南雲芳夫 尾崎俊之	阿部哲二	松浦信平 加納　力 伊藤明子 後藤富和 板井俊介	中村輝久 吉岡孝太郎 津田二郎 長瀬信明 橋澤加世	馬奈木厳太郎 秋元理匡 深井剛志	
第43回 2014 （東　京）	千場茂勝 花田啓一 豊田　誠	中島　晃 馬奈木昭雄 吉野高幸 篠原義仁	鈴木堯博 板井　優 関島保雄		中杉喜代司	村松昭夫 白川博清 早川光俊 高木健康 西村隆雄	宮田　学 原希世巳 白井　劍 森　徳和 松尾文彦	中川素充 広田次男 南雲芳夫 尾崎俊之	阿部哲二	松浦信平 加納　力 伊藤明子 笹山尚人 後藤富和	板井俊介 中村輝久 吉岡孝太郎 津田二郎 長瀬信明	橋澤加世 馬奈木厳太郎 深井剛志	
第44回 2015 （福　島）	千場茂勝 花田啓一 豊田　誠	中島　晃 馬奈木昭雄 吉野高幸 篠原義仁	鈴木堯博 板井　優 関島保雄		中杉喜代司	村松昭夫 白川博清 早川光俊 高木健康 西村隆雄	宮田　学 原希世巳 白井　劍 森　徳和 松尾文彦	中川素充 広田次男 南雲芳夫 尾崎俊之	阿部哲二	松浦信平 加納　力 伊藤明子 笹山尚人 後藤富和	板井俊介 中村輝久 吉岡孝太郎 津田二郎 長瀬信明	橋澤加世 馬奈木厳太郎 深井剛志	
第45回 2016 （熊　本）	千場茂勝 花田啓一 豊田　誠	中島　晃 馬奈木昭雄 吉野高幸 篠原義仁	鈴木堯博 板井　優 関島保雄		中杉喜代司	村松昭夫 白川博清 早川光俊 高木健康 西村隆雄	宮田　学 原希世巳 白井　劍 森　徳和 松尾文彦	中川素充 広田次男 南雲芳夫 尾崎俊之	板井俊介	松浦信平 加納　力 伊藤明子 笹山尚人 後藤富和	中村輝久 吉岡孝太郎 津田二郎 長瀬信明	橋澤加世 馬奈木厳太郎 深井剛志	
第46回 2017 （東　京）	花田啓一 豊田　誠	中島　晃 馬奈木昭雄 吉野高幸 篠原義仁	鈴木堯博 板井　優 関島保雄		中杉喜代司	村松昭夫 白川博清 早川光俊 高木健康 西村隆雄 宮田　学	原希世巳 白井　劍 森　徳和 東島浩幸 中川素充	広田次男 南雲芳夫 尾崎俊之 吉野隆二郎 金高　望	板井俊介	伊藤明子 笹山尚人 後藤富和 中村輝久	津田二郎 馬奈木厳太郎 深井剛志 東　圭介		
第47回 2018 （東　京）	豊田　誠 鈴木堯博	中島　晃 馬奈木昭雄 吉野高幸 篠原義仁	関島保雄 板井　優 西村隆雄 村松昭夫		白井　劍	阿部哲二 尾崎俊之 金高　望 中川素充	中杉喜代司 南雲芳夫 早川光俊 原希世巳	東島浩幸 吉野隆二郎 米倉　勉	板井俊介	伊藤明子 中村輝久 津田二郎 馬奈木厳太郎	東　圭介 國嶋洋伸 水谷陽子		

【九】公　害　弁　連　規　約

1.（名　称）　本会は全国公害弁護団連絡会議（略称、公害弁連）といい、事務局を東京都におく。

2.（組　織）　本会は公害根絶のために活動している弁護団（調査団を含む）により組織する。

3.（目　的）　本会は公害弁護団の自主性を尊重し、公害訴訟、公害調査その他公害をなくすために必要な理論的実践的諸問題を法律家の立場から相互に研究し、且つ、必要に応じ支援協力することを目的とする。

4.（運　営）
⑴　本会は総会を年１回開催し、人事財政等運営上の重要事項を協議する。
⑵　本会は前記の目的を達するため必要に応じ連絡会議を開催する。

5.（役　員）
⑴　本会は顧問、代表委員若干名および各弁護団より幹事１名を選出する。
⑵　幹事会の互選により幹事長１名を選出する。
⑶　事務局として、事務局長および事務局員若干名をおく。

6.（財　政）　本会の財政は会費その他の寄付金による。
会費は、各弁護団あたり年１口（10000円）以上とする。

7. 本会の規約改正は総会の決議により行う。